

令和 3 年

第 1 回美浜町議会定例会会議録

令和 3 年 3 月 1 日 開会

令和 3 年 3 月 16 日 閉会

愛知県知多郡美浜町議会

令和 3 年第 1 回美浜町議会定例会会議録目次

3 月 1 日（月曜日）第 1 号

議事日程	1
会議に付した事件	1
会議に出欠席した議員	2
説明のため出席した者の職、氏名	2
職務のため出席した者の職、氏名	2
開会及び開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
令和 3 年度の施政方針について	4
報告第 3 号から議案第 25 号まで 25 件一括提案説明	7
散 会	17

3 月 4 日（木曜日）第 2 号

議事日程	19
会議に付した事件	19
会議に出欠席した議員	19
説明のため出席した者の職、氏名	19
職務のため出席した者の職、氏名	19
開議の宣告	20
町政に対する一般質問	20
○ 9 番 横田貴次議員	21

1 都市計画道路知多東部線について

- (1) 武豊町富貴から本町古布地区をむすぶ知多東部線古布バイパス開通の必要性について
の位置づけは。
- (2) 整備状況と、今後の工事予定は。
- (3) 愛知県への整備要望は、どのような状況か。
- (4) 武豊町富貴から知多東部線南進事業に着手されない理由は、どのようなことが考えら
れるか。
- (5) 隣接する両町との協議はされているか。

○ 8 番 中須賀 敬議員	30
---------------------	----

1 美浜町中小企業・小規模企業の産業振興について

- (1) 基本条例施行によりどのような施策を策定し、実施したのか。
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策として行なった経済対策について

2 スポーツ施設の利用について

- (1) 利用予約はどのような優先順位で受け付けているか。

(2) 大会誘致、合宿誘致など町内スポーツ施設の有効な利用方法について、どのように考えているか。	
(3) 町内スポーツ施設の運営について、どのように計画しているか。	
○10番 荒井勝彦議員	36
1 美浜町消防団について	
(1) 団員数の減少を食い止める具体的な方策を実施していますか。	
(2) 団員の待遇について	
(3) 詰所・車庫の整備状況と、今後の計画は。	
(4) 防災拠点としての位置づけもある建設中の運動公園に、消防団が活動できる場所はあるか。	
2 町内の公共建築物について	
(1) 公共建築物の最適維持管理はなされているか。	
(2) 建築基準法第12条に規定されている定期点検は誰が実施し報告をしているか。 また、実施済みの旨を町民が確認できる方法はあるか。	
(3) 施設管理者が建築物に関する専門知識がなくても、日常業務の中で簡易的な点検ができるような方策をとっているか。	
(4) 今後計画されている学校再編により、学校の施設として使われなくなる校舎等を有効活用する施策は。	
○14番 丸田博雅議員	44
1 学校再編について	
(1) 児童生徒数の推移について	
(2) 関係者及び地域への説明について	
(3) スクールバスの運行について	
(4) 受け入れ体制について	
2 教育環境の整備について	
3 先進地の状況について	
○1番 山本辰見議員	53
1 太陽光発電施設設置の規制について	
(1) ガイドライン制定後設置された太陽光発電施設の設置基数は。 また、その際に指導した主な内容は。	
(2) 現在、町で把握している太陽光発電施設は何箇所あり、どのように管理・指導しているか。	
(3) このガイドラインには、「今後の社会情勢や環境の変化等により必要に応じて随時見直すこととする。」とあるが、検討したことは。	
(4) 設置計画に対する今後の取り組みを確認する。	
(5) 土地所有者へどのように指導していくか。	
2 令和3年4月からの新しいごみの出し方について	
(1) 今回の変更について、住民への周知徹底はできたと認識しているか。	

(2) 新しいごみ袋の周知に、一定期間の猶予の考えは。

(3) 周知の方策の一つとして、3月初旬に一定枚数の新しい水色の袋を変更案内のチラシに添えて住民に配布しないか。

3 新型コロナウイルスワクチン接種対策について

(1) 国から示された優先順位ごとの対象者は、概算でどのくらいか。

(2) ワクチン接種に係る計画について

(3) 看護師の資格を持った方や、災害対応研修会の終了証を持っているグループへの応援を依頼する計画はあるか。

(4) 開業医での接種の依頼は計画しているか。

散 会 6 2

3月5日（金曜日）第3号

議事日程 6 3

会議に付した事件 6 3

会議に出欠席した議員 6 3

説明のため出席した者の職、氏名 6 3

職務のため出席した者の職、氏名 6 3

開議の宣告 6 4

町政に対する一般質問 6 4

○6番 廣澤 毅議員 6 5

1 美浜町総合公園拡張事業について

(1) 現在の拡張事業の進捗状況は。

(2) 今後グラウンドの拡張等も含め、町内で硬式野球が出来る施設の建設予定はないのか。

(3) 第2町民グラウンドとの運用切替えについて

(4) 拡張事業完了後の使用料について

2 公共施設（建物・グラウンド）等跡地の利活用について

○7番 大寄暁美議員 7 1

1 介護保険料と一般介護予防事業について

(1) 第1号被保険者の介護保険料の推移について

(2) 第1号被保険者の介護保険料基準額の算定について

(3) 一般介護予防事業について

2 企業誘致について

(1) 企業誘致の進捗状況について

(2) 企業誘致の優遇制度について

(3) 「地域活力ゾーン」について

○5番 杉浦 剛議員 8 0

1 美浜町の教育と施設の再編について

(1) 小中一貫校に至るこれまでの経過の説明を。

- (2) 南部保育所と河和南部小学校の保護者、父兄にはすでに十分な説明をされていると思うが、その過程で浮かび上がった問題点は何か。
- (3) 保育所、小学校跡地の利用計画は。
- (4) 令和7年の小中一貫校の開校に向けて現在の段階での計画を具体的に示せ。

○13番 野田増男議員 8 8

1 運動公園整備事業について

- (1) 進捗状況と今後のスケジュールについて
- (2) 防災拠点として防災備蓄倉庫を設置するようだが、消防団施設の計画はあるか。
- (3) 運動公園内の山王川を多自然型で検討している経過は。
- (4) 運動公園より下流の河川整備の予定はどのようになっているか。

2 4月から始まるゴミの出し方の変更について

- (1) 土曜エコステーションについて
- (2) ゴミの出し方の変更に係る周知方法について

散 会 9 7

3月9日（火曜日）第4号

議事日程	9 9
会議に付した事件	9 9
会議に出欠席した議員	9 9
説明のため出席した者の職、氏名	1 0 0
職務のため出席した者の職、氏名	1 0 0
開議の宣告	1 0 1
同意第1号（質疑・討論・採決）	1 0 1
同意第2号（質疑・討論・採決）	1 0 2
同意第3号（質疑・討論・採決）	1 0 2
同意第4号（質疑・討論・採決）	1 0 3
同意第5号（質疑・討論・採決）	1 0 4
議案第7号（質疑・委員会付託）	1 0 4
議案第8号（質疑・委員会付託）	1 0 5
議案第9号（質疑・委員会付託）	1 0 5
議案第10号（質疑・委員会付託）	1 0 5
議案第11号（質疑・委員会付託）	1 0 5
議案第12号（質疑・委員会付託）	1 0 6
議案第13号（質疑・委員会付託）	1 0 7
議案第14号（質疑・委員会付託）	1 0 8
議案第15号（質疑・委員会付託）	1 0 8
議案第16号（質疑・委員会付託）	1 1 0
議案第17号（質疑・委員会付託）	1 1 0

議案第18号（質疑・委員会付託）	1 1 0
議案第19号から議案第25号まで7件一括（質疑・委員会付託）	1 1 1
散 会	1 2 1

3月16日（火曜日）第5号

議事日程	1 2 3
会議に付した事件	1 2 3
会議に出欠席した議員	1 2 4
説明のため出席した者の職、氏名	1 2 4
職務のため出席した者の職、氏名	1 2 4
開議の宣告	1 2 5
議案第7号から議案第10号まで4件一括（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 2 5
議案第11号から議案第14号まで4件一括（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 2 7
議案第15号（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 3 0
議案第16号から議案第17号まで2件一括（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 3 1
議案第18号（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 3 3
議案第19号（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 3 3
議案第20号から議案第22号まで3件一括（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 3 9
議案第23号から議案第25号まで3件一括（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 4 1
議会閉会中の継続調査事件について	1 4 3
閉 会	1 4 3

令和 3 年 3 月 1 日（月曜日）

第 1 回美浜町議会定例会会議録（第 1 号）

令和 3 年 3 月 1 日（月曜日） 午前 9 時 00 分 開議

◎ 議事日程（第 1 号）

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 令和 3 年度の施政方針について

日程第 4 報告第 3 号 専決処分事項の報告について

同意第 1 号 美浜町監査委員の選任について

同意第 2 号 美浜町固定資産評価審査委員会委員の選任について

同意第 3 号 美浜町農業委員会の委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を 4 分の 1 以上とすることについて

同意第 4 号 美浜町農業委員会委員の任命について

同意第 5 号 美浜町教育委員会教育長の任命について

議案第 7 号 美浜町運動公園の整備事業に関する令和 2 年度（その 2）委託業務協定書の締結について

議案第 8 号 美浜町報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 9 号 美浜町固定資産評価審査委員会条例及び美浜町火入れに関する条例の一部を改正する条例について

議案第 10 号 美浜町町営住宅管理条例の一部を改正する条例について

議案第 11 号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第 12 号 美浜町介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第 13 号 美浜町土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 14 号 美浜町町立学校設置条例の一部を改正する条例について

議案第 15 号 令和 2 年度美浜町一般会計補正予算（第 9 号）

議案第 16 号 令和 2 年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 17 号 令和 2 年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 18 号 令和 2 年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 19 号 令和 3 年度美浜町一般会計予算

議案第 20 号 令和 3 年度美浜町国民健康保険特別会計予算

議案第 21 号 令和 3 年度美浜町後期高齢者医療特別会計予算

議案第 22 号 令和 3 年度美浜町介護保険特別会計予算

議案第 23 号 令和 3 年度美浜町土地取得特別会計予算

議案第 24 号 令和 3 年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計予算

議案第 25 号 令和 3 年度美浜町水道事業会計予算

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（１３名）

1 番 山 本 辰 見 君
4 番 石 田 秀 夫 君
6 番 廣 澤 毅 君
8 番 中須賀 敬 君
10番 荒 井 勝 彦 君
12番 横 田 全 博 君
14番 丸 田 博 雅 君

3 番 森 川 元 晴 君
5 番 杉 浦 剛 君
7 番 大 寄 暁 美 君
9 番 横 田 貴 次 君
11番 大 岩 靖 君
13番 野 田 増 男 君

◎ 本日の欠席議員（１名）

2 番 鈴 木 美代子 君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（２３名）

町 長 齋 藤 宏 一 君
教 育 長 山 本 敬 君
厚 生 部 長 高 橋 ふじ美 君
教 育 部 長 夏 目 勉 君
秘 書 課 長 中 村 裕 之 君
防 災 課 長 小 島 康 資 君
住 民 課 長 藪 井 幹 久 君
健康・子育て
課 長 宮 崎 典 人 君
産 業 課 長 三 枝 利 博 君
都市整備課長 宮 原 佳 伸 君
会 計 管 理 者 久 綱 勇 君
生涯学習課長 谷 川 雅 啓 君

副 町 長 八 谷 充 則 君
総 務 部 長 杉 本 康 寿 君
産業建設部長 鈴 木 学 君
総 務 課 長 大 松 知 彰 君
企 画 課 長 戸 田 典 博 君
税 務 課 長 山 本 圭 介 君
福 祉 課 長 三 枝 美代子 君
環 境 課 長 富 谷 佳 宏 君
建 設 課 長 茶 谷 昇 司 君
水 道 課 長 夏 目 明 房 君
学校教育課長 近 藤 淳 広 君

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（２名）

議会事務局長 日 比 郁 夫 君

主幹兼議会係長 森 秀 雄 君

〔午前９時00分 開会〕

○議長（大岩 靖君）

おはようございます。

令和３年第１回浜浜町議会定例会開催に当たり、皆様の御出席をいただき、ありがとうございました。

今年１月13日に、愛知県に緊急事態宣言が発令されました。それから昨日まで期間が続きました。この３月１

日より緊急事態宣言は解除はされましたが、皆様も御存じのように、感染者がなかなか止まりません。ここ1週間、我々美浜町もまだまだ感染者が出ているようです。緊急事態宣言は解除されましたが、まだまだこのコロナの中では、注意喚起を皆様方からしていただき、個々にきちんと対応して、皆さんにもっともっとコロナに対する注意をしていただきたいをお願いしたいところであります。

会議に先立ち、お願いします。お持ちの携帯電話はマナーモードか電源をお切りいただくようお願いいたします。

また、美浜町議会では、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う予防対策として、議場内でのマスクの着用を推奨しております。あくまでも予防のための着用であり、傍聴者、議員並びに職員の健康と安全確保を考慮したものです。咳エチケットやマスク着用の感染症予防対策への御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、議会議員及び町執行部の職員においては、マスクを着用したままの発言となりますので、不明確にならないように努めてくださるようお願いいたします。

開会に先立ち、町長より招集の御挨拶をお願いします。

〔町長 齋藤宏一君 登壇〕

○町長（齋藤宏一君）

皆さん、おはようございます。

本日、令和3年第1回美浜町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には御出席いただき、まずもってお礼を申し上げます。

暦も3月を迎え、日差しに春の気配を感じることも増えてまいります。季節の移ろいに気持ちは弾みがちではありますが、新型コロナウイルス感染症の猛威は、1年を過ぎても終息を見ることができません。

先月から、医療従事者を対象に、先行して新型コロナウイルスワクチン接種が始まり、感染予防の期待が高まっております。本町でも4月からのワクチン接種に向け、万全な体制を整えてまいります。このワクチン接種により、一日も早いコロナ禍前の日常に戻ることを望むものであります。

さて、今定例会には、新年度当初予算をはじめ、住民の皆様暮らしに直結する多くの議案を提出いたします。議員の皆様方には、慎重審議をお願いするとともに、美浜町が住みよいまちであり続けられるよう、御意見、御提言をくださるようお願い申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。

〔降 壇〕

○議長（大岩 靖君）

ありがとうございました。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより令和3年第1回美浜町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

本日の会議に、2番 鈴木美代子議員から欠席届の提出がありました。

次に、監査委員より、令和2年11月分、12月分及び令和3年1月分に関する現金出納検査結果の報告及び定期監査・財政的援助団体の監査の結果の報告がありましたので、報告書の写し並びに本定例会に説明員として出席の報告があった者の職、氏名の一覧表をお手元に配付しましたから御確認願います。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大岩 靖君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において5番 杉浦剛議員、10番 荒井勝彦議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（大岩 靖君）

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月16日までの16日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から3月16日までの16日間と決定しました。

日程第3 令和3年度の施政方針について

○議長（大岩 靖君）

日程第3、令和3年度の施政方針についてであります。

町長、登壇願います。

〔町長 齋藤宏一君 登壇〕

○町長（齋藤宏一君）

令和3年第1回美浜町議会定例会の開会に当たり、私の町政運営に対する所信と予算の大綱を申し上げ、議会並びに住民の皆様の御理解と御協力をいただきたいと思いますと考えております。

令和2年度はまさにコロナ禍で始まり、感染防止のための対策に明け暮れた1年でありました。予定されていた例年の行事も行うことができず、新年度を迎えることとなりました。今後、一日も早い終息を願うとともに、国の財政、そして地方の行財政への動向を考えながら、厳しい中にも夢のあるまちづくりに向けて努力をしてまいりたいと思います。

当面、大きな継続事業であります奥田駅前運動公園事業につきましては、国・県の御理解を得て、引き続き工事を進めてまいります。特に、計画区域内を流れる山王川の改修工事につきましては、県より学識経験者を交えた検討会議の場を設けていただき、県のモデル河川とも言える川べりまで下りて水遊びもできる親水河川づくりを協議しているところでございます。特に、下流部の改修が未着手の中での中流部だけの工事であるだけに、浸水被害が最も心配される地域であるので、浸水を避ける対策も併せて考えながら、今後の県の協力をお願いしているところでございます。

令和3年に向けての町政運営ですが、当面厳しい財政状況を考えながら、貧しいながらも楽しい我が家を目指して予算を組ませていただきました。町民に信頼される役場であるよう、職員共々努力をしてまいります。

まちづくりにつきましては、自然と共生プラス心、「自然なくして人はなし、心なくして幸せはなし」を理念として、美浜町の特性を生かしたまちづくりを進めてまいります。

14年前まで4期16年間、当時の職員と積み上げてきた美浜町の里山、里海、そして歴史・文化のまちづくり構想の実現を改めて思い起こし、町内の現状を憂いてきた2年間でもありました。この1年、時間の許す限り、町内現場をこれまで以上に歩き回り、調べてきた1年でもありました。金がなくてもみんなの力で美浜町の特性を生かすことが、いいまち、行ってみたいまち、住んでみたいまちと言っていただけるまちとなることを信じるものです。美浜町には、他のまちにない多くの宝物が眠っています。この掘り起こしを進めていくことこそ、いいまちづくりにつながるかと思います。

まず、産業の推進については、美浜町の基幹産業でもある農漁業、観光産業に、後継者が意欲を持って働けるような基盤づくりへの行政の協力を進めてまいります。そして、企業立地の推進を図ってまいります。まず、来年度には、河和南部小学校の統廃合に当たって、河和南部小学校の有効活用を一つのスタートとして協議を進めているところでございます。

次に、美浜の自然を生かすための布土オレンジライン、細目・小野浦・河和南部地区の海に見える里山の生かし方、奥田・若松海岸のあのいい砂浜の生かし方、農福連携へのこれからの取組。そして、歴史・文化としては、河和城跡公園の整備をはじめ、国指定の天然記念物鶴の山、野間の源平の里、音吉顕彰事業でのシンガポール、アメリカ、イギリスとの親密なる国際交流。

教育においては、少子化の中での一日も早い小中一貫校への対応の促進。そして、本町に在する日本福祉大学・高校、南知多ビーチランド、杉本美術館、県立少年自然の家、新南愛知カントリークラブ、そして町内のあらゆる組織、商工会、農協、漁協、観光協会、区長会、文化協会、スポーツ協会等々、町内組織挙げての協力関係を高めてこの事業を進めてまいりたいと思いますので、議員の皆様方の一層の御協力を心からお願い申し上げます。

次に、令和3年度予算の大綱でございますが、全ての会計を合わせた予算総額は130億7,757万7,000円で、前年度対比0.3%、額にして4,077万2,000円の増額となっております。

一般会計につきましては、経済動向及び国・県の予算、地方財政計画などを基に慎重に検討し、健全財政の確保と住民福祉の向上に配慮をし、77億3,700万円を計上しました。前年比2.6%、額にして1億9,700万円の増となっております。

次に、特別会計では、国民健康保険事業が、国民健康保険加入者の減による国民健康保険事業費納付金の減に伴い、前年比マイナス3.5%、額にして8,172万7,000円減の22億3,120万3,000円を、後期高齢者医療は、後期高齢者医療加入者の増による後期高齢者医療広域連合納付金の増に伴い、前年比5.0%、額にして1,667万8,000円増の3億5,290万7,000円を、介護保険事業は、施設介護サービスによる給付費の増を見込み、前年比1.3%、額にして2,369万4,000円増の18億5,814万9,000円をそれぞれ計上いたしました。

土地取得事業では、令和3年度において土地開発基金から一般会計への繰入れを行わないために、2億1,605万1,000円減の1,000万5,000円を計上いたしました。

農業集落家庭排水処理施設事業では、施設整備費の減少に伴い、前年比マイナス8.7%、額にして263万円減の2,743万1,000円を、水道事業会計では、安心・安全な供給体制の維持管理に要する経費として、収益的支出は前年並みで、額にして391万6,000円増の4億9,714万7,000円を、資本的支出は前年比37.9%、額にして9,989万2,000円増の3億6,373万5,000円をそれぞれ計上いたしました。

一般会計の歳入につきましては、町税は新型コロナウイルス感染症の影響や固定資産評価を見込み、前年比マ

イナス6.5%を、地方交付税は国の地方財政計画に基づき前年比8.3%増を、また、国・県支出金、町債等特定財源の確保に努め、計上いたしました。

次に、歳出であります。各種事業につきましては、款別に主な事業を説明いたします。

1 款議会費では、議会運営に要する経費を、2 款総務費では、総務管理、企画事業として国際交流に関わる経費など、また徴税、戸籍住民基本台帳、選挙、統計調査及び監査委員に要する経費をそれぞれ計上いたしました。そのうち、国際交流事業では、国際交流員受入れの経費を引き続き計上いたしました。

3 款民生費では、社会福祉事業委託、敬老事業、障害福祉サービス事業、障害者・子ども母子家庭医療事業のほか、国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険の特別会計に対する繰り出し事業に係る経費を計上いたしました。そのうち、放課後児童クラブでは民間委託をするための経費を、病後児保育運営事業、子育て世代包括支援センター事業及び新たに産後ケア事業としてケアを必要とする母子の支援に係る経費を計上しました。

4 款衛生費では、保健衛生、清掃、知多南部衛生組合及び知多南部広域環境組合に係る経費を計上しました。具体的には、各種健診、予防接種事業、母子保健事業及び健康推進事業に要する経費をはじめ、環境対策費として合併処理浄化槽設置整備事業において、国・県の方針に合わせて個人設置型転換についての補助事業を継続してまいります。また、清掃費は、家庭ごみ減量化に関する経費として、ごみの分別収集を促進するため、土曜エコステーションに要する経費を新たに計上しております。なお、知多厚生病院へ地域医療の充実と救急医療の確保を図るための補助金についても、引き続き計上しております。

5 款労働費では、知多地区勤労者福祉サービスセンター負担金などの労働諸費を、6 款農林水産業費では、農業、林業、水産業の育成及び振興等に係る経費をそれぞれ計上いたしました。主な事業は、農業委員会の運営、愛知用水二期事業の償還金に対する負担金、農業・畜産業及び水産業の各団体への補助、農道・水路・ため池などの農業用施設の維持補修、土地改良、農業集落排水特別会計への繰出金、多面的機能支払事業などでございます。水産事業におきましては、ノリ養殖漁場の環境改善を図る漁場改良事業及び築磯の設置に係る補助金を計上しました。

7 款商工費では、商工振興・観光及び消費者行政に要する経費を計上しました。

8 款土木費では、道路・河川・排水路の維持修繕事業のほか、道路改良・舗装工事、排水路整備事業などを実施するための経費を計上しました。また、空家等対策計画に基づき、特定空家の除却及び新築住宅への建て替えに要する補助金を引き続き計上しております。さらに、都市公園整備事業として、運動公園整備事業及び総合公園拡張事業に要する経費を引き続き計上しております。

9 款消防費では、知多南部消防組合の運営に係る分担金、消防団の運営及び消防施設整備の充実に要する経費を計上しました。また、災害対策費として、防災行政無線及び備蓄用品等に要する経費も引き続き計上しております。

10 款教育費では、小中学校をはじめ公民館、図書館、町民グラウンド及び給食センターなどの運営並びに維持補修に要する経費のほか、社会教育、保健体育及び文化財保護事業に要する経費を計上しました。そのうち、図書館運営事業では民間事業者に管理を委託する経費を、全小学校の全学年で英語教育を実施するため、外国語活動指導員に要する経費を、国の教育における情報通信環境の整備構想における児童生徒 1 人 1 台端末のサポートに要する経費を新たに計上するとともに、河和南部小学校と河和小学校との学校再編に伴う通学のため、スクールバスを新たに購入する経費を計上いたしました。

11 款災害復旧費では、各施設における災害時の科目設定を、12 款公債費では、町債の償還元金、利子及び一時借入金の利子に充てるための経費を計上しました。

以上、これらの事業は、本町の持つ地域の特性を生かし、町民の皆様が生涯安心して暮らせる「活力ある町」、「魅力ある町」を目指した内容であると考えております。

私は、住民の皆様と力を一つにして、美浜町が自立した住みよいまちであり、それを続けられるように、「美しい町・やさしい心・ふるさと美浜」を目指して、職員一丸となって町政を進めてまいります。

議員の皆様並びに町民の皆様の御理解と御協力を心からお願い申し上げまして、令和３年度の施政方針及び予算の大綱とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

〔降壇〕

○議長（大岩 靖君）

これをもって、令和３年度の施政方針についてを終わります。

日程第４ 報告第３号 専決処分事項の報告についてから

議案第25号 令和３年度美浜町水道事業会計予算まで25件一括提案説明

○議長（大岩 靖君）

日程第４、報告第３号 専決処分事項の報告についてから議案第25号 令和３年度美浜町水道事業会計予算まで、以上25件を一括議題とします。

以上25件について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 齋藤宏一君 登壇〕

○町長（齋藤宏一君）

本日御提案申し上げますのは、報告第３号 専決処分事項の報告についてをはじめとして25件でございます。全案お認めくださいますようお願い申し上げ、早速、提案理由を御説明させていただきます。

初めに、報告第３号 専決処分事項の報告についてでございますが、去る１月25日月曜日午後１時頃、美浜町大字河和字菅苧地内、町民の森付近の町道奥田・河和線において、美浜町奥田在住の方が運転する軽自動車が行中、舗装表面の剝がれによる陥没に伴い、右側後輪がパンクする事故が発生いたしました。この事故に関し双方で話し合いを行った結果、示談が成立し、損害賠償金として修理費用の３割、3,300円を町が支払うことで協議が調いました。よって、地方自治法第180条第１項の規定により、損害賠償の額及び和解について、２月10日付で専決処分をいたしましたので、同条第２項の規定に基づき、議会に御報告申し上げます。なお、陥没した道路につきましては、早急に補修を行いました。また、損害賠償金につきましては、本町が加入しております全国町村会総合賠償補償保険から支払われることになっております。

次に、同意第１号 美浜町監査委員の選任についてでございますが、現在、識見を有する監査委員をお願いしております横田和弘氏が令和３年３月31日をもって任期満了となりますので、新たに識見を有する監査委員を選任する必要があり、笹本正二氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第１項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。笹本氏は、長きにわたり知多信用金庫に勤務され、平成16年からは図書館前支店長をはじめ、平成25年にリスク統括部部長も歴任され、地域金融機関としての信用の維持、指導に努められ、経営指導、財政運営に優れた識見を有し、知識、経験とも豊かで監査委員として適任でありますので、議会の同意をお願いするものでございます。なお、任期は、同法第197条の規定により、令和３年４月１日から令和７年３月31日までの４年間でございます。

次に、同意第２号 美浜町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございますが、現在、委員をお願いしております森保雄氏が、令和３年３月31日をもって任期満了となります。引き続き住民の代表として森氏を選

任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。なお、任期は、同条第6項の規定により、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間でございます。

次に、同意第3号 美浜町農業委員会の委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とすることについてでございますが、原則、認定農業者が農業委員会委員の過半数を占めなければなりません。が、今回、任命をお願いするに当たり、認定農業者が委員の過半数に達しなかったため、農業委員会等に関する法律第8条第5項ただし書及び農業委員会等に関する法律施行規則第2条第2号の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

次に、同意第4号 美浜町農業委員会委員の任命についてでございますが、委員の任期が令和3年5月18日をもって任期満了となります。新たに委員を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。なお、任期は、同法第10条の規定により、令和3年5月19日から令和6年5月18日までの3年間でございます。

次に、同意第5号 美浜町教育委員会教育長の任命についてでございますが、平成27年4月1日に就任以来、2期6年間務めた現教育長山本敬氏が、令和3年3月31日をもって任期満了となります。山本氏は教育行政のみならず、教育現場の経験も豊富なことから再任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。なお、任期は令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間でございます。

次に、議案第7号 美浜町運動公園の整備事業に関する令和2年度（その2）委託業務協定書の締結についてでございますが、去る2月12日に、随意契約により独立行政法人都市再生機構中部支社と仮協定を締結いたしました。本協定を締結するに当たりまして、美浜町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、議案第8号 美浜町報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、労働安全衛生法第13条の規定に基づく産業医の報酬額について、改正をお願いするものでございます。

次に、議案第9号 美浜町固定資産評価審査委員会条例及び美浜町火入れに関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、各種行政手続に関わる書面への押印廃止等の見直しに伴い、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第10号 美浜町町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてでございますが、町営住宅の入居者の資格及び共益費の取扱いを変更するため、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第11号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございますが、地方税法施行令の一部改正に伴い、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第12号 美浜町介護保険条例の一部を改正する条例についてでございますが、介護保険法施行令及び介護保険法施行規則の一部改正並びに第8期介護保険事業計画に基づき、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第13号 美浜町土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、土地の埋立て等の規制を強化し、安全で良好な地域環境の保全に寄与するため、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第14号 美浜町町立学校設置条例の一部を改正する条例についてでございますが、河和南部小学校と河和小学校の再編に伴い、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第15号 令和2年度美浜町一般会計補正予算（第9号）についてでございますが、第1条において

は、歳入歳出それぞれ 3 億 6,323 万 6,000 円を追加し、補正後の予算総額を 113 億 6,648 万円とするものでございます。第 2 条では翌年度に繰り越して使用できる繰越明許費、第 3 条では地方債の補正でございます。

次に、議案第 16 号 令和 2 年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ 3 万 6,000 円を追加し、補正後の予算総額を 23 億 1,831 万 3,000 円とするものでございます。

次に、議案第 17 号 令和 2 年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ 412 万 5,000 円を減額し、補正後の予算総額を 19 億 2,788 万 5,000 円とするものでございます。

次に、議案第 18 号 令和 2 年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第 1 号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ 3,000 万円を減額し、補正後の予算総額を 1 億 9,605 万 6,000 円とするものでございます。

次に、議案第 19 号 令和 3 年度美浜町一般会計予算についてでございますが、第 1 条においては、予算総額を 77 億 3,700 万円とするものでございます。第 2 条では、債務負担行為として、令和 3 年度から令和 5 年度までの固定資産評価業務委託料について、限度額を 1,855 万 2,000 円と予定するものでございます。第 3 条では、自然災害防止事業債はじめ 4 事業債において、計 5 億 7,540 万円の起債を予定するものでございます。第 4 条では、一時借入金において、借入限度額を 3 億円と定めるものでございます。第 5 条では、歳出予算における款内流用ができる経費として、給料、職員手当及び共済費を定めるものでございます。

次に、議案第 20 号 令和 3 年度美浜町国民健康保険特別会計予算についてでございますが、第 1 条においては、予算総額を 22 億 3,120 万 3,000 円とするものでございます。第 2 条では、歳出予算における款内流用ができる経費として、保険給付費を定めるものでございます。

次に、議案第 21 号 令和 3 年度美浜町後期高齢者医療特別会計予算についてでございますが、予算総額を 3 億 5,290 万 7,000 円とするものでございます。

次に、議案第 22 号 令和 3 年度美浜町介護保険特別会計予算についてでございますが、第 1 条においては、予算総額を 18 億 5,814 万 9,000 円とするものでございます。第 2 条では、歳出予算における款内流用ができる経費として、保険給付費を定めるものでございます。

次に、議案第 23 号 令和 3 年度美浜町土地取得特別会計予算についてでございますが、予算総額を 1,000 万 5,000 円とするものでございます。

次に、議案第 24 号 令和 3 年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計予算についてでございますが、予算総額を 2,743 万 1,000 円とするものでございます。

次に、議案第 25 号 令和 3 年度美浜町水道事業会計予算についてでございますが、収益的収入及び支出は、収入を 5 億 1,418 万 3,000 円、支出を 4 億 9,714 万 7,000 円とするものでございます。次に、資本的収入及び支出は、収入を 1 億 3,425 万 5,000 円、支出を 3 億 6,373 万 5,000 円とし、収入額が支出額に対し不足する額は過年度分損益勘定留保資金などで補填するものでございます。

提案理由の説明は、以上でございます。

なお、議案第 7 号から議案第 25 号までの詳細につきましては、順次、担当部課長から説明をいたしますので、慎重に御審議いただき、お認めくださるようお願い申し上げます。

〔降壇〕

○産業建設部長（鈴木 学君）

それでは、議案第 7 号 美浜町運動公園の整備事業に関する令和 2 年度（その 2）委託業務協定書の締結についてでございますが、運動公園整備事業に関する業務を独立行政法人都市再生機構中部支社へ委託するに当たり、お手元の資料 5 のとおり、2 月 12 日付で委託業務仮協定書を締結いたしました。本協定を締結するに当たりまし

て、美浜町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

本業務は、国の防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策のための交付金の3次補正予算の対象事業として行うもので、内容は、敷地造成、調整池の築造等の工事、監督業務、変更への対応及び陸上競技場等の修正設計業務並びに事務費で、協定の金額は3億994万7,000円でございます。

工期につきましては、年度をまたいで、令和4年3月31日までとするものでございます。

議決をいただいた後、この仮協定は本協定となりますので、都市再生機構において工事等を発注するものでございます。

議案第7号の説明は、以上でございます。

○総務部長（杉本康寿君）

次に、議案第8号 美浜町報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、産業医の報酬を近隣市町の状況に合わせ、改正をお願いするものでございます。

資料6、美浜町報酬及び費用弁償支給に関する条例新旧対照表を御覧ください。

改正の内容につきましては、別表第1（第2条関係）の産業医の年額報酬を、7万3,200円から12万9,600円に改正するものでございます。

なお、施行日につきましては、令和3年4月1日でございます。

次に、議案第9号 美浜町固定資産評価審査委員会条例及び美浜町火入れに関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、資料7、美浜町固定資産評価審査委員会条例新旧対照表（第1条関係）を御覧ください。

改正の内容につきましては、第4条第4項は押印規定の削除を、第7条第2項は字句の整理を、第4条第3項及び第8条第5項は押印規定の削除に伴う字句の整理を、同条第6項は字句の整理を、同条第8項から第12条第2項は押印規定の削除と字句の整理でございます。

次のページの美浜町火入れに関する条例新旧対照表（第2条関係）を御覧ください。

様式第1号における押印の削除及び書式の整理でございます。

なお、施行日につきましては、令和3年4月1日でございます。

議案第8号及び議案第9号の説明は、以上でございます。

○産業建設部長（鈴木 学君）

次に、議案第10号 美浜町町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてでございますが、資料8、美浜町町営住宅管理条例新旧対照表を御覧ください。

第5条入居者の資格に第1号で、町内の居住者又は在勤者である旨を追加しました。

次のページを御覧ください。

第21条の2で共益費について、これまでは入居者が集金して共同施設に係る電気料等の支払いを行っていましたが、入居者の負担軽減を図るため、町において徴収と支払いをするものでございます。

なお、施行日につきましては、令和3年4月1日でございます。

議案第10号の説明は、以上でございます。

○厚生部長（高橋ふじ美君）

次に、議案第11号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございますが、資料9、美浜町国民健康保険税条例新旧対照表を御覧ください。

改正の内容につきましては、第2条第2項及び第4項並びに第24条において課税額の限度額を、第24条各号においては国民健康保険税を減額するための軽減判定所得の基準額を改正するものでございます。

次のページの改正資料を御覧ください。

美浜町国民健康保険税の基礎課税額は61万円から63万円に、介護納付金課税額は16万円から17万円に課税限度額を引き上げ、所得の多い世帯に応分の負担をお願いするものでございます。

裏面を御覧ください。

軽減判定所得についてでございますが、7割軽減の対象となる世帯については、基礎控除金額を10万円引き上げ43万円とし、さらに、10万円に給与所得者等の合計数を乗じた金額を加算した金額とするものでございます。また、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯についても同様に、基礎控除金額を引き上げるものでございます。この限度額の引上げ及び軽減判定所得の基準額の改正につきましては、美浜町国民健康保険運営協議会へ諮問し、令和3年2月1日付で、いずれも適当であるとの答申をいただいております。

なお、施行日につきましては、令和3年4月1日でございます。

次に、議案第12号 美浜町介護保険条例の一部を改正する条例についてでございますが、資料10、美浜町介護保険条例新旧対照表を御覧ください。

改正の内容につきましては、第5条第1項において、「平成30年度から令和2年度」を第8期介護保険事業計画年度である「令和3年度から令和5年度」に、同項第6号のアでは、租税特別措置法第35条の3第1項により、低未利用土地等の長期譲渡所得に係る特別控除を追加し、合計所得金額が零を下回る場合には零とする改正を行うものでございます。同項第7号のアでは、合計所得金額200万円を210万円に、同項第8号のアでは、合計所得金額300万円を320万円に改正するものでございます。この改正による令和3年度から令和5年度の介護保険料は、新旧対照表の2枚目の裏面のとおりとし、第1号被保険者の介護保険料は据置きとするため、改正はございません。

新旧対照表1枚目裏面を御覧ください。

第5条第2項から第4項では、「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」とし、低所得者の介護保険料の軽減強化をするものでございます。第8条第1項では字句の整理を、附則第9条では、令和3年度から令和5年度の介護保険料の段階算定に用いる合計所得金額に給与所得及び公的年金等に係る所得が含まれる場合には、合計金額から10万円を控除する改正をするものでございます。

なお、施行日につきましては、令和3年4月1日でございます。

次に、議案第13号 美浜町土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、資料11、条文別改正内容を御覧ください。

改正の内容につきましては、大きく3点ございます。

1点目は、改良土及び埋立て資材に使用する埋立て事業の禁止でございます。第2条第2号、第3号及び第4号の各号では、廃棄物、改良土及び埋立て資材の定義を追加し、第8条第2号において、改良土及び埋立て資材の使用の禁止を追加するものでございます。

2点目は、埋立て事業に対する管理体制の強化でございます。第8条第3号では、埋立て事業に用いる土砂等の発生場所を愛知県内に限定し、第11条第2項では説明会の開催期限を、第22条第2項では報告書または資料の提出期限をそれぞれ14日以内とし、第23条第1項では、字句の整理と町が試験のために土砂等を採取できる旨を追加するものでございます。

3点目は、罰則の運用の整理でございます。第8条第2項では、第24条の改正に伴い、「規定に基づく勧告」

を削除し、第24条では罰則適用までの運用の見直しにより、「改善勧告」を「改善命令」と改め、同条第1号を削除しております。第24条第11号では、第23条立入検査等において土砂等の採取を追加したことに伴い、「採取」を追加するものです。第25条第1項及び第2項では、罰則適用までの適用の見直しに伴い、条文及び字句の整理を、第31条では、第24条及び第25条の改正に伴い、号及び字句の整理を、第33条では、第24条の改正に伴い、号及び字句の整理をするものでございます。

なお、施行日につきましては、令和3年7月1日でございます。

議案第11号から議案第13号の説明は、以上でございます。

○教育部長（夏目 勉君）

次に、議案第14号 美浜町町立学校設置条例の一部を改正する条例についてでございますが、資料12、美浜町町立学校設置条例新旧対照表を御覧ください。

改正の内容は、河和南部小学校を河和小学校へ統合するものでございます。再編の理由につきましては、河和南部小学校児童が学習指導要領に沿った十分な教育を受けられるよう、また、複式学級の懸念を将来にわたって払拭するとともに、多様な考え方に触れ、広い人間関係を構築できるよう、河和南部小学校を河和小学校へ統合するものでございます。

施行日につきましては、令和4年4月1日でございます。

議案第14号についての説明は、以上でございます。

○総務課長（大松知彰君）

次に、議案第15号 令和2年度美浜町一般会計補正予算（第9号）についてでございますが、初めに、歳出から御説明しますので、補正予算書の22、23ページを御覧ください。

1 款議会費、1 項議会費、議会運営事業においては、新型コロナウイルス感染症等対策基金に積み立てるための議員報酬、期末手当の減と事業費確定及び実績見込みによる減額を計上いたしました。

2 款総務費、1 項総務管理費においては、新型コロナウイルス感染症による行事等の自粛による郵送料や職員人件費の減を、特別職人件費については、新型コロナウイルス感染症等対策基金に積み立てるための町長の給料、期末手当の減額を計上いたしました。

24、25ページを御覧ください。

2 目人事管理費の人事管理事業と特別研修事業においては、実績見込みによる減を、3 目文書広報費の広報事業においては、広報みはまの入札執行残の減を、4 目財政管理費のふるさと納税寄附運営事業においては、想定以上の寄附申込みがあったことによる返礼品に係る経費の増を、特別定額給付金支給事業については、事業費の確定に伴う減額を計上いたしました。

26、27ページを御覧ください。

6 目財産管理費の庁舎管理事業においては、実績見込みによる燃料費の増と光熱水費の減を、公用車管理事業においては、会議等が中止になったことによる経費の減額を計上いたしました。

7 目企画費の地域協働事業・区長会運営事業においては、中止となったイベントや視察に係る経費の減を、国際交流事業・巡回バス運行事業においては、実績見込みによる人件費と燃料費の減額を計上いたしました。大学生等応援事業については、大学生等への飲食券の発行が見込みより少なかったことによる減額を計上いたしました。

28、29ページを御覧ください。

8 目電子計算費の電算事務においては、事務用タブレット購入に係る入札執行残の減を、9 目交通安全対策費

の交通安全対策事業と10目防犯対策費の防犯対策事業では、駐輪場や防犯灯に係る電気代及び高齢者安全運転支援装置の実績見込みによる減額をそれぞれ計上いたしました。

11目基金費の基金積立事業では、今年度の財政運営状況による各基金の積立て増減額を計上いたしました。

3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費では、実績見込みによる交付金の減額を計上いたしました。

30、31ページを御覧ください。

4項選挙費、1目選挙管理委員会費では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象事業となったことによる選挙用備品の財源更正を、5項統計調査費では、国勢調査の事業費確定による減額を計上いたしました。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費及び2目老人福祉費では、中止となった視察や敬老事業費の減と人件費の実績見込みによる減額を計上いたしました。介護保険繰出金については、介護保険システム改修の実績見込みにより、介護保険特別会計繰出金の減額を計上いたしました。

32、33ページを御覧ください。

3目障害者福祉費の障害福祉サービス事業と地域生活支援事業においては、実績見込みによる事業費の増を、4目福祉医療費の福祉医療費支給事業においては、実績見込みによる医療費の減を、5目国民年金費の国民年金事務では、年金システムの改修に係る委託料の増を、6目国民健康保険費では、国民健康保険特別会計に係る事務費繰出金の減額を計上いたしました。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費の子育て世帯への臨時特別給付金給付事業では、実績見込みによる職員手当と給付金の減を、2目保育所費の保育所運営事業においても、実績見込みによる賄い材料費と共済費の減額を計上いたしました。

34、35ページを御覧ください。

3目児童福祉施設費の放課後児童クラブ運営事業においては、放課後児童クラブの委託事業者に対する応援金として、報償費を計上いたしました。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費の健康診査事業・予防接種事業では、事業費の実績見込みによる委託料の減を、新型コロナウイルスワクチン接種事業では、総合公園体育館や医療機関で間もなく開始されるワクチン接種に係る人件費や委託料、備品購入費等を計上いたしました。

36、37ページを御覧ください。

3目保健対策費の母子保健事業では、実績見込みによる負担金の減額を計上いたしました。

4款衛生費、2項清掃費のごみ減量化事業では、実績見込みによる報償金の減と新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した指定ごみ袋作製委託料を計上いたしました。

3項知多南部衛生組合分担金においては、資源物運搬処理委託料の増及び地方創生交付金を活用した財源更正による分担金の増を計上いたしました。

38、39ページを御覧ください。

4項知多南部広域環境組合分担金では、実績見込みによる分担金の減額を計上いたしました。

6款農林水産業費、1項農業費では、中止となった産業まつり補助金の減額と国からの事業前倒し要請に伴う県営老朽ため池等整備事業負担金の増額を計上いたしました。

2項林業費の里山林整備事業では、事業中止に伴う委託料の減を、3項水産業費の漁港維持管理事業では、事業費確定に伴う委託料の減を計上いたしました。

40、41ページを御覧ください。

7 款商工費、1 項商工費では、実績見込みによる愛知県・市町村コロナウイルス感染症対策協力金と、中止となった美浜海遊祭の委託料の減額を計上いたしました。

8 款土木費、2 項道路橋梁費の後退道路維持修繕事業・道路新設改良単独事業では、実績見込みによる工事費と委託料の減を、道路新設改良国補助事業では、事業中止に伴う工事費の減を、既成市街地道路整備事業では、実績見込みによる土地購入費等の減額を計上いたしました。

42、43ページを御覧ください。

3 項河川費の排水路新設改良事業では、実績見込みによる工事費の減額を計上いたしました。

5 項都市計画費、1 目都市計画総務費では、各事業費の確定と実績見込みによる委託料・補助金等の減額を計上いたしました。

44、45ページを御覧ください。

4 目公園管理費の公園管理事業では、事業費確定による借地料の減額を、都市公園整備事業では、国の補正予算成立に伴い公園建設補助金が増額したことによる運動公園整備事業委託料の増額と、工事の実績見込みと一部業務の見合せによる総合公園拡張事業委託料の減額を計上するとともに、実績見込みによる公有財産購入費の減額を計上いたしました。

6 項住宅費の町営住宅施設整備事業においては、事業費の確定に伴う工事費等の減額を計上いたしました。

9 款消防費、1 項消防費の常備消防事業、非常備消防事業では、実績見込みによる知多南部消防組合分担金と消防団出動報償金の減額を計上いたしました。

46、47ページを御覧ください。

4 目災害対策費においては、12月補正予算に計上した新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金対象事業の財源更正を計上いたしました。

10 款教育費、1 項教育総務費では、実績見込みによる人件費や補助金等の減額と、中止となった国際交流事業の事業費の減額を計上いたしました。

48、49ページを御覧ください。

3 目義務教育振興費の義務教育振興事業では、中止となった行事に伴う交付金等の減と事業費確定に伴う空調設備設置事業の工事費の減額を計上いたしました。

2 項小学校費、3 項中学校費、4 項社会教育費においても、中止となった行事に伴う減額を計上するとともに、中学校費では、野間中学校の修学旅行が新型コロナウイルス感染症の影響による日程変更によりキャンセル料が発生したことへの補助金を計上いたしました。

50、51ページを御覧ください。

5 項保健体育費、1 目保健体育総務費と2 目体育施設費では、実績見込みと中止となったイベント負担金等の減額を計上いたしました。

3 目学校給食センター運営費では、実績見込みによる賄い材料費の減額を計上いたしました。

13 款諸支出金、2 項公営企業費の上水道公営企業費では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金対象事業の水道料金減免事業費が確定したことによる繰出金の減額を計上いたしました。

次に、歳入について御説明いたします。

補正予算書の14、15ページを御覧ください。

16 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金の障害者自立支援給付費負担金においては、実績見込みに基づく所要額を計上いたしました。

2目衛生費国庫負担金では、新型コロナウイルスワクチン接種対象費負担金の所要額を計上いたしました。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金においては、事業費の確定と実績見込みに伴う各種補助金の減額と新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額分を計上いたしました。

2目民生費国庫補助金の障害者総合支援事業費補助金は、実績見込みに基づく所要額を計上するとともに、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業の実績見込みに伴う減額を計上いたしました。

3目衛生費国庫補助金では、新型コロナウイルスワクチン接種体制の確保のための事業費補助金を計上いたしました。

4目農林水産業費国庫補助金では、事業費確定に伴う補助金の減を、5目土木費国庫補助金では、事業中止及び実績見込みに伴う交付金の減と、国の補正予算成立に伴う都市公園整備事業に係る社会資本整備総合交付金の増額を計上いたしました。

16、17ページを御覧ください。

3項委託金、2目民生費委託金では、システム改修に係る国民年金事務費委託金を計上いたしました。

17款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金では、実績見込みによる障害者自立支援給付費負担金の増額を計上いたしました。

2項県補助金、1目総務費県補助金では、事業実績見込みによる地方創生推進交付金と交通安全対策補助金の減額を計上いたしました。

2目民生費県補助金、6目土木費県補助金においても、事業実績見込みによる補助金の減額を計上いたしました。

7目消防費県補助金においては、災害対策用備品購入のための南海トラフ巨大地震等対策事業費補助金の増額を計上いたしました。

18、19ページを御覧ください。

4項県交付金、2目農林水産業費県交付金では、事業中止に伴うあいち森と緑づくり事業交付金の減額を、3目商工費県交付金では、実績見込みによる新型コロナウイルス感染症対策協力金交付金の減額を計上いたしました。

18款財産収入、1項財産運用収入では、歳入額の確定に伴う配当金の増を、19款寄附金、1項寄附金では、ふるさと納税の実績見込みによる増額を、20款繰入金、2項基金繰入金では、今予算が歳入超過となったことによる財政調整基金繰入金の減額と事業費確定に伴う都市計画事業基金繰入金の減額を計上いたしました。

22款諸収入、4項雑入では、交付額確定に伴う各種宝くじ交付金の減額を計上いたしました。

20、21ページを御覧ください。

23款町債、1項町債、1目農林水産業債では、県営老朽ため池等整備事業に係る自然災害防止事業債の増を、2目土木債では、主に町道森越石坂平井線道路整備事業に係る道路整備事業債と国の補正予算成立に伴う運動公園整備事業に係る公園整備事業債の増額を計上いたしました。

次に、補正予算書7ページを御覧ください。

第2表繰越明許費補正でございます。

令和3年度に繰り越す事業については、2款総務費、1項選挙費の選挙用備品購入のための選挙管理委員会事務を、4款、1項保健衛生費では、ワクチン接種のための予防接種事業と新型コロナウイルスワクチン接種事業を、8款土木費、5項都市計画費では、運動公園整備事業と総合公園拡張事業に係る都市公園整備事業をそれぞれ追加するものでございます。

次に、補正予算書 8 ページを御覧ください。

第 3 表地方債補正でございます。

歳入の 20、21 ページで御説明させていただいたため池改修事業に係る自然災害防止事業債と、主に町道森越石坂平井線整備に係る道路整備事業債及び都市公園整備事業に係る公園整備事業債を増額するものでございます。

なお、この地方債の変更に伴い、当該年度末現在高は 55 ページのとおり、65 億 509 万 2,000 円になる見込みでございます。

議案第 15 号の説明は、以上でございます。

○住民課長（藪井幹久君）

次に、議案第 16 号 令和 2 年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）についてでございますが、初めに、歳出から御説明しますので、補正予算書の 70、71 ページを御覧ください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、一般管理事業において、実績見込みにより 68 万 9,000 円を減額計上いたしました。

6 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目一般被保険者保険税還付金、一般被保険者保険税還付事業においては、72 万 5,000 円を増額計上いたしました。これは、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した世帯に対して、令和元年度の保険税を減免したことにより発生する保険税の還付金の増額でございます。

次に、歳入を御説明します。

68、69 ページを御覧ください。

1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税、1 目一般被保険者国民健康保険税において、医療給付費分現年課税分として 417 万 8,000 円を、後期高齢者支援金分現年課税分として 146 万 7,000 円を、介護納付金分現年課税分として 91 万 9,000 円をそれぞれ減額計上いたしました。これは、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した世帯に対して、現年課税分の保険税を減免したことによる減額でございます。

2 款国庫支出金、2 項国庫補助金、5 目災害臨時特例補助金においては、393 万 8,000 円を増額計上いたしました。これは、1 款、1 項、1 目一般被保険者国民健康保険税で計上した金額の 10 分の 6 に当たる金額を計上しております。

3 款県支出金、1 項県負担金、1 目保険給付費等交付金、特別調整交付金分においては、335 万 1,000 円を増額計上いたしました。これは、1 款、1 項、1 目の一般被保険者国民健康保険税で計上した金額の 10 分の 4 に当たる金額と、歳出の 6 款、1 項、1 目一般被保険者保険税還付金で計上した金額を合計した金額を計上しております。

なお、災害臨時特例補助金と特別調整交付金分の交付に伴い、新型コロナウイルスの影響により減免した国民健康保険税の全額が、国及び県からの財政支援ということでございます。

5 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金、事務費等繰入金においては、歳出の 1 款、1 項、1 目一般管理費で計上した同額を減額計上しております。

議案第 16 号の説明は、以上でございます。

○福祉課長（三枝美代子君）

次に、議案第 17 号 令和 2 年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）についてでございますが、初めに、歳出から御説明しますので、補正予算書の 86、87 ページを御覧ください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費において、介護報酬改定に伴うシステム改修費 412 万 5,000 円を減額計上いたしました。これは、令和 2 年度に必要な介護報酬改定に伴うシステム改修費が確定したことによる

減額でございます。

次に、歳入を御説明いたします。

84、85ページを御覧ください。

1 款介護保険料、1 項介護保険料、1 目第 1 号被保険者保険料において、86万4,000円を減額計上いたしました。これは、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した方に対する令和 2 年度の減免分の減額でございます。

2 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目調整交付金において、31万6,000円を増額計上し、6 目介護保険災害等臨時特例補助金において、60万2,000円を計上いたしました。この国庫支出金においては、令和 2 年中の第 1 号被保険者保険料を減免した金額に対し交付をされるものでございます。

6 款繰入金、1 項一般会計繰入金、4 目事務費等繰入金においては、歳出の 1 款、1 項、1 目一般管理費で計上した同額を減額計上いたしました。

2 項基金繰入金、1 目基金繰入金においては、第 1 号被保険者の保険料の減免に対し交付される国庫支出金の交付に伴い、介護保険給付費準備基金からの繰入れを減額計上いたしました。

議案第17号の説明は、以上でございます。

○建設課長（茶谷昇司君）

次に、議案第18号 令和 2 年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第 1 号）についてでございますが、初めに、歳出から御説明しますので、補正予算書の102、103ページを御覧ください。

1 款土地取得費、1 項、1 目土地取得費、土地取得事業において、本年度の事業確定に伴い、不用額を減額するものでございます。

次に、歳入を御説明いたします。

100、101ページを御覧ください。

2 款諸収入、1 項土地開発基金借入金でございますが、本年度の事業実績に合わせて減額するものでございます。

議案第18号の説明は、以上でございます。

○議長（大岩 靖君）

報告第 3 号 専決処分事項の報告についてから、議案第25号 令和 3 年度美浜町水道事業会計予算までの説明が終わりました。

○議長（大岩 靖君）

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。議事の都合により、明日 3 月 2 日から 3 月 3 日までの 2 日間を休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認めます。よって、明日 3 月 2 日から 3 月 3 日までの 2 日間を休会することに決定しました。

来る 3 月 4 日は午前 9 時から本会議を開き、町政に対する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。御協力ありがとうございました。

〔午前10時30分 散会〕

令和 3 年 3 月 4 日（木曜日）

第 1 回美浜町議会定例会会議録（第 2 号）

令和３年３月４日（木曜日） 午前９時００分 開議

◎ 議事日程（第２号）

日程第１ 町政に対する一般質問

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程と同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（１３名）

１番 山 本 辰 見 君
４番 石 田 秀 夫 君
６番 廣 澤 毅 君
８番 中須賀 敬 君
１０番 荒 井 勝 彦 君
１２番 横 田 全 博 君
１４番 丸 田 博 雅 君

３番 森 川 元 晴 君
５番 杉 浦 剛 君
７番 大 寄 暁 美 君
９番 横 田 貴 次 君
１１番 大 岩 靖 君
１３番 野 田 増 男 君

◎ 本日の欠席議員（１名）

２番 鈴 木 美代子 君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（１８名）

町 長 齋 藤 宏 一 君
教 育 長 山 本 敬 君
厚 生 部 長 高 橋 ふじ美 君
教 育 部 長 夏 目 勉 君
企 画 課 長 戸 田 典 博 君
福 祉 課 長 三 枝 美代子 君
環 境 課 長 富 谷 佳 宏 君
建 設 課 長 茶 谷 昇 司 君
学校教育課長 近 藤 淳 広 君

副 町 長 八 谷 充 則 君
総 務 部 長 杉 本 康 寿 君
産業建設部長 鈴 木 学 君
総 務 課 長 大 松 知 彰 君
防 災 課 長 小 島 康 資 君
健康・子育て課 宮 崎 典 人 君
産 業 課 長 三 枝 利 博 君
都市整備課長 宮 原 佳 伸 君
生涯学習課長 谷 川 雅 啓 君

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（２名）

議会事務局長 日 比 郁 夫 君

主幹兼議会係長 森 秀 雄 君

〔午前９時００分 開議〕

○議長（大岩 靖君）

おはようございます。

今朝新聞を見ましたが、私は、毎朝新聞を見るときに、町内のコロナ感染者の数を見ております。先月末からこの1週間ほど、ほぼ毎日のように町内でもコロナの発生が確認されております。先月末には、このコロナ用のワクチン接種のシミュレーションに議員の皆さんほぼ全員の方に出ていただき、誠にありがとうございました。町民役で、当日接種の方法、そしてまた気がついた点を町民目線で皆様に確認していただきたかったという思いで参加していただきました。当然、このワクチン接種につきましては、今後、町民の方々に向けて接種されると思うのですが、いま一度、このコロナに対する注意喚起を皆さんとともにより一層進めてまいりたいと思いますので、よろしく御協力のほどお願いいたします。

会議に先立ち、お願いします。お持ちの携帯電話はマナーモードか電源をお切りいただくよう御協力をお願い申し上げます。

美浜町議会では、新型コロナウイルス感染拡大に防止に伴う予防対策として、議場内でのマスクの着用を推奨しております。あくまでも予防のための着用であり、傍聴者、議員並びに職員の健康と安全確保を考慮したものです。咳エチケットやマスク着用の感染症予防対策への御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、会議議員及び町執行部の職員においてはマスクを着用したままの発言となりますので、不明確にならないよう努めてくださるようお願いいたします。

それでは会議に入ります。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

本日の会議に、2番 鈴木美代子議員から欠席届の提出がありました。

次に、本日の会議に、知多半島ケーブルネットワークのテレビカメラの持込みを許可しました。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

町長から発言の申出がありましたので、これを許可します。町長。

〔町長 齋藤宏一君 登壇〕

○町長（齋藤宏一君）

皆さん、おはようございます。

諸般の報告を1件申し上げます。

昨日、知多奥田駅前の水道管布設工事に伴い、洗管作業を行うためにバルブ操作をして水を少しずつ入れたところ、流速等の変化により、野間、奥田地区の一部地域で赤水が発生いたしました。今後、バルブ操作を行うときには細心の注意を払い作業を行うように指示をしております。誠に申し訳ございませんでした。

諸般の報告は以上でございます。

〔降 壇〕

○議長（大岩 靖君）

以上で、町長からの報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 町政に対する一般質問

○議長（大岩 靖君）

日程第1、町政に対する一般質問を行います。

本定例会には10名の諸君より質問の通告をいただいております。本日はそのうち5名の一般質問を行います。通告の順に質問を許可いたしますが、質問時間は答弁等全ての時間を含め50分以内とし、関連質問は認めないこととします。

初めに議長からお願い申し上げます。

会議規則において、「議員は、議会の品位を重んじなければならない。」とあります。議員の皆さんにおいては、議会の品位や議員の名誉を傷つけるような発言をしないよう、品位と節度ある質問をお願いします。また、執行部の職員においても、誠実で簡明な答弁をされるようお願いいたします。

最初に、9番 横田貴次議員の質問を許可します。横田貴次議員、質問してください。

〔9番 横田貴次君 登席〕

○9番（横田貴次君）

おはようございます。チャレンジMIHAMA、9番 横田貴次でございます。

3月を迎えまして、1日そして昨日3日と高等学校の卒業式、また中学校の卒業式が執り行われました。多くの卒業生の皆さんが新たなステージへと歩み出したわけですが、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑みると、進路を考える上で大変御苦労も多かった卒業年度ではなかったのかなと拝察しています。卒業生の皆さんの今後ますますの御活躍を心からお祈り申し上げるとともに、私も一議員として、少しでもよい美浜町をつかって彼らに安心して住み暮らしていただけるように、いま一度議員活動に一生懸命頑張っていく誓いを持ちました。そんな気持ちで一般質問に取組をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、あらかじめ提出させていただいた通告書に基づき質問をさせていただきます。

本日は、都市計画道路知多東部線についてお伺いをしていきたいと思っております。

お示ししたパネル資料は美浜町都市計画図であります。都市整備課にて800円で購入できる資料であります、パネル右側の赤い線で示した道路が知多東部線です。御参考までに、パネル左側の青い線は知多西部線になります。この資料を基に質問を進めさせていただきたいと思っております。

令和2年度の県事業に係る要望事項では、本町東部地区における道路事業において都市計画道路知多東部線古布バイパスの早期実現をはじめ名鉄河和駅前交差点右折車両による渋滞を解消するための道路改良や、交通安全のための布土大橋拡張の早期実現を重点的に要望していますが、事業実施の兆しがありません。

これらの課題解決に向け、武豊町富貴、寺西信号交差点からつながる知多東部線古布バイパスまでの早期開通実現に向けた取組を重点的に推進することが、より早い課題解決につながるのではないかと考え、以下5つの質問をさせていただきます。

1つ目、武豊町富貴から本町古布地区を結ぶ知多東部線古布バイパスまで開通の必要性について、本町ではどのように位置づけをしておられますか。

2つ目、知多東部線の整備状況と今後の整備工事の予定はどのような状況か、お聞かせください。

3つ目、知多東部線の愛知県への整備要望はどのような状況でしょうか。

4つ目、武豊町富貴から知多東部線南進事業がなかなか着手されていません。理由としてどのようなことが考えられるか、教えていただきたいと思います。

最後、5つ目の質問です。知多東部線古布バイパスの開通は、隣接する武豊町、南知多町の意向も大変重要だと考えています。隣接する両町との協議は何かされているかをお聞かせいただきたいと思います。

以上、5つの質問をさせていただきまして、壇上からの質問を閉じさせていただきます。若い人たちに夢の持てる答弁を御期待申し上げて、壇上からの質問を閉じさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（大岩 靖君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 齋藤宏一君 登壇〕

○町長（齋藤宏一君）

横田貴次議員に対する御質問にお答えをいたします。

都市計画道路知多東部線についての御質問の1点目、武豊町富貴から本町古布地区を結ぶ知多東部線古布バイパス開通の必要性についての位置づけはについてでございますが、都市計画道路知多東部線につきましては、知多半島三河湾側を南北に通ずる広域的なネットワークを形成する幹線道路網の一つとして計画されている道路があります。国道247号のバイパスとしての性質を持ち合わせております。現在の国道247号につきましては、朝夕の通勤時間帯や潮干狩りなどの観光シーズンにおいて、町内各所にて慢性的に交通渋滞が発生しており、抜け道として住宅街の生活道路を多くの車両が通行するなど交通事故の発生等が危惧されております。また、沿岸部を通ることから、南海トラフ地震などによる津波等の影響により通行に支障が出ることも危惧されているところであります。

これらのことにより、国道247号の渋滞対策、市街地の交通安全対策、また災害時には緊急物資や資機材の輸送等を担う防災対策としても、知多東部線は早期整備を図っていかなければならない重要な路線と考えております。

次に、御質問の2点目、整備状況と今後の工事予定はについてでございますが、知多東部線は、阿久比町大字卯坂から南知多町大字片名までの延長約30.5キロメートルの都市計画道路であり、現在の整備状況としましては、阿久比から武豊町富貴の寺西信号交差点まで約14キロメートルと、本町北方柿谷区画整理地内の約0.6キロメートル及び知多厚生病院の西、県道奥田河和線から半田南知多線までの区間約1.3キロメートルが供用開始をしております。未整備区間のうち、特に古布交差点部の道路計画について、県とともに公安委員会との協議結果を踏まえ検討しているところでございます。なお、事業実施の時期については未定と県より聞いているところであります。

次に、御質問の3点目、愛知県への整備要望はどのような状況かについてでございますが、愛知県が管理する道路、河川、海岸等について、以前は個々に要望書を提出しておりましたが、平成24年より、土木事業に関する要望会として、愛知県に対し、早期事業採択、整備促進の要望活動を行っております。今年度においては、知多東部線をはじめとする道路整備事業3路線及び河川整備事業1河川を本町の重点要望箇所として、現地視察と併せてこの6月に知多建設事務所長に、7月には愛知県建設局長に対して、正副議長も同席し、議会と一緒に要望活動を行いました。また、10月には、愛知県議会建設委員会が主催の県内調査において、知多東部線の武豊町より南進の整備促進を要望しております。さらには、知多地区5市5町で構成しております知多地区道路整備促進期成同盟会により、毎年7月頃の愛知県への要望に加えまして、中部地方整備局、国土交通省並びに愛知県選出国會議員に、知多東部線の南進整備についての要望を継続的に行っております。

今後につきましても、本町の実情を訴えながら、豊かで活力のある地域づくりの推進、町民の安心・安全な生活環境の確保のため、粘り強く関係各所へ要望活動を継続してまいります。

次に、御質問の4点目、武豊町富貴から知多東部線南進事業に着手されない理由はどのようなことが考えられるかについてでございますが、愛知県から整備延長が長く、名鉄知多新線との立体交差整備が必要な大規模事業

であることから、事業化については、予算状況並びに沿線の開発動向や周辺の交通状況等を見ながら検討していく旨の回答でございます。

次に、御質問の5点目、隣接する両町との協議はされているかについてでございますが、知多東部線の富貴からの南進整備の重要性は武豊町との共通課題であるため、協議・すり合わせを行った上、両町一体となって継続的に要望活動を行っております。

一例を申し上げますと、先ほど申し上げた愛知県議会建設委員会主催の県内調査において、知多東部線の武豊町より南進の整備促進を武豊町とともに要望しております。南知多町におきましても、これまで知多東部線の整備促進については共通課題として認識しており、知多半島南部の発展、また災害時における緊急物資や資機材の輸送等を担う防災対策としての重要性を考慮し、引き続き要望活動を行ってまいります。

以上、壇上での答弁を終わらせていただきます。

〔降壇〕

○議長（大岩 靖君）

再質問はありますか。

○9番（横田貴次君）

5つ質問をお伺いしたわけでございますが、ちょっと質問の順番が前後しますが、再質問をいろいろな質問から取り上げていきたいと思えます。

最初に、2つ目の質問から伺いたいと思えます。整備状況と今後の工事の予定についてお聞かせいただきました。阿久比町から武豊町までが14キロ、もう30.5キロからしてみると半分近いものが整備されていて、本町においては2か所で1.9キロしか整備がされていないことを大変残念に思います。要望事項である古布バイパスの区間はどのような区間をいうのかと、あと、町内で進められている古布交差点の道路計画について、現在どのようなやり取りがなされているのかを、まず最初にお伺いしたいと思います。いかがですか。

○産業建設部長（鈴木 学君）

今ありました古布バイパスという部分でございますけれども、現在私どもが東部線の要望をしておるのは2か所、河和バイパスと言われる県道小鈴谷河和線、北方の区画整理のところから厚生病院のところ、県道野間河和線の区間、こちらの区間を河和バイパス、古布バイパスは河和台のところ、今は上前田の信号交差点になっておりますが、そこから、今協議をしております古布交差点、この区間が古布バイパスとなります。

今回、東部線の要望についても、この2つの区間が同時に整備されて初めて効果的な効果が出ると考えておりますので、県のほうにも一括して2つの区間をとということで事業化に向けて私どもは要望をしております。

古布交差点の道路の計画でございますが、現在の古布交差点は、国道247号が南北に通ります。西から県道内海美浜線、東からは町道6108号線が交わる、交通量は平日で8,500台、休日で1万台の交差点でございます。新たな古布交差点の計画については、知多東部線に県道内海美浜線、そして町道6108号線が十字に交わるような形での構造の計画をお願いしたいということで、今、県にもお願いしておりますのでございます。

○9番（横田貴次君）

現状についてお聞かせいただきまして、私は布土に住み暮らしておりますので、全くピン트가合っていないな、ピンタというか、武豊、布土を通過して柿谷へ抜けるのを非常に待ち望んでいるわけなのですけれども、そんな要望も踏まえて今回の質問をさせていただくわけでございますが、河和バイパス、また古布バイパスの内容もお示しいただきまして、よく理解ができました。ありがとうございました。

そんな現状を伺った中で、4つ目の質問、先ほども申しました事業に着手されない理由について伺いたいと思

います。

武豊町の富貴から布土を通過して柿谷へ抜けていく道路が完成しますと、物流、また人の流れも大変変わってくるのではないかとという中で、美浜町の要望において、そちらを先に優先するべきではないかと。私が住んでいるからではなくて、やはり水は高いところから低いところへ流れるのと一緒に、武豊町からの人の流れ、物流も呼び込んでいくべきだと思うのですけれども、御答弁の中で、名鉄知多新線との立体交差が大変大規模な事業になると伺いました。これまでの質問で、私も名鉄の踏切を1メートル広げるだけで3億円だとかいうことを考えると、30億円、40億円ぐらいの事業になるのかなんて考えているわけですが、本町の中において整備延長が長いこと以外に何か大きな課題があるのか、また、武豊町さんが抱えている知多新線を超える、何とか実現するために本町として何かお手伝いできることはないかと、その辺をちょっとお聞かせいただきたいのですが。

○建設課長（茶谷昇司君）

延長が長くなること以外の大きな問題点についてでございますが、まず考えられるものとして、路線の多くが山間部を通りますので、工事の搬入路だとか残土処理、河川等の交差構造等の施工に関する課題、また保安林解除等の法手続に関する課題などが考えられております。

また、武豊町の抱える問題点でございますが、まだ私のほうには武豊町の問題点というのはお聞きしておりませんが、本町として協力できることはできるだけやっていきたいと考えております。

○9番（横田貴次君）

町長の答弁の中で、重点要望のことで伺いました。道路整備事業3路線、また河川整備1ということで伺ったのですけれども、もちろん道路整備事業の3路線というのは知多西部線、東部線が入ってくると思うのですけれども、この3つの要望についての内容をここでお聞かせいただきたいのですが。

○産業建設部長（鈴木 学君）

今回、この3路線でございますが、都市計画道路の知多西部線と知多東部線、それともう一つは布土大橋、こちらの拡幅でございます。こちらが本年の重点の要望箇所という形で県の道路局長のほうにお願いしておる事案でございます。

○9番（横田貴次君）

武豊町さんが抱える問題という言い方が正しいのかどうか分かりませんが、名鉄知多新線との立体交差が解決されない限り、武豊から先、こちらへの南進は大変難しいことだなと思うのです。

先ほど重点要望の3つ目に上がりました布土大橋の拡幅なのですけれども、事業実現が難しいようであれば、私は武豊町さんとの連携を深めて知多東部線の南進を早期に実現したほうがいいのかと、いろいろなことを考えておまして、現在、布土大橋の拡幅の整備要望については、どのような状況でいらっしゃいますか、県との調整で結構なののですけれども。

○建設課長（茶谷昇司君）

布土大橋について、南進してくるところで、右折車両が見えますと、南進するのに渋滞がすごいことになっておるとするのは県のほうも承知していただいております。そこで、おとしでしたか、布土大橋のところを両側に1メートルほど拡幅する形、現在の橋に添架するような形の構造で計画をしていただいております。ただ、現在は、そちらの構造で強度的にはちょっと不安があるということで、今、再検討を行っているとおっております。

○9番（横田貴次君）

全く実現性がないわけではなくて、そういったもろもろのことを検討していただいているということによろし

いですね。ありがとうございます。

私も副議長として県の要望会に出席させていただく中で、資料でもう一個、名鉄河和駅の交差点の渋滞、あちらの道の拡幅についても要望されておりました。今回、質問に至ったわけは、武豊から、先ほどから申している東部線を南進すれば、布土の問題も、その河和駅の問題も、迂回する車はかなり増えてくるだろうと予想されますので、そういった2つの事業を要望するよりも、一点集中で知多東部線南進の要望に力を入れていったらどうかという気持ちで今回の質問に至ったわけなのですけれども、河和駅の拡幅の状況は、県との調整の中で何か情報はございますでしょうか。

○産業建設部長（鈴木 学君）

河和駅前の南進車の右折の渋滞でございますが、こちらはやはり河和駅の西側に河和台、柿谷という区画整理地の住宅街を構えております。そちらの方が通勤等で南進される方が、どうしてもあそこで右折することから、右折レーンが非常に短くて、右折する車両で南進車が止まってしまうことから、右折車両を増設できないかということで整備をお願いしてございます。ただ、用地的に土地があのかはほとんどないものですから、海側のほうへ少しでも拡幅できないかということで県にもお願いしております。

現在、新江川の樋門は耐震の関係で工事をいろいろやっておりますし、今後もまだまだ工事が入ってくると聞いておりますので、その際には大型の重機も持ってくるものですから、それに合わせてできないかということで県にもお願いしております。

言われるように、東部線、武豊町から南進をという形ではございますが、渋滞箇所が、今ありました布土大橋と、河和駅のところと2か所になるものですから、こちらを少しでも緩和できれば、よりスムーズな流れもできるのではないかとということで要望箇所という形で今行っております。

○9番（横田貴次君）

今どのような要望の状況かというのを大変よく理解できました。あれもこれもと言ったほうがいいのか、できることなら全て要望で出していくのも手かもしれませんけれども、引き続き県との調整に取り組んでいただかないと思います。早期実現を心から願っております。

（4）の質問の再質問は閉じさせていただきまして、次に1つ目に聞いた、一番、私ここで何とか重点的に聞きたいなと思っているのですけれども、知多東部線の必要性についての位置づけということで最初にお伺いいたしました。御答弁の中で、広域的なネットワークを形成する幹線道路の一つとお答えをいただきましたが、町民の皆様も、行政としてどのようなネットワークの構想を描いているのかは大変興味があるところかなと感じますので、どのような幹線道路網を望んでいるのかを御紹介いただけませんかでしょうか。

○建設課長（茶谷昇司君）

幹線道路のことについてでございますが、幹線道路というものは、地域都市間において主要な地点を結び道路網の骨格を形成する道路で、高速道路、国道、県道などと言われております。町内の既存の道路といたしましては、美浜町の真ん中を通る有料道路の南知多道路、また、東西沿岸部を通ります国道247号でございまして、都市計画道路としましては、この知多東部線、知多西部線ということになります。

○9番（横田貴次君）

意外と都市計画図を見ておりますと、東西に延びる道路、例えば布土上野間線とかも計画にあるようでございますが、目に見えて分かるのは、今、御答弁いただいたとおりだと理解いたしました。

また、町長の御答弁の中で、防災の観点から国道247号のことに触れられましたけれども、どこかで愛知県が指定する津波被害警戒区域に当たる道路だということを伺ったことがあるのですが、この指定区域というのはど

ういものなのか、内容をお聞かせいただきたいと思いますが、いかがですか。

○建設課長（茶谷昇司君）

津波災害警戒区域というものになりますが、最大クラスの津波が発生した場合に、住民等の生命または身体に危険が生ずるおそれがある区域で、津波による人的被害を防止することを目的としまして令和元年7月30日に愛知県により指定されました。発生頻度は低いですが、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波を想定しておりますけれども、町内の国道247号全てがこの区域に入っておるというものではございません。

例えば東部でいいますと、国道247号の布土というところと河和口の駅前辺り、それから河和では河和駅周辺と上前田地区、それから南部では矢梨の一部の区域が、この津波災害警戒区域に入っております。

詳細につきましては、美浜町のホームページの防災情報の中で愛知県の津波災害警戒区域のページにリンクされるようになって、誰でも閲覧できるようになっておりますので、よろしくお願いします。

○9番（横田貴次君）

ホームページ、私もせっかくの情報ですので確認してみたいなと思いました。指定区域内につきましては理解できました。

必要性についての具体的な答弁として私が感じたのは、渋滞対策、交通安全対策、防災対策といった3つの大きな柱で町長に御答弁いただいたのかなと思っておりますが、知多半島の先端に位置する武豊、美浜、南知多3町にとって、どのように表現していいかわかりませんが、広域的なまちづくりという視点で、ハードの部分ではなくてソフトの部分で考えていくと、知多東部線の必要性は、例えばですけれども、知多厚生病院まで武豊から南進が実現すれば、武豊町民の人も御利用いただく機会にもなるでしょうし、働く場の創出という切り口で見ても、やはり通勤に要する渋滞でのストレスだとかいったことがなければ、美浜に暮らしながらも、武豊、半田で勤めていこうかなという人も増えるでしょうし、もう一つの切り口で言うと、企業誘致の観点から考えると、やはり物流からしてみると武豊町からの物流の足が美浜、南知多まで伸びてくることも、大変今後の町の発展には期待ができると思うのです。病院については全く今ある知多厚生病院さんですので、いいとして、今後の美浜町として、人口の流出や企業誘致の面でも、こういった知多東部線の南進は大変重要な位置づけをしていいのではないかと私は考えています。

町長の答弁の中でこの辺が出てくるかなと思ったのですが、ちょっとなかったもので、この辺でどのように行政として感じているかをお聞かせいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○町長（齋藤宏一君）

横田議員の御質問、この東部線だけではないです。西部線も併せて、本町としては、これも過去に、十数年前、この問題は県の中でもありました。その席で、要は知多郡全体の中で、県会議員、首長、その会議の中で、私から、東部線、西部線、早くやってほしい、何でもここは消滅市町村なんて言われるのですか、南知多、美浜町が。知多半島には中央道だけしかない、これが今一番の名古屋からの近道だ。ところが、今、細かいことを言えば、河和駅前、大変な渋滞ですよ。あれを解決することは、今の厚生病院、それから野間河和県道までは区画整理でやれたでしょう。それから柿谷もそうでしょう。区画整理の関連事業でやっていただけた。

もう一つ、もっと早くからあの地域の方々がやってほしいと言ってまとめようとしたけれども、まとまらなかったのは、どこか分かりますか。上野間河和県道から、今、新江川まで通っていますよね、選果場の横、あそこの道路は。新江川から、今度は南側、役場の皆さんの駐車場もある、あの住宅、これの区画整理をやろうと非常に努力された河和の方がおりましたが、まとまらなかった。あれができていたら、選果場からずっと、もう行っちゃうのですよ。今、一番早いのは、だから、課長、部長が言ったように、古布インターまで河和台からずっと

通ることがまず一つ、一番やりやすい、本町としては。ところが、ここをやらない。でも、ここは今、比較的やればやりやすくなってきた。地主の関係がいろいろ変わっているじゃないですか。あの当時は難しかったのですよ。河和の方なら、誰が一生懸命やったかよく分かっていると思いますけれどもね。そのとき私は町長をやっていましたから、何とか何とかと言っても地域の地主がまとまらなかった。で、今の状態が続いているのですよ。布土から選果場まで、これも美浜町だけならやれないことはない。一番問題は武豊町内なのです。これは私もずっと来ていた。中央道ができて、武豊インターはできたけれども、インターからの東西の道路はない。これを何とか先にやれという各町の要望があるのです。

それと、今一番大きいのは、名鉄の横断。やっと西部線が上野間までのラインで、あの名鉄をくぐるだけで数十億円ですよ。なかなかできなかった。前の常滑市の県会議員も、「齋藤さん、何年までに上野間まで行きます」と、約束、報告を私は受けて、よかったねと言ったけれども、それから何年かかっていますか。そのぐらい大変なのです。

今、武豊町とやっています。武豊と半田と常滑と南知多、2市3町が環境組合の関係で今一つになって、話を進めているでしょう。その中で、もっとこれからは南部を陳情する会をやろうやと言って、この間、会議をやったところ。県も予算はないですよ。だから、やれるところから少しでもつないでいけて、本町としては、もう今、総合公園、奥田駅前をやっているでしょう。あれまでをつないだら西部はよくなる。これ、これということで頑張っておりますので、ぜひ議員の皆さんも声を大にして。企業は来ようと思っても来られないですよ、道路と言って。それを町として全力を挙げてやりたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願いします。

○9番（横田貴次君）

町長、ありがとうございました。一番最後にお伺いしようと思っていたのですけれども、何個かもう答えをたくさんいただきましたので。

今回この位置づけについて聞いた理由は、美浜町にとってどんな利点があるかをしっかり県に伝えることが大切だなと思ったのです。私も副議長として議長と一緒に何度か県にお邪魔しますと、部長さん、課長さんクラスにはこんな高い書類の山がありました。それが要望事項だとすると、下にいるとなかなか行けないので、この書類がどんどん上に行くためにはどうすればいいのかと考えてきたわけでございます。

やはり愛知県の中の知多半島でありますので、3町そろって発展が見込めることであれば、県の事業を選択する優先順位がどんどん上がっていくのではないかと思います。いろいろ聞くわけでございますが、私は、やっぱり一番期待できるのは、定住人口の増加と企業誘致という面で、今まで聞いていますと、例えば大きい企業が来るなら道を通してあげるよというスタンスの印象が非常に強いのです。ただ、「道を通してくれたら、こんなすばらしい企業誘致の活動ができるよ」という切り口で愛知県のほうに要望していくべきではないかと感じているのですけれども、この東部線南進に関する企業誘致、また定住人口の増加について、もし町のほうでお考えがあるのならお聞かせいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○産業建設部長（鈴木 学君）

定住人口ですね、本町は人口減少ということで、全国的にも人口減少が非常に問題になっておりまして、私ももの町も人口減少を何とかしなければならぬというのが大きな課題だと認識しております。特にその人口減少の中で懸念されているのが流出人口、要は美浜町からどんどん転出してしまう人、いろいろ理由があるかと思うのですけれども、先回も要望事項の中にも少子・高齢化、人口減少というのも本町においては非常に懸念しております、何らかの策がないとというようなことから、道路を整備することによって交流人口、新たにこちらのほうに人に来ていただける、逆に言えばこちらとの行き来が非常に安易になるということから、今まで職場が遠かった

部分が、今の美浜町にいても職場まで簡単に行けるということで、交流人口の増加が、物流についてもどんどん増えてくれば、観光だとか地域産業も発展していくのではないかなという部分で、道路整備が必要なのですよということを踏まえて県に要望という形の中にこの部分を入れさせていただいておるところでございます。

○ 9 番（横田 貴次君）

様々な利点について一つ一つ洗い出して、県のほうに粘り強い要望をしていただきたいと思います。先ほど町長にも答弁いただきましたが、我々議員としても、武豊町の議員の皆様とも深いお付き合いがございますので、そういった県への要望の後押しになるような議員の活動としても何かないかなということで、今後模索を広げていきたいなと思います。

一番私が大事に思っているのは民意だと思うのです。町民の皆さんが本当に必要としているんだというところを伝えることが大切かなと思うのですけれども、6月でしたでしょうか、美浜町からの要望事項について県の職員が直接本町にお越しいただいて1か所1か所見て回った姿があったのですけれども、ちょうど布土大橋のところで見ている姿を布土で暮らす皆さんが見ると、後で物すごい興味があるのですね、何をやってたんだということで。ですので、美浜町も一生懸命こうすることで県に要望しているということで、町民からしてみると、県の職員の方が現地を見に来たというだけで非常に期待感が高まると言うといけないのですけれども、美浜町はしっかりやっているのだなという感想につながると思うのです。ですので、こういった通り一遍の要望事項に見せないような仕組みとして、今、美浜町がどんなことを県に要望しているのか、その内容が、私たち議会もそうなのですけれども、なかなか町民に伝っていないのが現状だと思うので、こういった、町も頑張っている、議会も頑張っている、県にこんな要望をしているという情報を何らかの形で町民の皆さんに知らしめる取組はできないでしょうか。例えば広報に挟むとかとか、県の要望を提出した時点で、去年はこんな要望をしたけれども、今年もこんな要望をしているだとか、進捗結果の報告だとか、そういった情報に触れる機会を町民の人につくってあげることができないのかなと考えているのですけれども、いかが思われますか。

○ 産業建設部長（鈴木 学君）

要望会の実施の部分でございましたけれども、今年初めてあのような形で現地へ県の職員が実際に出向いて、我々が実情を説明するということは今年度初めて行ったものでございます。今までは、書面をもってお願いをしという形の中で、回答につきましても同じ内容が非常に多いものですから、今までも、その内容について住民の方々までにはお伝えはしなかったというのが事実でございます。

行政報告会には、過去には何度か要望の活動を行いましたということでの報告はしてございますが、今年についても、議長、副議長にも同席していただいて、知多建設事務所長、愛知県の道路局長に要望を行っておりますが、その後については公表というか発表はしてございませなし、議員の皆様にも説明はしてございませんでした。内容については、現在、都市計画道路の西部線を今集中的に工事もやっていたおる。ただ、常滑市のほうでやっておるものですから、本町ではまだまだ底地のほうは工事にまだ入っていないものですから、そういったことの中でお伝えをしていなかったのですけれども、今後、当然事業のほうが本格事業化されれば、地域住民の方々にいろいろと御説明、また御理解いただいて協力していただくという形になるものですから、機会がございましたら何らかの形で公表するような格好で検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○ 9 番（横田 貴次君）

町民を置き去りにすることなく、今どのような状態で美浜町が要望を出しているかをしっかりお伝えいただく手法についても、今後検討を重ねていただきたいと思います。

最後の議会になるかもしれない鈴木産業建設部長に幾つも質問して申し訳ないことなのですが、同僚議

員も、この後、企業誘致について質問される議員もいらっしゃいますけれども、美浜町の立場からしてみると、やはり、今、第一優先すべきは知多西部線、運動公園に関わる事業、そして山王川の河川改修ということで優先順位は十分私も理解しているわけですが、終わってからロビー活動をして遅いわけですが、何とか並行して、これが終わったら次すぐ東部線の事業に入れるような準備も片手には持っていたきながら、今後も進めていただきたいなと思います。

長年、東部線、西部線に関わってこられた鈴木部長でございますので、2分ぐらい時間がありますので、今後の実現の可能性なんかは現在どのような形で聞いているかをお伺いして、質問を閉じさせていただきます。

○産業建設部長（鈴木 学君）

誠に最後の答弁の機会をいただき、ありがとうございます。

私も、知多東部線、西部線、こちらの要望には長年携わってまいりました。その都度、県に書面等を出してお願ひしてございます。ただ、今は東部線、先ほども言いましたように、河和バイパス、古布バイパス、2区間、一度目の事業化に向けて非常に県には強くお願いをしてございます。その関係で、古布の交差点、県としても長年協議していただいております。「今、交差点協議を行っております」という答弁は、かなり前からしているような記憶にはございます。

実情を申しますと、先ほど言いましたように、国道247号の現道に西から県道、東から町道の交わる、現在は交差点です。今度そこに東部線が入ってきます。そうすると五差路という形になるのです。それで非常に難しいということをお聞きしております。ですから、今度東部線が主交通になって、県道と町道が交わるような形の交差点にしてくださいということで、今、順次やっておりますので、西部線のほうが終われば、ぜひこちらのほうへ来てくださいということで、県には強く要望しております。

なぜここをとというのは、南知多町もそうですけれども、通る関係でいくと、先ほど言いましたように、県道小鈴谷河和線へ一気に出てきます。そうすると、そのまま美浜インターにも入れますし、そのまま開通した西部線に今度乗ることができます。そうすると、非常に南北の交通の軸がしっかりするということがございます。ですから、必ずこちらのほうをやってくださいということで、今、県にはお願いしているのが現状でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○9番（横田貴次君）

優秀な課長さんたちも控えておられますので、しっかりと引継ぎをしていただいて、長年の御苦勞に心から感謝申し上げます。質問を閉じさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（大岩 靖君）

以上をもって、横田貴次議員の質問を終わります。横田貴次議員は自席に戻ってください。

〔9番 横田貴次君 降席〕

○議長（大岩 靖君）

ここで換気のため休憩をしたいと思います。再開を10時10分といたします。

〔午前9時57分 休憩〕

〔午前10時10分 再開〕

○議長（大岩 靖君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

8番 中須賀敬議員の質問を許可します。中須賀敬議員、質問してください。

〔8番 中須賀敬君 登席〕

○8番（中須賀 敬君）

皆さん、おはようございます。チャレンジMIHAMA所属、8番 中須賀敬です。

町議会議員の任期4年のうち2分の1が過ぎ、ちょうど折り返し地点でございます。私は、美浜町を元気な町にするために、「住みたいまち美浜町」を目指して頑張り続けてまいりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、あらかじめ提出させていただきました一般質問通告書に基づいて質問させていただきます。

大きな1番目の美浜町中小企業・小規模企業の産業振興についてであります。

まず1つ目、美浜町中小企業・小規模企業振興基本条例が平成31年4月から施行され、間もなく2年が経過いたします。同条例5条には、町の責務として「同条例で定める基本理念に基づき、中小企業等の振興に関する施策を総合的かつ計画的に策定し実施するものとする」と表記されていますが、そこで、基本条例施行より、どんな施策をこれまで策定し実施したのか、具体的に御説明していただきたいと思います。

小さい2つ目は、今回の新型コロナウイルス感染症対策として様々な経済対策を打ってきたと思いますが、その点について具体的に説明をお願いいたします。

続きまして、大きな2つ目、スポーツ施設の利用についての質問であります。

町内事業者より、合宿誘致に当たり、スポーツ施設の予約の調整に苦労していると、よく伺います。交流人口の増加により経済効果を高めるためのスポーツ施設の利用と町内スポーツ団体の利用との考え方について伺いたいと思います。

まず1つ目は、現在利用可能な町内のスポーツ施設の利用予約はどのような優先順位で受け付けていますか、教えてください。また、利用料金はどのような視点で設定していますか、お願いいたします。

小さい2つ目、陸上競技場のオープンを見据えて、大会誘致、合宿誘致など町内のスポーツ施設の有効な利用方法についてどのようにお考えですか、お示してください。

3つ目に、建設中の陸上競技場をはじめ計画中の総合公園グラウンドなどの町内スポーツ施設の運営について、総合的に一括して行うべきと考えますが、どのように計画しているのか、お教えてください。

以上で、私の壇上よりの質問は閉じさせていただきます。

○議長（大岩 靖君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 齋藤宏一君 登壇〕

○町長（齋藤宏一君）

中須賀議員の御質問にお答えいたします。

私からは、御質問の美浜町中小企業・小規模企業の産業振興についてお答えし、スポーツ施設の利用については教育部長から答弁申し上げますので、よろしくお願いいたします。

初めに、美浜町中小企業・小規模企業の産業振興についての御質問の1点目、基本条例施行によりどのような施策を策定し実施したのかについてでございますが、令和元年度、国の施策による子育て世帯や低所得者等を対象にしましたプレミアム付商品券事業を関係機関と連携して実施いたしました。4月には、新型コロナウイルス感染症による町内事業者の影響を、商工会、観光協会会員に対しアンケート調査をし、その調査に基づき、美浜町GOGOプレミアム付飲食券事業を実施したところでございます。

また、1月には、町と商工会と相互に連携を図り、高齢者の孤独死未然防止や認知症状のある高齢者への早期

対応に取り組む、美浜町地域見守り活動に関する協定を締結させていただきました。

次に、御質問の２点目、新型コロナウイルス感染症対策として行った経済対策についてでございますが、感染拡大により売上高の減少など経済的影響を受けている中小企業の事業者が、運転資金の融資を受ける際に必要となる保証料の補助を実施しております。

また、昨年４月１７日から５月６日の緊急事態宣言期間中に、県の営業時間短縮、休業要請等の協力に応じた中小企業・個人事業主や理美容業者に対し、感染症対策休業協力金を交付いたしました。

美浜町ＧＯＧＯプレミアム付飲食券事業では、１万円で３,０００円分のプレミアムがついた飲食券５,０５０組を発行し、美浜町大学生等応援飲食券発行事業と併せて経済の活性化を図ったところでございます。

ほかにも、新型コロナウイルス感染症の影響により、新しい生活様式、働き方改革として、民間企業がテレワークの導入を推進するようになり、利用時にＷｉ－Ｆｉが必要となっていることから、旅館・民宿等へのＷｉ－Ｆｉ設置補助事業を観光協会や関係機関と連携を図りながら進めております。

以上で、壇上の答弁を終わります。

〔降壇〕

○教育部長（夏目 勉君）

次に、スポーツ施設の利用についての御質問の１点目、利用予約はどのような優先順位で受け付けているかについてでございますが、第一優先となるのが、町の主催もしくは教育委員会が主催する行事で、次に補助団体のイベントや大会などです。前年度の１０月頃には年間スケジュールが決定いたします。それ以外の利用につきましては、利用する日の２か月前の月の１日からどなたでも利用することができます。また、大会等のために一般の利用より優先して利用する場合は、利用する日の６か月前の月の１日から予約ができます。

利用料金につきましては、現在、利用可能なスポーツ施設については、設置時の趣旨により住民利用が主となる施設であるため、知多５市５町で締結しております公の施設の相互利用に係る協定書により、知多管内５市５町に在住し、在勤し、または在学する方の利用につきましては、各市町で設定しております利用料で利用できます。知多管内５市５町に在住し、在勤し、または在学する方以外の方の利用につきましては、施設によって異なりますが、知多管内５市５町の方の利用料のおおよそ１.５倍から２倍の使用料を設定しております。

また、一般の利用より優先して利用する場合につきましては、優先して予約を受け付け、施設を確保することから、こちらも施設によって異なりますが、一般利用の使用料のおおよそ１.５倍から３倍の使用料を設定しております。

次に、御質問の２点目、大会誘致、合宿誘致など町内スポーツ施設の有効な利用方法についてどのように考えているかと、御質問の３点目、町内スポーツ施設の運営についてどのように計画しているかにつきましては、関連がございますので併せてお答えいたします。

まず、美浜町運動公園整備事業の目的である交流人口の増加及び地域消費の拡大を図るため、運動公園陸上競技場と総合公園体育館をはじめとする町内スポーツ施設が連携した大会誘致、合宿誘致を推進していく必要があると考えております。現在整備中の運動公園を含む町内スポーツ施設の活用、運用方法については、美浜町スポーツ施設運営検討会議の中で、担当課と関係機関により検討しているところでございます。

議員がおっしゃられるように、町内のスポーツ施設を一体的に利用することで町外からより多くの方々を集客し、本町の活性化を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大岩 靖君）

再質問はありますか。

○ 8 番（中須賀 敬君）

それでは、1 つ目の中小企業・小規模企業の産業振興についてから再質問をさせていただきます。

昨年度の国の施策により実施された令和元年度のプレミアム付商品券事業につきまして、対象者が美浜町内に何名ぐらいおられたのか。その対象者の数と比較して、実際に商品券を手にした方が何名ほどいらっしゃるか、教えてください。

○産業課長（三枝利博君）

プレミアム付商品券事業につきましては、議員御承知のとおり、消費税10%引上げによります子育て世帯や非課税者等の消費に与える影響を緩和するための国の施策ということで、美浜町での対象者につきましては3,769人。その内訳といたしましては、子育て世帯が422人、住民税非課税者が3,347人となっております。

広報みはまをはじめパンフレット等でPRをさせていただきましたが、結局、販売決定者数としましては1,457人の約38.7%での申請率となっております。

○ 8 番（中須賀 敬君）

38.7%というのはちょっと残念ですけれども、その理由はどのようなことが考えられるか、教えてください。

○産業課長（三枝利博君）

全国的に見ましても、実は4割程度の申請率という報告がされております。その中で、いろいろな意見としては、まず、手続が複雑であったことや、なるべく出費を控えたい低所得者の方が対象者であった、あと、購入することによりまして低所得者であることが周囲に知られてしまうということで、利用をためらったという見解が出されておまして、そういったことが大きな要因だったのではないかと考えております。

○ 8 番（中須賀 敬君）

せっかくのプレミアム付商品券事業ですので、もう少し利用が増える、使いやすい商品券だとよかったのかなと思いますので、いつあるか分かりませんが、またそういう機会があるようでしたら、その辺を取り組んでいただきたいなと思います。

続きまして、見守り活動に関する協定につきまして教えてください。

まず1つ、そもそもどういった協定の内容なのか、お聞かせください。

○福祉課長（三枝美代子君）

そもそもどういった協定の内容なのかということでございますが、美浜町地域見守り活動に関する協定は、地域での孤立死の未然防止並びに認知症状のある高齢者への対応、子供への虐待、その他異変の早期発見及び早期対応を行うため、地域の見守りの協定をお願いするものでございます。

このたびは美浜町商工会と協定を結ぶことができましたが、商工会員の皆様には、日常業務において業務に支障のない範囲で見守りをお願いするものでございますが、異変を察知した場合には速やかに美浜町へ状況を連絡いただくこと、緊急時には直接警察署または消防署への通報をお願いするものでございます。

美浜町地域見守り活動に関する協定については、現在、美浜町商工会をはじめ町内金融機関、新聞店、郵便局と協定を結んでおります。コロナ禍においては地域での見守りが生かされ、新聞がたまっているなど連絡をいただき、初期対応につなげることもできました。

○ 8 番（中須賀 敬君）

それでは、Me－MAMORIOのシステムについて、どのような内容なのか御説明ください。

○福祉課長（三枝美代子君）

高齢者の見守りアプリMe－MAMORIOですが、令和2年12月1日から導入しております。Me－MAM

ORIOは、認知症の高齢者の方が行方不明になったときに、スムーズな搜索活動ができるよう支援をするもの
でございます。Bluetoothを活用した小型タグにより搜索支援をしますが、小型タグはMe-MAMORIO
のアプリと連動しており、小型タグを持った行方不明の高齢者がアプリを起動中の方の近くを通過すると、位
置情報が検知され、役場に自動で通知される仕組みでございます。そのため、Me-MAMORIOを活用し搜
索支援をするためには、アンテナの役目となる多くの住民の方々にアプリをダウンロードしていただくことが必
要となります。アプリを起動する際には、Bluetooth、GPSも事前に起動しておいていただく必要がござ
います。アプリは無料でダウンロードができます。広報みはまの裏表紙にアプリのQRコードを常時掲載するな
ど、住民の皆様にも周知しております。

なお、アプリを起動されている方の個人情報が送信されることはございませんが、位置情報を送信する際に、
少額ですが通信にかかる費用が発生いたします。令和3年2月末現在で小型タグを購入された高齢者は11名で
ございます。

○8番（中須賀 敬君）

それでは、引き続きまして新型コロナウイルス感染症対策の具体的な経済対策としていろいろな事業をされていますが、
その中で中小企業や理美容業者への休業協力金の実績について教えてください。

○産業課長（三枝利博君）

それでは、まず、愛知県の休業協力要請に応じまして、4月17日から5月6日において休業要請と営業時間短
縮の要請に全面的に協力をいただきました中小企業者及び個人事業主等に対しまして、県より25万円、町より25
万円の計50万円が申請により交付されるものでございます。

町内では125件の申請がありまして、そのうち116件に交付されております。また、4月24日から5月6日まで
の期間、自主的に休業した理美容業者に対しましても、県より10万円、町より10万円の計20万円が申請により交
付され、町内では29件の申請がありまして、これは全て交付をされております。

○8番（中須賀 敬君）

それでは次に、本年度行われました美浜町GOGOプレミアム付飲食券事業の実績も教えてください。

○産業課長（三枝利博君）

それでは、今年度実施しましたGOGOプレミアム付飲食券事業につきまして御報告させていただきます。

まず、応募総数ですが、5,507通のうち、抽せんの結果、5,050の方が当選されております。8月1日から12
月28日までの間、たくさんの方々に御利用いただき、換金率としましては99.6%でした。

今回の飲食券事業につきましては、商工会、観光協会の会員から参加事業所を募集しまして、新しく会員にな
られました事業所も含めまして、町内97の事業所の方に参加をいただきまして、町を挙げてできたと思ってお
ります。

○8番（中須賀 敬君）

すごいですね、換金率99.6というのは非常に効率というか、税金も無駄にならなかったということで、優れた
ことだと思います。

今回のプレミアム付飲食券事業につきましては、住民の皆さんからも、あるいはお店の方からもいろいろとよ
かったという称賛の声を聞きます。それは、国に先駆けて飲食店のみでなく、飲食に関係する店舗も対象とした
ことが非常によかったのではないかと私はと思いますが、いろいろな意見があったと思います。事業終了後の皆
さんからの声が分かれば、お聞かせいただきたいと思います。

○産業課長（三枝利博君）

ありがとうございます。事業終了後に、各事業所に対しアンケート調査を実施しまして御意見を伺いました。その調査によります声としましては、「売上げの減少を減らす効果として大きかった」「飲食券により初めて来ていただいたお客様がいて大変ありがたかった」、また「小売店で使えるので、お客さんの声はよかった」などの御意見や、「どこで使えるのか分かりづらかった」「もっとPRが必要だと感じます」「購入希望者が全員買えるようにしてほしいかった」などといった、今後に生かしていく御意見もいただいております。

○8番（中須賀 敬君）

ぜひ、貴重な御意見として今後の事業活動に生かしていただきたいと思います。

それでは、続きまして、質問の大きな2点目、スポーツ施設の利用について伺います。

利用予約の優先順位の話は理解できましたが、交流人口の増加を目指して、より多くの大会誘致、合宿誘致のためには、料金設定の見直しが必要だと私は思いますが、いかがお考えでしょうか、教えてください。

○生涯学習課長（谷川雅啓君）

料金設定の見直しについての御質問でございますが、今後は、スポーツ施設を活用した大会誘致、合宿誘致を進めていく中で、収益を上げる料金設定が必要だと考えております。近隣市町の料金設定を参考に見直しをしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

また、町の施設でございますので、町民利用の優遇措置は考えてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○8番（中須賀 敬君）

先ほどの教育部長の答弁の中で、美浜町スポーツ施設運営検討会議という名前が出てきました。この会議で検討しているとのことですが、この1年間はどのようなことを検討されてきたのか、お願いいたします。

○生涯学習課長（谷川雅啓君）

美浜町スポーツ施設運営検討会議の中でどのようなことを検討してきたかという御質問ですが、まず、検討する項目につきまして洗い出しを行いました。例えば施設の管理に関すること、合宿の誘致に関することなど、各項目ごとに担当する課と関係団体などにつきまして検討を行ってまいりました。

○8番（中須賀 敬君）

いろいろな検討をしてきたということは分かるのですが、この1年間、我々に、どういうことを検討しているのかがあまり聞こえてこなかったということで、今回この質問をさせてもらっています。その検討の中で、運営面で何か具体的な内容が出てきましたでしょうか。

○生涯学習課長（谷川雅啓君）

検討される内容につきまして具体的にということでございますが、建設される陸上競技場を中心とした町内スポーツ施設を活用して、スポーツ庁が行っておりますナショナルトレーニングセンター競技別拠点施設への指定と、ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点機能強化事業の受託を、町として、日本福祉大学の協力を得ながら誘致してまいりたいと考えております。

ナショナルトレーニングセンター事業の実施には、大学のスポーツ科学部をはじめとする能力・機能をサポートすることが必要不可欠なため、協力を得るものでございます。既に大学側とは誘致していくことで今後の進め方の検討に入っておりますので、よろしくお願いいたします。

○8番（中須賀 敬君）

ナショナルトレーニングセンターということですが、もっと詳しいことが今の段階で分かっているのだったらお聞きしたいと思ったのですが、何か具体的にこういうことがあるよとかいうことがありましたら、ひとつお願

いします。

○生涯学習課長（谷川雅啓君）

ナショナルトレーニングセンターにつきましてはスポーツ庁が設置するもので、国の国際競技力向上のための国内強化拠点施策として、東京の味の素ナショナルトレーニングセンターでは対応できない冬季、海洋・水辺系、屋外系の競技及び高地トレーニング等について、既存の国内トレーニング施設を活用し競技別強化拠点とする施設で、トレーニング環境の提供やスポーツ医科学をサポートするなどの委託事業でございます。

競技はパラ陸上で、事業の実施に必要な経費はスポーツ庁から予算の範囲内で負担いただけます。

○8番（中須賀 敬君）

その金額が幾らなのか分かりませんが、おとしですか、陸上競技場がもうかるか、もうからないか、やっていけるのかというのが度々この場でも出てまいりましたが、そういったナショナルトレーニングセンターの指定を受けることによって、スポーツ庁のほうからもある程度の資金とか運営費が出るというのは、陸上競技場を運営していく上では非常にありがたいことだと思いますので、ぜひ指定が受けられるように進めていただきたいと思います。

ただ、当然ですが、今、パラ陸上とおっしゃいましたけれども、パラ陸上の指定をどこかが受けているわけですね、いかがでしょうか。

○生涯学習課長（谷川雅啓君）

現在は、和歌山県田辺市の陸上競技場で実施しております。

○8番（中須賀 敬君）

ということは、その田辺と戦って指定を目指すのか、あるいは田辺市がやめるとかいう話があるのか、その辺、何か具体的に分かっているならば、言える範囲でお願いいたします。

○生涯学習課長（谷川雅啓君）

田辺のほうはどういう状況か、詳細については確認していませんので、これは手挙げ方式というのですか、申請に基づいて国に認めていただける事業でございますので、私どもも陸上競技場が供用開始される翌年度、令和7年度からの指定を目指して取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○8番（中須賀 敬君）

では、今話題になった陸上競技場のナショナルトレーニングセンターについて、町長はどのように考えて、どのように取り組んでいくのかをお聞かせいただくとありがたいのですが、お願いします。

○町長（齋藤宏一君）

突然御指名いただきまして。

当然、私は昨年、この陸上競技場、止めるに止めることはできない。じゃ、造るなら、これは生かすしかない。そのことをずっと考えながら、今の美浜町の現状でいったら、やはり日本福祉大学のノウハウ、これをしっかりお聞きし、共に全国規模、世界的な規模のいろいろなそういうアイデアを出していただいて、ここでいい大会がやれるような。これをやらないと、後大変ですここは、維持管理で。だから、やることに決めた以上は、これを全力でやろうと。職員もそのつもりで、あるいは大学も非常に御協力いただいて、もうやろうということに進んでおりますので、今言ったナショナルトレーニングセンター、これも一つの大きなありがたい構想ですね、それを進めていながら。

この中部圏で、空港も今から大きくなる、いろいろな面でここは、いい新しい企業とか、研究所も入ってくるような状況、これが進んでいけば、先ほどの道路の面も、これは嫌でも広くしなければいけない。ですか

ら、知多南部の活性化のためにも、これは成っていくのかなと思っておりますので、ぜひ町を挙げて、そんな形で努力してまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

○8番（中須賀 敬君）

町長、ありがとうございました。我々も考えていることは多分一緒だと思います。今、たまたまナショナルトレーニングセンターというものが出てきましたが、それ以外のものもひっくるめて、やはり陸上競技場だけではなくて、今計画中の総合公園グラウンドの整備に関しても一体となって運営して、スポーツ合宿やスポーツの大会誘致で稼げる美浜町になることが、1番目の中小企業・小規模企業の産業振興についても、個々のお店や会社にも当然プラスになってくると思いますので、ぜひ積極的に進めていただきたいと思います。

ありがとうございました。以上で、私の一般質問は閉じさせていただきます。

○議長（大岩 靖君）

以上をもって、中須賀敬議員の質問を終わります。中須賀敬議員、自席に戻ってください。

〔8番 中須賀敬君 降席〕

○議長（大岩 靖君）

ここで換気のため休憩を入れたいと思います。再開を11時ちょうどいたします。

〔午前10時46分 休憩〕

〔午前11時00分 再開〕

○議長（大岩 靖君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

10番 荒井勝彦議員の質問を許可します。荒井勝彦議員、質問してください。

〔10番 荒井勝彦君 登席〕

○10番（荒井勝彦君）

それでは、皆さん、こんにちは。チャレンジMIHAMA、10番 荒井勝彦でございます。

なかなか終息が見えないコロナ禍において、私が一般質問通告書を提出させていただいた過去2回が、いずれも書面によるやり取りとなってしまいました。ゆえに、この場に登壇させていただくのは約1年ぶりでございます。さすがに緊張しておりますけれども、何とか乗り切っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ただいま議長のお許しをいただきましたので、あらかじめ議長宛てに提出させていただきました一般質問通告書に基づきまして、今回は、大きな項目で2つ質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

初めに、美浜町消防団についてお伺いいたします。

私は、過去5回にわたり消防団関係の質問を行ってまいりましたが、時代の変遷とともに消防団に対する住民の意識も変化してきているように感じております。私が団員として務めさせていただいたのは、今から約40年ほど前になりますけれども、その頃と同様に団員諸君の士気は高く、郷土愛に満ちた精神で日々の活動を行っていたらと、私はこのように信じております。

パネル資料1によりまして、本町の消防団が発足した年から昨年4月までの団員数の推移をお示しさせていただきます。

昭和30年4月に555名の団員数で結団いたしました。昭和32年4月に、小鈴谷町、上野間地区の編入合併により団員定数600名を数えることになりました。その後、昭和の時代に約半数まで団員数が減少していますが、

これは機械器具の充実であったり常設消防署の整備等で、いわゆる少数精鋭部隊が確立されたと、私はこのように考えております。しかし、平成の時代に入り、右肩下がりでじわじわと減少し、昨年４月現在で団員総数は214名であります。一番多かったときの３分の１強にまで減少しております。

次に、パネル資料２によりまして、被雇用者団員比率をお示しさせていただきます。

消防団員の中でも、いわゆるサラリーマン団員と呼ばれる方の全体に対する割合の推移を示したグラフでございます。これは全国的な傾向でありますけれども、平成31年には73.7%に達しております。団員の減少とは逆のカーブで、年々その割合は増加の傾向にあるのがお分かりいただけると思います。

このような現状を踏まえてお伺いいたします。

まず、１つ目です。団員数の減少を食い止める具体的な方策を実施しておりますでしょうか。

２つ目です。昨年12月24日に総務省消防庁で消防団員の処遇等に関する検討会というものが開かれまして、団員の待遇改善を検討し始めたようですが、本町の消防団員の待遇は充足しているとお考えでしょうか。

３つ目です。平成28年９月議会で、私は消防団詰所・車庫の老朽化対策を伺いましたが、今日までの班の再編も含めた詰所・車庫の整備状況と今後の計画をお聞かせください。

４つ目です。現在、地盤の整備が進行している運動公園ですが、防災拠点としての位置づけもある中で、消防団が活動できる場所はございますでしょうか。

大きな２つ目の質問に移らせていただきます。

町内の公共建築物についてお尋ねいたします。

公共建築物の老朽化対策というものはどの自治体にも共通する問題ですけれども、本町における実態についてお伺いいたします。

１つ目です。公共建築物の最適維持管理、ファシリティーマネジメントと最近では呼ぶそうですが、これはなされておりますでしょうか。

２つ目です。建築基準法第12条に規定されている定期点検は誰が実施し報告をしていますでしょうか。また、実施済みである旨を町民が確認できる方法はございますでしょうか。この定期点検というものは多くの人、不特定多数の方が利用される建築物を特定建築物と呼称いたしますけれども、これに対して定期的に調査し、結果を特定行政庁に報告することを義務づけております。ところが、管轄する特定行政庁により、その対象建築物、用途、規模が異なっております。本町の公共建築物にその対象になるものがある場合に限って結構ですので、お答えをお願いします。

３つ目です。施設管理者が建築物に関する専門的な知識がなくても、日常の業務の中で簡易的な点検ができるような方策を取っておりますでしょうか。

４つ目です。今後計画されている学校再編により、学校施設として使われなくなる校舎等を有効利用する施策は考えておりますでしょうか。

以上で、私の壇上での質問を終わらせていただきます。明快なる御回答をお願いいたします。

○議長（大岩 靖君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 齋藤宏一君 登壇〕

○町長（齋藤宏一君）

荒井勝彦議員の御質問にお答えいたします。

初めに、美浜町消防団についての御質問の１点目、団員数の減少を食い止める具体的な方策を実施しています

かについてでございますが、パネル資料にもありましたように、美浜町消防団は昭和32年の600名をピークに年々減少傾向にあり、現在、団員数は214名でございます。この32年は私も消防団員に……。

少子・高齢化をはじめ消防団員のサラリーマン化が進み、広域での通勤が可能になったことや、地域コミュニティーの欠如と併せ娯楽の多様なライフスタイルの変化により、団員確保の厳しい状態が続いております。今後は、消防団の在り方や組織自体を見直す時期に来ているとの認識から、消防団と行政区と町の三者で検討してまいりたいと考えております。

次に、御質問の2点目、団員の待遇についてでございますが、国が待遇改善の検討を始めた要因の一つに、消防団員へのなり手不足があると認識しております。さきの質問でも答弁いたしたとおり、本町においても新たな消防団員の確保に苦心している現状があり、国による検討状況を注視しているところでもございます。

消防団員の待遇としては、主に報酬をはじめとする金銭的な待遇と、装備品等の資機材の整備、活動時のけが等に対応した公務災害補償がございます。

本町においては、いずれも充足していると考えておりますが、出動報酬をはじめとする金銭的待遇については、本町の財政状況によって他市町と比べやや抑えられている部分もございます。金銭的な待遇改善のみが団員不足を解消する決定打とは考えておりませんが、大きな要因の一つではあり、国の検討状況、他市町の状況、それから本町の財政状況を総合的に勘案し、その改善に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、御質問の3点目、詰所・車庫の整備状況と今後の計画はについてでございますが、平成28年4月に野間分団を3班から2班にしました。平成31年4月に河和分団を4班から3班に、令和2年4月に奥田分団を3班から2班に再編をいたしました。現在のところ、新たな再編については計画されておられません。詰所・車庫の整備状況については、再編に伴い平成30年12月に野間分団の詰所を竣工しておりますが、ほかの建て替えについては地元区と協議の上、計画的に検討してまいりたいと考えております。

次に、御質問の4点目、防災拠点としての位置づけもある建設中の運動公園に消防団が活動できる場所はあるかについてでございますが、建設中の運動公園内には多目的広場などが計画されておまして、この施設を使つての訓練等はできると考えております。

次に、町内の公共建築物についての御質問の1点目、公共建築物の最適維持管理はなされているかについてでございますが、美浜町では、平成29年に国の要請に基づき美浜町公共施設等総合管理計画を策定し、計画的に公共施設の管理を行うよう努めておりますが、建築物の維持管理については、財政的事情により修繕が発生する都度対応しているのが現状でございます。しかしながら、建物の長寿命化やトータルコストの抑制を考慮し、今後は厳しい財政状況ではありますが、突発的な修繕の対応だけでなく、予防的な修繕も含めた最適な管理を検討していく必要があると考えております。荒井議員もそういう面で、また御協力を。

次に、御質問の2点目、建築基準法第12条に規定されている定期点検は誰が実施し報告をしているか、また、実施済みの旨を町民が確認できる方法はあるかについてでございますが、平成28年に改正された建築基準法第12条は、地震や火災等の災害時の被害軽減や建物維持管理の状況を定期的に調査・検査を実施し報告する制度となっております。しかしながら、本町の公共施設は、報告に必要な対象規模に該当しておりませんので、法に基づく定期点検は行っておりませんが、やはり常時の目利き、細かいところはなかなか抜けているのかなとは思っております。

次に、御質問の3点目、施設管理者が建築物に関する専門知識がなくても、日常業務の中で簡易的な点検ができるような方策を取っているかについてでございますが、これが残念ながら、日々の業務の中で建物や設備の小さな異常を発見し、早期に適切な維持管理を行うことまではできておりません。しかしながら、建物長寿命化の

観点から、日々の点検管理は重要でございます。専門的知識を持たない職員でも実行できるマニュアル作成の検討を行ってまいりたいと考えております。

荒井議員におかれましても、建築士という専門的な立場から、マニュアルの作成、いろいろな面で御助言くださるようよろしくお願いいたします。

次に、御質問の４点目、今後計画されている学校再編により、学校の施設として使われなくなる校舎等を有効活用する施策はについてでございますが、小・中学校を再編の中で、廃校となる校舎、敷地の具体的な跡地利用計画については、現状においては定まっておりませんが、災害時に避難所として指定されている各学校の体育館については引き続き町で管理し、平時にはこれまでどおり開放し、スポーツ活動等の利用を考えております。グラウンドにつきましても、基本的には各地区における防災活動拠点あるいはスポーツ活動の場として活用していくことを考えております。

なお、校舎につきましても、そのまま維持することは、学校を統合し維持管理費を削減する効果が得られませんので、取り壊すこととしても多額の経費が必要となってまいります。したがって、企業・民間団体への売却あるいは貸出し等、町の歳出を抑えつつ新しく建設する小中一貫校の建設財源を捻出できるよう有効な活用方法を検討してまいります。

具体的な活用方法の決定に当たっては、議会・地域の皆様に改めて御説明申し上げ、御協力をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

〔降壇〕

○議長（大岩 靖君）

再質問はありますか。

○１０番（荒井勝彦君）

それでは、順次再質問をさせていただきます。

消防団のことからお伺いいたします。

消防団の在り方や組織自体を見直す時期に来ているので、消防団と行政区と町の三者で検討していきたいという御答弁でございましたが、今、ほとんどの団員の方々が崇高な郷土愛の下に活動されていると思われませんが、私は残念ながらそれだけに頼れる時代ではなくなってきていると、このように思います。私が団員として務めさせていただいた頃は、もう本当に地元のために一生懸命やるんだという気持ちのみであったと思っております。

そこでですけれども、対象者は本当に少ないかもしれませんが、いないかもしれませんが、例えば町営住宅に入居を希望される団員の方にその家賃を減免するとか、消防団協力事業所——雇用している事業所ですけれども、今、消防団協力事業所は認定書のようなステッカーがぺたんと事業所の入り口に貼ってあるぐらいのことだと思います。何か優遇措置を講じる、町営住宅とか公営の住宅に入居される団員の方に減免措置を講じている自治体は実際ございますので、そういうのを参考にして、どうですか、具体的な方策はありませんか。

○防災課長（小島康資君）

確かに団員募集に関しましては、現在、詰所のシャッターに募集案内を掲示したり、チラシを作成して入団の勧誘を行っている、今までどおりのことで行っております。また、入団された団員の特典ということなのですが、現在、学生の団員には、就職活動の自己ＰＲなどで活用できる学生消防団活動認証証明書を発行させていただきまして、こちらのほうを就職時にアピールできるような形にはなっております。現在、２名の団員の方が学生団員として活動していただいております。その他の特典ということで、町営住宅の家賃に関しましては、これまでも町営住宅の管理規定等もありますので、こちらのほうもまた担当課と確認させていただきながら検討してい

たいと思います。

それ以外の、協力事業所に関しましては、現在、美浜町で登録していただいている事業所は5店舗ありまして、こちらは消防団活動に御理解のある事業所または消防団員が2名以上いる事業所等という条件がありまして、事業所からの推薦、申請等をいただいて町が認定させていただくという手続になっております。

そういった中で、団員確保のために独自の特典を設けている市町も全国的にありますので、今後はそういったところを参考にさせていただきながら団員確保に努めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○10番（荒井勝彦君）

今、消防団協力事業所、美浜町消防団協力事業所表示制度実施要綱第4条の（1）のところに、「2名以上の団員を要する事業所」という規定がございます。茨城県の霞ヶ浦市消防団に関しては、1名以上の団員を要する事業所でいいんだよという規定がございます。なぜかという、1名以上とすれば、例えばですけれども、おやじさんが個人事業主であって、そこの息子さんが専従者としてそこで一緒に親子で事業をしている、商店であったり、我々みたいな工務店であったり。私、思い当たる事業所が幾つかございますが、そういうところも消防団協力事業所と認定されるわけですが、どうでしょうか、こういう場にも認めてあげるといえるのか、認められると、例えばモチベーションが上がってくるような気がするのですけれども、いかがですか。

○防災課長（小島康資君）

議員の言われる美浜町消防団協力事業所表示制度実施要綱第4条第1項第1号で、「従業員が消防団員として2名以上入団している事業所等」、これを2名ではなく1名に変更ということなのですが、その下の第2号で「従業員の消防団活動について積極的に配慮している事業所等」という号がありますので、必ずしも2名を1名にすることではなくて、こちらの2号で協力していただける事業所は拾えるのではないかと考えておりますので、今のところ変更等は考えておりません。

○10番（荒井勝彦君）

それでは、そのところをもう少し強調していただいて、1人でも団員を……、だっていっぱいありますよ、同僚議員の中でも一生懸命事業を起こされている方が、御長男が消防団に入団したということを伺っておりますので、どうかそこら辺のところを積極的にPRされて、協力事業所としてアピールしていただくようにしてください、お願いします。

例えば消防団応援の店というのもございますね。これ、私がかつて議員になったばかりの頃に常滑市を参考にして働きかけて美浜町でも採用させていただきましたけれども、この消防団応援の店というのは美浜町のホームページ上で公表されておりまして、そのお店のリンクも張っております。ホームページであるとか、その表のところからびゅっと飛べるようになっておりますけれども、美浜町消防団協力事業所表示制度実施要綱第11条には「広報紙により公表するものとする」と、これ同じ扱いになりませんか。

後で確認していただきたいのですけれども、美浜町の消防団応援の店に関しましては、16事業所がホームページに公表されていますけれども、愛知県のホームページによりまして9事業所になっているのですけれども、これの違いのところも……、これすぐ即答できなければ後で教えていただきたいと思いますけれども。ホームページをお持ちの事業所なんかは、そこからびゅっと飛べるようにしてあればモチベーションも上がるような気がするのです。それほど大変なお金はいらないと思いますが、いかがですか。

○防災課長（小島康資君）

確かに美浜町消防団協力事業所表示制度についてのPR不足は否めないと思います。今後、積極的に広報と同時に登録していただける事業所について、それぞれ紹介をしていきたいと考えております。

消防団応援の店についてでございますが、こちらは、実は美浜町商工会を通じて募集させていただいております。令和3年2月末現在で23店舗の協力店舗がありましたので、今こちらはホームページ等の変更等の手順を取っております。事業所についても、同じような形で、ホームページ等でリンクが張れないかということですが、これに関しても、せっかく協力していただいている事業所にもメリットがあるような形を考えていきたいと思っておりますので、今後、消防団応援の店と同じような形で事業所へ、ホームページのあるところはリンクを張らせていただいてPRしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○10番（荒井勝彦君）

それでは、消防団員に支給される報酬の件でございますけれども、各自治体により差があると思います。先ほど御答弁の中で、やや抑えられている部分もあるというお答えでございましたけれども、近隣市町と比較していかがでしょう。例えば、そんな全国的じゃなくても結構ですので、知多半島5市5町の中では美浜町はどのような位置にあるのでしょうか。

○防災課長（小島康資君）

先ほど町長の答弁の中にもありましたように、美浜町本町においては、消防団員の年額報酬が2万4,400円、こちらに関しましては、ほかの5町の中ではそれほど見劣りするような金額ではないのですが、火災だとか風水害での出勤手当に関しましては、本町は1回当たり1,200円を支給させていただいております。あと、訓練等についても同じ金額の1,200円を支給させていただいております。こちらに関しましては、ほかの5町に比べますと、少し値段が抑えられているような傾向もありますので、令和4年度に向けて、3年度中にほかの市町との状況を確認し、また町財政の関係もありますので、そういったところを検討しながら見直しをできれば考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○10番（荒井勝彦君）

殊のほか時間がかかっちゃっておりますので、詰所・車庫に関しては公共建築物ともリンクしますので、そっちのほうで時間があればお伺いいたします。

工事中の運動公園を管轄する奥田分団は操法大会に向けた練習を道路上で行っていると伺いました。団員の安全と道路通行者の支障にならないような練習場所をぜひとも確保してあげていただきたいと思いますけれども、この点、短く、どうでしょう、何とかできますでしょうか。

○防災課長（小島康資君）

ただいま建設中の運動公園におきましては、防災機能としては緊急時のヘリコプターの離着陸の場所、それと指定避難場所、応急仮設住宅等の建設用地という形になっております。先ほど町長の答弁の中でもありましたが、訓練等は多目的広場がありますので、そちらのほうでの訓練は可能かと思いますが、操法等の水出し訓練だとか、そういったものはどうしても場所的なものも100メートルは必要になりますので、その辺も含めて今後公園内または周辺等でできるような場所があれば考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○10番（荒井勝彦君）

それでは、大きな質問の2つ目の公共建築物について再質問させていただきます。

建物の維持管理については、原則的に各公共施設の修繕が発生した都度対応している状況であると御答弁がございました。私も、この質問をさせていただくに当たりまして、美浜町公共施設等総合管理計画をダウンロードしていろいろ読んで見ました。この中には、「構造物の適切な点検・診断の実施、計画的な維持管理、修繕、更新、一部構造物の長寿命化を図ります」と、このように明記されております。修繕が発生したその都度対応するのではなくて、今後は早期発見・早期治療、体のメンテナンスと同じようにいたわっていただきたいと思います。

これ、できますよね、できますか、できませんかで結構です。

○総務課長（大松知彰君）

美浜町役場も、一番最初の建築物から数えますと、建築から50年以上経過して老朽化が一段と進んでまいりました。町長の答弁にもありましたが、財政難ということもあり、今までは雨漏りなど具体的な症状が現れてから場当たり的に修繕することが多かったのが事実でございます。荒井議員のおっしゃるとおり、早期発見・早期治療を行うことが建物の長寿命化を図る上では必要であると実感しております。トータルコストを下げるためにも、今後は予算の許す範囲内で予防的修繕や、事前に専門家の意見を聞くなどして建物の適正管理に努めてまいり所存でございます。

○10番（荒井勝彦君）

先ほど壇上でも述べさせていただきました建築基準法第12条の定期点検のことですけれども、これ実は5年ほど前に改正されたもので、私が建築士の勉強をしている頃にはありませんでしたので、済みません、私自身も初めてのことでした。

これは日本中どこでも該当する建築物と、管轄する特定行政庁、本町は建築士を置いておりませんので愛知県がそれに該当すると思いますが、これによって対象建築物の種類と規模が違ってまいります。例えば、お隣の岐阜県では点検の対象になりますけれども、この愛知県では同種・同規模であっても除外されるものがございます。全国的に見ると、愛知県は比較的この縛りが緩いほうだと私は考えておりますが、例えば学校に附属するものを除いた体育館で、その床面積が2,000平方メートル以上のものは愛知県では対象となりますけれども、本町の総合公園体育館はどうでしょう。

○生涯学習課長（谷川雅啓君）

総合公園体育館につきましては床面積が2,000平方メートル以上ということでございますが、該当する用途が避難階のみの場合は対象外であるということで、スポーツするスペースが1階のみでございますので、総合公園体育館は対象外ということでございますので、よろしくお願いします。

○10番（荒井勝彦君）

分かりました。確かに注釈のほうにそういう記述がございますので、メインアリーナの2階部分の周回通路をランニングコースとして使っている方も見えると思いますけれども、そこでどう言うつもりはございません。この建築基準法12条の定期点検というのは、皆さん、御承知おきいただきたい、町民の皆さんにも分かっていたきたいなど。こういうものが公共施設にはございますということを認識していただければ結構だと思います。

簡易点検のことでございますけれども、例えばRC（鉄筋コンクリート）の建物はフラットな屋根が多いわけです。雨水を集める部分にはルーフトレーンという、こういう形の器具が、木の葉だったり、ごみとか、そういうものを防ぐ部品がついております。この部分の掃除を怠りますと、屋根全体に水がたまってしまうとプールのような状態になってしまいます。雨漏りの原因の一つとなってしまいますけれども、私、実はこの庁舎でも見たことがございますし、指定管理をお願いしている産業会館でも同様の状態になっていたことがございます。

神奈川県茅ヶ崎市では、「施設管理者のための建物維持管理の手引」という非常に分かりやすく図解されたマニュアルを作っております。これを参考にしていただければ簡単にできると思いますけれども、どうですか、こういうのを参考にして、すぐ作るつもりはございませんか。

○総務課長（大松知彰君）

施設管理のマニュアル作成についてでございますが、幾つかの市では、施設管理者のための手引などのマニュアルを策定し、ホームページ上で公開している状況が見受けられます。中身につきましては、専門的知識を要す

るものから、初心者でも実行可能なものまで様々です。全体を見ますと、やはり大きな市を中心に、建物管理の専門の部署があるところがそれなりのものを作っているところが多いのですが、いずれにいたしましても現在の美浜町の施設の状況、それから管理体制に即した手引やマニュアルを作成できるよう早急に前向きに検討してまいります。

○10番（荒井勝彦君）

本当に仕事が増えますけれども、できれば早急に作成していただいて、これは作っただけでは駄目でして、やっぱり職員お一人お一人がそのマニュアルを見て、我が家だと思って、これを気にとどめるようにしていただきたいと思います。

それでは、先ほどこっちと話に出ましたが、美浜町公共施設等総合管理計画という平成29年に作成したものの中に、美浜町の公共建築物の耐震化についてのグラフがございます。具体的には16ページに載っておりますけれども、これに関しましては、新耐震基準でできた建物と旧耐震基準でできた建物に分かれております。

そもそも耐震化が不要であったりする建物が70.2%、それと旧耐震基準ではありますけれども、耐震改修が進んでいたりする建物が29.4%あると載っております、面積によるものでございますけれども。これを足しますと、美浜町の公共建築物は99.6%が耐震上ひとまずは安心できるのかなと。この本庁舎も筋交いとか、そういうことで補強されておりますけれども、そうなっております。

翻って考えてみますと、残り0.4%が耐震については未実施であることが読み取れます。先ほどこっちと時間の都合で後に回ささせていただきましたけれども、この0.4%、美浜町はさすが99.6%も耐震化が進んでいるのだということで、私、実はこれを見るまで知りませんでしたので、びっくりしました。だけど、残り0.4%が未実施である。どこなのでしょう。例えば町長は御存じですか、これがどこで、どういう建物だということを。御存じか、御存じないか、これだけで結構です。

○町長（齋藤宏一君）

初めて聞いたのですけれども、恐らく旧校舎を利用したり、資料館だとか、こういうのは見ていないのかなと思います。

○10番（荒井勝彦君）

町長もそんな詳しいことは御存じないと。大丈夫です、私も知りませんでした。

それで、よくよく見てみますと、同じ資料の中の13ページに、この残り未実施のものが載っております。これは残念なことに、先ほど私が最初の質問で問うたように、7施設が消防団の詰所・車庫であると記述がございます。これもう残念でならないと私は思っております。命を優先する建物、当然それは強靱化を図っていかなければならない。本庁舎、これも激甚災害が起きた場合には司令塔となるものでございますので、当然でございましょう。

しかしながら、阪神・淡路大震災を思い起こしていただきますと、あちこちで火の手が上がっておるのに、団員が命からがら自分の管轄する班の詰所へ行行って、その前に立ったときに、呆然と立ち尽くさなければならない事実がここに見てとれるのです。さあ、いざ、そこで火事が起こっている、しかしながら自分の車庫は潰れている、消防車が出せない、こういう状態になってしまう可能性があるわけですが、このことについてはどのようにお考えでしょうか。

○総務部長（杉本康寿君）

荒井議員がおっしゃるとおりでございます。この問題は、本来は解決していきたいと思っておりますけれども、先ほどの町長の答弁のとおり、財政的な事情により後回しになっているのも事実でございます。これにつきまして

ては、耐震化実施済みにつきましては、本町は公民館等の人が集まる施設を最優先で耐震化のほうを補強してまいりました。したがって、今後は消防団の再編等を見越し、町と地元行政区、消防団と三者で協議して、詰所の耐震化とか、再編ができるものは再編して、この問題を解決してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○10番（荒井勝彦君）

部長は非常に苦しい御答弁しかできないと思います。当然、本町の財政事情は私も存じ上げておるつもりでございます。平成28年の9月議会で、私は、特に河和分団、河和南班の車庫を取り上げさせていただきましたけれども、これはもう本当に半世紀以上たっていて耐力壁が抜かれております。今まで地震に有効に働いたであろうと思われる壁が2枚抜かれておりまして、いざというときには、潰れてしまって消防車が出せない状況になっております。本当に厳しい財政状況でもございますけれども、何とかしていつていただきたい。これ以上のことは申し上げられませんが、検討していただきたい。この事実を、皆さん、よく知っていただきたい。町民の皆さんも、消防団の車庫・詰所というのは、耐震に関しては全くもって手つかずとは言いませんが、残っておるのが詰所だけなのだなという認識をいただいて、心にとどめていただきたいと思っております。

最後の質問の学校再編後の有効活用についてでございますけれども、御答弁のとおり、体育館は避難所であり、防災拠点でもあります。しかし、役目の終わった校舎などは、今後、恐らくですけれども、他の自治体でも増えてくるのではないかと考えております。学校跡地を利用した企業誘致、こういうものはこれからほかの地域と競合していかなければならなくなるのではないのでしょうか。本町独自のアイデアは持っておりますでしょうか、どうでしょう。

○総務部長（杉本康寿君）

まずは、学校の使われなくなった建物を将来的に企業誘致の場として考えていないかということでございますけれども、当然、こちらにつきましてもいろいろな地区によって都市計画化の用途もございます。そういう用途がクリアできるのであれば、本町といたしましても誘致の対象になろうかと考えております。

○10番（荒井勝彦君）

学校の跡地、建物に関しましては、この後、同僚議員2名からも同じような内容の質問通告がなされております。これ以上、私が再質問していくよりも、あとはそちらにバトンをお渡しいたしまして、より意義のある御回答をお願い申し上げまして、私の質問を閉じさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（大岩 靖君）

以上をもって、荒井勝彦議員の質問を終わります。荒井勝彦議員は自席に戻ってください。

〔10番 荒井勝彦君 降席〕

○議長（大岩 靖君）

ここで休憩をいたします。再開を午後1時といたします。

〔午前11時47分 休憩〕

〔午後1時00分 再開〕

○議長（大岩 靖君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

14番 丸田博雅議員の質問を許可します。丸田博雅議員、質問してください。

〔14番 丸田博雅君 登席〕

○14番（丸田博雅君）

皆さん、こんにちは。チャレンジMIHAMAの丸田博雅でございます。

議長の許可を得ましたので、あらかじめ提出いたしました一般質問通告書に沿って質問をいたします。よろしくをお願いいたします。

近年における人口減少・少子化の影響により、本町においても児童生徒数の減少が顕著になってきている状況下において、今後の学校再編及び充実した教育環境の整備の在り方について伺います。

大きい1、学校再編について。

令和4年4月より河和南部小学校が河和小学校に統合される方向が示されています。昨年12月議会において同僚議員からも質問があった河和南部小学校の再編について、改めて伺います。

(1) 児童生徒数の推移についてお伺いをいたします。

近年の本町の児童生徒数の推移を具体的な数字で示してください。

(2) 関係者及び地域への説明について。

これまでどのように保護者をはじめとする関係者及び地域に説明をしてきましたか。

(3) スクールバスの運行について。

昨年11月に開催された説明会においても質問があり、保護者の関心が最も高いと思われます。その後どのように進んでいますか。

(4) 受入体制について。

受け入れる側となる河和小学校の体制はどのように考えていますか。

大きい2、教育環境の整備について。

GIGAスクール構想をはじめとするICT環境やエアコンの整備など教育環境の充実を進めていくには、お金がかかることは十分承知しております。また、校舎等施設の老朽化も進んでおり、このまま維持をしていくには莫大な費用がかかると思われます。改めて、現行の学校施設を維持していくためには、今後どれぐらい費用がかかるのか伺います。

3番目、先進地の状況について。

愛知県瀬戸市では、昨年4月に小中一貫校にじの丘学園が開校されたと聞いております。本町においても、学校再編の最終形として小中一貫校を目指していると認識していますが、今後の参考とすべく、にじの丘学園の視察予定はありますか。

また、にじの丘学園の開校までの経緯や概要との比較検討は行っていますか。

以上で、壇上からの質問といたします。本町の子供たちのためにも、さらなる教育環境の向上のため力強い回答を求めます。

○議長（大岩 靖君）

答弁を求めます。

○教育部長（夏目 勉君）

それでは、丸田議員の御質問でございますが、教育委員会関連の御質問でございますので、私からお答えさせていただきます。

初めに、学校再編についての御質問の1点目、児童生徒数の推移についてでございますが、直近のおよそ20年間の推移を、平成10年度、平成20年度及び令和2年度の3か年を例に御説明いたします。

平成10年度の小学校児童総数は1,712名、中学校生徒総数は906名、合わせて2,618名でございました。その10年後、平成20年度の小学校児童総数は1,455名、中学校生徒総数は755名、合わせて2,210名でございます。令和

2年度は、小学校児童総数984名、中学校生徒総数534名、合わせて1,518名となっており、平成20年度と比較いたしますと、およそ10年間の間に約3割強の児童生徒が減少し、20年前と比べますと約4割強の1,100名もの児童生徒が減少している状況でございます。特に河和南部小学校では、平成20年度には141名であった児童数も、令和2年度は59名と約6割も減少をしており、現在、児童数が10人未満の学年が複数存在している状況でございます。

次に、御質問の2点目、関係者及び地域への説明についてでございますが、教育委員会といたしましては、先ほど申し上げた児童生徒数の状況を踏まえ、学校の適正規模化を図るべく、河和南部小学校の再編を進めていくに当たり、令和元年度よりPTA役員をはじめとする保護者、地元区長、学校等と協議を重ねてまいりました。

また、新型コロナウイルス感染拡大に伴い実施できずにいた河和南部学区の住民説明会については、昨年11月20日に開催をし、本年1月28日には、保護者に対し、これまでいただいた保護者アンケートをはじめとする地域の皆様からの御意見、御質問等に対する対応策について、書面にて回答したところでございます。

次に、御質問の3点目、スクールバスの運行についてでございますが、当初は本町の財政状況等を踏まえ、マイクロバス1台で2往復するコースを想定しておりましたが、保護者の試乗会や住民説明会などでの御意見を反映し、子供たちの安全・安心な通学を第一に、児童の待機時間の短縮と保護者の不安を解消するため、マイクロバス2台で運行してまいりたいと考えております。

今後、本予算をお認めいただいた後、学校及び保護者代表にも参画いただいておりますスクールバス運行検討会議にて、運行ルート及び乗降場所などをしっかりと検討してまいります。

次に、御質問の4点目、受入体制についてでございますが、子供たちのケアとして、今年度より、河和小学校に統合の担当として主幹教諭を特別に配置し、週1回河和南部小学校へ出向き、授業を受け持つなどして河和南部小の子供たちと接し、交流を図っております。また、河和南部小学校から、町の特別支援アシスタント及び学校支援員を河和小学校へ継続配置し、教職員についても河和南部小学校から河和小学校へ一定数配置できるよう県と調整を進めてまいりたいと考えております。

子供たちの慈善交流につきましては、新型コロナウイルス感染対策のため今年度は実施できませんでしたが、新年度は校外学習や観劇会など、河和小学校児童との慈善交流の機会をできる範囲で行ってまいりたいと考えております。併せて、保護者を対象とした河和小学校の見学会も開催を予定しており、保護者の不安を少しでも解消できるよう努めてまいります。

次に、教育環境の整備についてでございますが、現行の学校施設を維持していくため今後どのくらい費用がかかるのかについて、平成31年3月策定の美浜町学校施設等個別計画において示しておりますので、改めて御説明いたします。

本町の保有する学校施設は、小中学校及び給食センターの9施設あり、主要なものは31棟となります。そのうち、築50年以上の棟は河和南部小学校の1棟、築30年以上50年未満の棟は町全体で21棟となります。老朽化が進む施設を今後も維持・更新していくためには、効率的かつ効果的な整備及び長寿命化を行う必要があります。

学校施設の長寿命化計画の試算では、従来型の事後保全的な修繕や改修を今後も続けた場合にかかる維持・更新コストを概算すると、これから40年間の更新費用は約215億円となり、計画的に施設を維持・更新していくために長寿命化型の修繕や改修を行った場合においても約185億円、1年当たり約4.6億円と算出されています。計画期間内のこの先15年にかかる費用の総額にしますと約91億円となり、1年当たりの平均約6億円となります。

しかし、学校施設にかかることのできる費用は、過去5年間の平均値で見ますと年間約2億円となっており、従来型・長寿命化型の維持管理に取り組んだ場合の試算においても、1年当たり約2.6億円から4億円不足する

状況であるため、今後、学校施設を長期的にかつ安全・安心に利用していくためには、この財政の現状を踏まえ、小中学校の再編を積極的に検討・実施し、本町の財政負担を縮減しつつも必要なところには財政充当し、町民サービスの質を確保する必要があると考えております。

次に、先進地の状況についてでございますが、瀬戸市立にじの丘学園は、旧瀬戸市街地に位置する5つの小学校と2つの中学校が統合して、令和2年4月に新たに開校された小中一貫校であります。開校時の児童生徒数は小学生654名、中学生200名であり、少子化によって複数の小中学校が1校に生まれ変わるという図式は、本町が目指す学校再編と基本的に同一であり、また、旧市街地という立地の中で、各校が長い歴史を持つという点においても本町の学校再編の背景と共通するところが多いと考えています。

先般、1月14日に、町長、教育長をはじめ教育委員会で視察を予定しておりましたが、国の緊急事態宣言の発出により視察を延期しております。緊急事態宣言の解除とコロナ感染症の感染状況により、改めて日程調整をし、現地視察を行っていきたいと考えております。

○議長（大岩 靖君）

再質問はありますか。

○14番（丸田博雅君）

それでは、再質問をしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

まず、大きい1番、学校再編でございます。

（1）ですが、本町の児童生徒数の今後の予想される人数はどれぐらいになるのでしょうか。一点一点いきますので、よろしくお願いします。

○学校教育課長（近藤淳広君）

それでは、児童生徒数の今後の予想人数ということでございますので、お答えさせていただきます。

令和2年度でございますが、先ほど答弁のありましたように、小学校児童総数が984名、そして中学校の生徒総数が534名、合わせて1,518名でございます。

今後の予想でございますが、今年度策定をいたしました美浜町第5次総合計画の中間見直し、こちらで後期計画を定めておりますが、この中で示させていただいておりますので説明をさせていただきます。

今から5年後の令和7年でございます。児童数165名減の819名、中学校の生徒総数が62名減の472名、小中学校合わせて227名減少して1,291名になると推計されております。

また10年後でございます。令和12年度になるわけですがけれども、小学校の児童総数が672名、中学校生徒総数が392名、小中合わせて1,064名になるということが予測されております。今年度の1,518名と比較をしますと、全体の約3割となる454名もの児童生徒が減少することが予測されております。この小学校の672名といいますのは、平成10年の河和小学校の人数が698名でございますので、河和小学校1校の人数よりも美浜町全体の児童数が少なくなるということが予測されております。また、中学校の総数392名でございますが、これはまだ、つい最近、平成30年の河和中学校のみの1校の総数が365名ですので、たった2年ぐらい前の河和中学校の人数とほぼ変わらない人数が10年後には予測されているという状況でございます。

○14番（丸田博雅君）

こうしてみますと大変な減少傾向にあるというのは、これは私自身、想像以上のものだと思っております。

それでは次に、（2）関係者及び地域への説明会についてでございます。

私は、約60年前に河和南部小学校を卒業しております。正直、なくなるのは寂しい思いがありますが、将来ある子供たちの教育環境の充実・向上に取り組むのは当然であると思っております。しかし、伝統ある学校の統廃

合は、保護者あるいは地域の人に理解を求めるためにも、今回の再編経緯をしっかりとまとめ、小中一貫校を目指す今後の資料として前に進むべきと思っておりますが、その点どのように考えていますか、お願いします。

○学校教育課長（近藤淳広君）

美浜町ができて65年になります。美浜町ができる前から河和南部小学校、明治の時代から存在をしているとお伺いしております。学校再編については慎重に、学校内、また町民の皆さん、保護者の皆さんと時間をかけてじっくりと議論する必要があると私たちは考えています。

河和南部小学校の再編に関しましては、これまでにPTAの役員会、また保護者の皆さん、地元の区長さん、それから学校の先生、もちろん協議を重ねてきて、おおむねの御理解は得られると私たちは考えています。

今回、初めて町内で河和南部小学校の再編ということを進めてまいりました。ただ、この学校再編については、河和南部小学校だけの問題ではないということは、児童生徒数の推移を見ても明らかでございます。我々教育委員会としましても、学校の適正配置、それから適正な規模を念頭に置いた学校再編を、これは早急に進めなければならないと考えております。

そういった中で、今後は、保護者の皆さんをはじめ地域の皆さんに、町内での小中学校の現状、これをしっかりとまずお伝えする、認識していただくということが大事だと思っています。そして、小中一貫校も視野に入れた学校再編についての正確な情報、そして適切な時期に説明会等を開催するなど、情報発信をしっかりと努めてまいりたいと考えております。

○14番（丸田博雅君）

大変力強い答弁であったと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

次に、（3）ですが、スクールバス2台運行の予定。最初1台ということだったんですが2台ということで、これも最後に予算の承認があつてのことだと思いますが、先ほど説明の中でスクールバス運行検討会議というのがございました。どのようなメンバーで、どのような内容を検討されているかをお聞かせください。

○学校教育課長（近藤淳広君）

スクールバスに関しては、今回の学校再編で最大の関心事でございました。本当に保護者の皆さんや地域の皆さんの住民説明会でも議論になりましたし、保護者の皆さんからも、私たちは最初1台2往復ということを提案しておりましたので、2台にならないかということは何度も議論の場でおっしゃっていただいております。

ただ、スクールバスを実際利用するのは子供たちであり、地域の方でありますので、これは早い段階から保護者の皆さんや学校の先生方と議論していかなければならないと考えておりました。今回、5月まで臨時休校がありましたので、6月以降、学校に私たちも入ることをちょっと遠慮していた時期もあったんですが、議論を始めたいということで、夏頃からこのスクールバスの運行検討会議というのを始めました。

質問のあったメンバーについてでございます。まず、保護者の代表としまして、PTAの会長さん、それから副会長、母親代表、女性の役員の方の4名、保護者の皆さんに代表として出ていただきました。学校の代表として、河和南部小学校の校長先生と教頭先生に入っていただきました。私たち教育委員会事務局としましては、教育部長と私と担当者の3名が参加をしまして、合計で9名の構成で議論をさせていただいております。

検討内容につきましては、スクールバスの運行ルート、それからどれぐらい一体時間がかかるだろうと。通勤の時間とも重なりますのでそういった所要時間、あと児童が一番安全に乗り降りできる乗降場所について議論させていただいております。やはり1台で2往復すると、学校に早く着く児童を受け入れていただく河和小学校の先生方への配慮もありましたので、児童の待機時間の短縮、あと保護者の皆さんの負担を解消するために、2台で運行したいと現在は考えております。

あと、実際に今、町で保有しているマイクロバスがあるんですけども、そちらを御用意しまして保護者の皆様に試乗会を行いました。今現在、町内で6か所。1台は切山矢梨ルートを考えているんですけども、一番奥の切山の千歳の家を出発しまして、矢梨の漁村センター、それから現在の河和南部小学校の校門前、この3か所で1台は行く。もう一台の古布ルートは、古布の老人憩の家を出まして、古布の交差点、それからカインズ・フィールドのほうにも何人か児童がおります。あそこの国道横断がちょっと危険だなということで、国道を横断せずにバスが乗り降りできる場所、3か所で検討をしております。

今後につきましても、しっかりとバス2台を手配できるようになりましたら、安全な場所、それから時間帯についても、引き続きこのメンバー、運行の検討会議のほうで議論をしてみたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○14番（丸田博雅君）

私も昨年、この説明会の中で、一番課題になったのがスクールバスでありました。しかしながら、子供たちの安全を考えたときに、私はスクールバスの通学が一番安全じゃないかなと思っておりますが、1年間を通じて不都合が出たり、あるいはいろいろな面で影響があれば、またひとつ見直すということも改めて考えていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは次に、（4）ですが、受入体制について。御回答の中で一定数配置できるよう県と調整を進めるとありました。児童、保護者の不安軽減のためにもぜひお願いしたいと思います。これは回答結構です。

次に、大きい2番目に移ります。教育環境の整備について。

先ほどの説明で本当によく分かりました。きちっと数字を並べられるというところに本当に引く思いで、え、そんなにかかるのという思いがいたしました。これは維持だけではなくて、いわゆる耐用年数が迫ってきている施設もございまして。ここら辺を考えれば、このままでいけばさらに大きな負荷がかかってくるということは間違いありません。私の思いは早急にいろいろな検討に入っていただきたいと思っております。これはまた後からまとめて教育長のほうでお話をいただきたいと思っておりますので、この場での答えは結構でございます。

大きな3番目、先進地瀬戸市立のにじの丘学園の状況についてでございます。

私は、以前、飛島村の小中一貫校を3度視察いたしました。これは、私が議長時代に県の町村議長の会長の飛島村の議長がしておりまして、非常に仲よくさせていただいて、皆さんと一緒に行ったほかに個人的にも見学に行かせていただいた経緯がございます。そんなことで、この飛島村での小中一貫校は、平成22年4月、村立飛島学園として開校しております。中を二度三度視察をさせていただいたんですが、まずその当時はすごいなと、これは学校の施設じゃないよと。例えば英語専門の教室があるんですね、英語専門の教室。その教室へ入りますというと、もう頭の中、あ、これはもう英語のことの勉強の場だなという思いがしましたし、ほかのいろいろな施設についても、本当に私が想像してるよりとんでもないものでありました。金があるからこれだけできたのかなという思いのほかに、その当時の村長さんであった久野村長さんが、非常に文科省やなんかに行って苦労されたと、小中一貫校をつくるには非常に苦労されたということ、当時の久野村長さんからも直接お聞きしました。

今の心境は、先ほど申し上げましたように子供たちのためのいい環境、これをぜひ進めていただきたいのですが、この点、どういった考え方でされておるかということ、いま一度お話をさせていただきたいと同時に、議会も、もし機会がありましたら、このにじの丘学園のほうに視察をしてみたいと思っておりますので、その点ちょっと一言お願いします。

○学校教育課長（近藤淳広君）

この令和2年4月に瀬戸市立のにじの丘学園が開校いたしまして、担当者と連絡を取っております。今回、残

念ながら、1月14日に、町長と教育長と教育委員の皆さんも一緒に行く予定をしておりましたが、ちょうど直前に緊急事態宣言になりまして、お互いちょっとやめたほうがいいねという話をしております。ただ、時期を見てお邪魔したいという旨を伝えておりますので、我々教育委員会もそうですし、議会の皆様も、もし機会がありましたら、そういうアポイントを取らせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○14番（丸田博雅君）

何度かこの件につきましては、議会の中でも、あるいは行政報告会の中でもいろいろとお話をさせていただいておりますので、ここで事細かに質問はいたしませんし、ほかの同僚議員もこれに関しての質問もあります。何度か繰り返しになりますが、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、教育長にぜひお願ひしたいことがございます。

私は、約20年前に教育委員を9年務めました。そのときは本町が少子化による再編及び小中一貫校の話題なんて、本当に一言も出ませんでした。山本教育長は尾張教育事務所長も務められました。非常に大変幅広い教育者であることは、私も尊敬を申し上げております。

なお、報道によりますと、1学級約35人、小5・6年生の教科専任教師授業など、文科省や、あるいは中央教育審議会等々から発表がございました。これを含めて本町の特色ある教育環境、特に日本福祉大学との連携を含めた方針をぜひお聞かせください。よろしくお願いします。

○教育長（山本 敬君）

先々週でしたか、こんな報道がありました。全国の出生数が84万人、昨年の同時期は86万人、2万人減の約2%減少したと。我が国は少子化が進んでいる大変な状況だ、そんな報道でありました。それが気になりまして、本町は今どんな状況なのか住民課に聞いてまいりました。令和2年4月から先週、2月末まで81人だそうです。あと一月あります。今、その割合で3月末までを計算しますと90人であります。前年が114人でありましたので、今年90人、約20%の減。全国的に2%のところ、我がまちは20%減っているという状況であります。町政始まって以来、100人を切ると思います。

その減り方を数年で見えていきますと、例えば今の小学校6年生は180人います。今の年長さん143人です。この直近の3年間を見ても、110人台が3年続いて今年の90という数字になります。本当に本町の少子化は待ったなしの状態なんだなということを痛感した次第であります。この大変な状況は、河和南小学校が河和小学校とくつつくというような状況が、うちのまち全体に広がっているということでもあります。そういった大変な状況を、この場で皆さんと情報の共通理解を図りたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、丸田議員の御質問、小学校35人学級、それから小学校高学年における教科担任制、それから日本福祉大学との連携、それを交えながら本町の目指す教育についてお答えをいたします。

まず、小学校35人学級についてであります。

現在、愛知県では、国の措置で小学校1年生で全国35人学級になっています。愛知県は県単独の措置で2年生も35人学級をやっています。今回の国の35人学級を広げていくぞという方針を受けて、愛知県は来年度から小1・小2に加えて小3も35人学級を進めていくよという、そういう公式なアナウンスが今あります。それで、本町ですが、該当する学校はありません。その35人学級に引かかる学校はないですね。河和小は35人以上いますが、いわゆる35人学級で恩恵を被る状態ではない。40人学級と変わらないという状況であります。

ここで申し上げたいのは、この35人学級は、適正規模にするために学級を少なくしていくんだという声もありますが、基本的に国の姿勢は、このコロナ禍で密を軽減していくということで40人から35人にしたということでもあります。したがって、これにつきましては、本町の学校再編とは次元の違うものだと、そう御理解をいただき

たいと思います。

次に、小学校高学年の教科担任制であります。これも中央教育審議会、国のレベルで話題になっております。これにつきましては12月議会で申し上げました。これいいけれども、すごく先生がたくさん要るんだよねというお話を12月にしました。これを全国レベルでやるとなると、私は、私見ではありますが無理だろうなと思っています。20年、30年先は分かりませんよ。この10年、15年では恐らく実現しない、かじを切らないと私は思います。

その一方で、実現が難しいとは言いながら、やはり小学校高学年になるとレベルが高まってきますので、学習の、教科担任制は要るよねという議論は前からありますし、実際に小中一貫校、我々よりも先に進んでいる、そういう学校では取り入れている学校が多いです。これはやはり非常に有用性がある、効果があるという認識で動いております。多くの教育者たちも、それはいいよと、すばらしいよということは、みんなそういう認識でありますので、本町も小中一貫校、学校再編の暁には、ぜひ、この小学校高学年の教科担任制を取り入れていきたい、そう考えております。

次に、日本福祉大学との連携であります。私は、何度もこの場で、そしてほかの場も、いろいろな場で、学校再編の鍵は大学との連携にありますよというお話をしてまいりました。また、さきの12月議会でも、大学から一度ちょっと話し合おうかというようなお誘いがあったということもお伝えをしました。実際に2度、ごくごく少数の人間で、フリートークだよというお互いにそういう認識を持って、今、そういった打合せ、意見交換をしておる最中であります。

それで、現状の大学とうちの小中学校の連携、代表的なものは、インターンシップというものとスポーツフィールドワーク、連携の名称なんです、この2つがあります。

インターンシップ。これは、教育実習ってありますよね、大学生が小学校、中学校へ行って教育の実習をするという。教育実習とは異なりまして、基本的に1人で授業をすることはない。例えば草刈り、例えば修繕、例えば放課子供と一緒に遊ぶ、部活の手伝いをする。教員はいっぱい事務があります。個人情報伝わらないようなちょっと面倒くさい事務、これ頼むわとか、そういう裏方の仕事をやってもらう、これがインターンシップの基本であります。学校によっては、運動会なんかの行事でお手伝いにも来ていただいているような学校もありますよね。それがこのインターンシップであります。大学さんがおっしゃる内容ですと、とにかく学校の表の面はみんな見えるけれども、裏の面を学生に知ってもらいたいということで始めて、既に10年たっております。最近、いろいろな大学が同じようなことを始めています。それぐらい私はすばらしい取組だと思いますし、大学さんもそれは自負しておりました。

もう一個のスポーツフィールドワーク。これにつきましては、スポーツ科学部の学生が、インターンシップも同じなんです、年に13回前後、1回3時間ぐらい、年に通算40時間になります。これが基本だそうです。インターンシップもスポーツフィールドワークもこの時間数を基本にして、学生が土曜日、日曜日行ってあげるわけと言えば、それは別の話だよということで、そういう学生も何人もおります、実際に。その年間13回、1回3時間を基本にして、スポーツフィールドワークは2年生のときと4年生のとき2回行きます。この2回が同じ学校の例えば同じ部、同じ学校の同じクラスというところへ行って、子供たちの部活であり授業でありの成長を見るのだそうです。それを目的として2年生のときと4年生のとき2回行くということで、これも大学さんは頑張っていていただいておりますし、受け入れている学校も大変喜んでいいます。

この2つが大きな代表的な取組なわけですが、今、この2つをさらに時間数を増やすとか、曜日を通年で確定していく、そういうことによってもっともっと中身が充実するんじゃないかというようなことも話し合っていま

す。今、こういう具体的には申し上げられないことも今後検討していくことになりますので、またその時期が来たら、こんな取組が始まったと皆さんにお伝えすることができると考えております。こんなことを踏まえながら、新しい学校、9年間を通した英語教育、それから大学との連携を機軸にしたスポーツ活動、この2つを柱にした学校をつくっていきたいと考えております。

平成30年3月に美浜町小中学校再編のための基本構想というのを策定しました。皆さんにもこれはお配りしております。もろもろ書いてあるのですが、その中の一番柱になるのが、学校再編の基本コンセプトというものがあります。3つあるその一番重要なのが、今から読み上げます「一定規模の集団の中で、多様な考えに触れ、切磋琢磨することを通じて子供たちの資質や能力を伸ばす」ということが挙げられております。これを、この再編の計画が今徐々に進んでおります。いま一度、私どもは、これを一丁目一番地と心に刻んで再編のほう努力してまいりたいと思います。

私たちの願い、私どもも皆さんも同じだと思います。子供たち、賢く、たくましく、人の痛みが分かる優しい人間になってほしい、そんな願いに向けて今後とも再編に取り組んでまいりますので、御理解、御協力のほうよろしくお願いいたします。

○14番（丸田博雅君）

それでは、最後に町長にお伺いしたいと思います。

時間がちょっと少ないんですが、私は、先ほど申し上げましたように、教育委員9年の中で2回教育委員長を拝命いたしました。そのときに、当時、齋藤町長さんと教育委員会、あるいは校長会の合同の会等々に出させていただいたときに、町長がいつも掲げられている「自然なくして人はなし、心なくして幸せはなし」、この言葉をちょっと引用させていただいて、町長さんの隣の席で、ちょっと偉そうにこんな言葉で御挨拶をさせていただきました。「まちづくりは人づくりから、人づくりは教育から」、今でもはっきりと覚えております。このことを含めて、最後に町長さん、一言、教育的なことをお話ししていただければと思います。よろしくお願いします。

○町長（齋藤宏一君）

初めて丸田さんから再質問で聞くよという声を聞いておりまして、今の言葉、今、教育長がお話しされたんですけれども、学校再編問題。

ここまで子供が減るということは夢にも思わなかったね。だから、河和南部小学校の増改築、河和中学校の体育館、上野間小学校でしょう。保育園はどんどんとつくっているね。あの当時のことを思っ、ここへ今度はこんな形で御厄介になっている。本当に信じられない減少ね。20年で半分になっちゃうなんてね。何が何でもこれは教育の再編問題をやらにゃいけないのだねということで、ここへ就いてからですよ、私も。2年間。じゃ、どこへつくるだ、どういう形のものがいいのだ、いろいろなことをずっと今も考え続けております。

1つは小中一貫、1か所にまとめざるを得ないな。じゃ、これからの学校として、せつかくこれはよそに負けない、いい学校をつくりたい。しかもいい場所へね。それを教育委員会の皆さんも2027年までにはやりたいという決意を聞いて、金がないけれども、本町は、これは最優先で、借金できるものはどつとやってもいいからやらないと、日本中こういう結果よ、今。どこでもやらなきゃいけない。遅くなればなるほど財政は回ってこない。じゃ早くやったほうがいいじゃないということを念頭に入れながら、どういう学校だな、どういう学校をつくらうや。

今考えているのは、やっぱり自然に親しめるのは美浜町の一番いいところ。都市の真ん中じゃないよ。ここは非常に自然が多いから、緑の中で自然と交わりながらやれる場所、これは幾らでもある。だから、じゃ、それを鉄筋コンクリートかや。いや、これからは木製のほうがはるかに長くいい管理ができる。しかも日本は材木幾らで

もあるじゃん。愛知県もあるじゃん。ぜひ自然の中で暑さや寒さも和らぐ木製のほうがいいじゃん。しかも愛知県の材料でやれたら。

しかも、今いろいろな話あって、アジア大会、このときにいろいろな選手村もつくろう。いろいろな構想は県も上がってきている。いや、そのときのアジア大会の選手村は木造で全部やろうやって構想にも上がっているのですよ。愛知県の材料で。それを美浜町でどうだよと。これをうまくまた学校で使えるじゃんというような声も実は県から来ています、私のところへ。だから木製でやろうというのは、教育委員会はみんな賛成でございますので、何とかそういう形で、しかも県材のをやれば、比較的県の補助、いろいろな面で農水省の補助が有利に使える。あとの維持管理は地元の産業。大工、左官なくなっちゃってきた。地元のそういう人たちが管理するほうをはるかに安く、今日、先ほど荒井さんが維持管理のことを言われた。私も同じなんです。職員は屋根に上がれないのよ、今は。

○議長（大岩 靖君）

町長、もう少し簡明にお願いします。

○町長（齋藤宏一君）

だから、葉っぱが詰まっただけで、排水が悪いから天井へ水があふれてきて天井からいかれてきちゃう。こんな駄目だよって、私しょっちゅう言っている、職員に。上へ上がれと。だけどけがをしちゃ困るだとかね。そういう美浜町のいい面を使いながらやれる学校。しかも教育長の仕事は、当初からですよ、30年も前からですよ、いい先生をここへ連れてくる。ねえ、先生。いい校長を連れてくる。教育は人なんです。そういうまた先生、いや、美浜へ行ってえ、美浜の先生やりたいと言われるような学校になったらいいな、そんなことを思っていますので。これからはコンピューターばかりじゃないですよ。基本的に、丸田さんね、自然との共生が第一ですよ。これがなくなったら人類滅亡よ。心の教育をやりましょう。ぜひ、我々自身、議員も職員もそういうスローガンでまちおこしやっていたら、いやあ美浜へ住みたい、住みたいという人ばかりになってくるということで、即席の答弁で済みませんけれども、よろしくお願いします。

○議長（大岩 靖君）

以上をもって、丸田博雅議員の質問を終わります。丸田博雅議員は自席に戻ってください。

〔14番 丸田博雅君 降席〕

○議長（大岩 靖君）

ここで換気のための休憩を取ります。再開を2時10分といたします。

〔午後1時55分 休憩〕

〔午後2時10分 再開〕

○議長（大岩 靖君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

1番 山本辰見議員の質問を許可します。山本辰見議員、質問してください。

〔1番 山本辰見君 登席〕

○1番（山本辰見君）

こんにちは。それでは、議長の許可をいただきましたので、あらかじめ通告してあります一般質問通告書に基づいて、順次質問させていただきます。町当局の皆さんには、明快な答弁と、町民の方にも分かるように説明していただけるとありがたいと思います。

今日は、私は、3点にわたって質問を組み立てました。

1点目は、太陽光発電施設設置の規制条例についてでございます。

平成31年4月に太陽光発電施設設置に関するガイドラインが制定されました。その後、このガイドラインが制定された後に設置された物件はどのくらいありましたでしょうか。

その際に指導した主な内容を教えてください。

2点目は、現在、町で把握している太陽光発電施設は何か所あって、どのような管理、あるいはそれに対する指導をしているのかお伺いいたします。

このガイドラインには、「今後の社会情勢や環境の変化等により必要に応じて随時見直すこととする」とありますが、検討したことはありますか。

地域の方々から、山を削っての計画や田んぼ、畑をつぶしてまでの計画には大きな疑問が抱かれております。町としての今後の取組を確認したいです。

最後は、土地を貸している所有者が、販売した場合はちょっと別だと思うのですが、借りた方、あるいは業者が倒産等で逃げ出した場合の廃棄処分などへの責任が問われることになると今後心配されます。町としてこの土地所有者の皆さんへどのような指導を今もしているのか、これから指導していくのか、お伺いいたします。

2点目の大きなタイトルは、令和3年4月からの新しいごみの出し方についてであります。

昨年より続くコロナ禍で、十分な地元説明会が開催できず、PRは広報に折り込みの「みはまごみ減量化通信」などに限られていました。

前回の変更の折には一定期間、ごみ収集場等で立哨指導をしていました。今回の変更について、住民の周知徹底はできたと認識しているでしょうか。

ごみ収集場での指導も含めて、新しいごみ袋の周知に一定期間の猶予は考えられませんか。

私から、できれば周知の方策の一つとして、3月の早いうちというか3月中に、新しい燃えるごみの袋となる水色の袋を、一定枚数変更案内のチラシに添えて住民に配布することは考えられませんか。

3点目は、新型コロナウイルスワクチン接種対策についてであります。

令和3年2月3日に美浜町新型コロナウイルスワクチン接種対策プロジェクトチームが立ち上がり、準備が始まりました。接種についておおむねの流れは町ホームページに発表されておりますけれども、もう少し詳しくお尋ねします。

国から示された優先順位ごとに接種することになりますが、それぞれの対象者となる人数は、概算で結構ですがどのくらいずつでしょうか。

そして、今のところ65歳以上の高齢者の皆さんが接種が始まるのが4月からとなります。どのくらいのスタッフで対応し、1日何か所、何か所というかどのくらいのペースで、そして合計どのくらいの人数、トータルではどのくらいの日程になると計画をしているのでしょうか。

そして、最終的な、いわゆる65歳以下の方々、16歳以上から、このそのほかの方々まで行き渡るのは、基本はワクチンがそろって手に入ることが前提ですけれども、どのくらいの期間を計画しているのでしょうか。

それから、私は、これ友達から指摘されてなるほどと思いましたが、接種会場では椅子や机などの会場準備もさることながら、お医者さん、看護師さんだけではなくて、接種後の案内などをする応援スタッフが必要と思われます。看護師の資格を持った方や、災害対応研修会の終了証を持っているグループもあるとお聞きしております。そういう団体や資格を持っている方々に応援を依頼する計画はありますか。

最後に、医師会へは、今、集団接種を依頼しているようですが、開業医の皆さんに対しての接種の依頼は計画しているのでしょうか。

壇上での質問は以上で終わらせていただきます。

○議長（大岩 靖君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 齋藤宏一君 登壇〕

○町長（齋藤宏一君）

山本辰見議員の御質問にお答えいたします。

初めに、太陽光発電施設設置の規制についての御質問の第1点目でございます。ガイドライン制定後設置された太陽光発電施設の設置基数は、また、その際に指導した主な内容はについてでございますが、ガイドライン制定後に届出のあった発電施設の数、令和元年度が69件、令和2年度が2月中旬までで48件の合計117件となっております。

主な指導内容につきましては、申請時における添付書類の確認が挙げられますが、特に隣接土地所有者等に対する事前説明、近隣関係者からの要望については、極力誠意を持って対応するよう促し、要望事項が可能な内容であれば対応するように事業者へ指導しております。

次に、御質問の2点目、現在、町で把握している太陽光発電施設は何か所あり、どのように管理・指導しているかについてでございますが、発電施設は本年2月中旬までで202か所でございます。これは、令和元年度以降、ガイドライン制定により届出をされた数と、それ以前については自然公園法の届出により把握した数を集計したものでございます。

管理につきましては、現在、パソコンでのデータ化による台帳の整備と地図への落とし込みによる整備をしております。これらの台帳を生かしながら、トラブルに対する迅速な指導ができるよう対処しております。

次に、御質問の3点目、このガイドラインには、「今後の社会情勢や環境の変化等により必要に応じて随時見直すこととする」とありますが、検討したことはについてでございますが、ガイドラインの見直しにつきましては、令和2年4月1日に提出書類に関し、土地利用計画図等の内容について改めております。今後も見直しが必要と思われる事案があれば随時検討していく考えでございます。

次に、御質問の4点目、設置計画に対する今後の取組を確認するについてでございますが、町内の山林や田畑が開発されている現状は、これは私だけでなく多くの住民が不安を抱えていることと思います。しかしながら、一方で土地所有者の立場に立てば、利用予定のない土地を転用、売却したいと考えることも無理のないことでございます。こうした現状がある中で、全国的には太陽光発電施設の設置を規制する条例を定める自治体も出てきており、本町においてもこうした事例について研究を進めていく必要があると考えております。

次に、御質問の5点目、土地所有者へどのように指導していくかについてでございますが、これらの問題は、土地所有者が太陽光発電事業者と賃貸借契約を交わす中で御自身が対処していくことであるため、町のガイドラインでは特に定めはございません。

しかしながら、この御質問のような事業者が倒産した場合等を心配されるのもごもつともなことであります。こうした問題に対して、国において太陽光発電設備の廃棄物等の費用の積立てを担保する制度の検討を進めております。施行時期は令和4年4月と聞いているところでございます。

次に、令和3年4月からの新しいごみの出し方についての御質問の1点目、今回の変更について、住民への周知徹底はできたと認識しているかについてでございますが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、住民説明会の開催が困難な状況となったために、昨年6月より毎月「ごみ減量化通信」を発行し、周知に努めていることは御承知のとおりでございます。

また、10月からは地域に出向き出前講座で対応してまいりましたが、今年1月に再度、愛知県に緊急事態宣言が発令されたため、予定していた出前講座への職員派遣を中止させていただきました。このため、現在、各団体と再調整を行っているところでございます。

なお、ケーブルテレビや町ホームページへの掲載など、住民への周知に関し、対面での説明会ができない状況を最大限に考慮した対応を心がけておりますので、御理解をいただきたいと思います。

次に、御質問の2点目、新しいごみ袋の周知に、一定期間の猶予の考えはについてでございますが、可燃ごみ袋の有料化及びプラスチック製容器包装の分別収集につきましては、広報等において住民の皆様に昨年5月から周知をしてまいりました。

なお、10枚入りで未開封のものに限りませんが、本年度に使い残した緑色の可燃ごみ袋の交換を予定していることから、猶予期間を設ける考えはございません。

また、この4月から可燃ごみ袋の有料化を始めます半田市、南知多町及び武豊町におきましても、本町と同様、猶予期間は設けないとのことでございます。

次に、御質問の3点目、周知の方策の一つとして、3月初旬に一定枚数の新しい水色の袋を変更案内のチラシに添えて住民に配布しないかについてでございますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、水色の可燃ごみ用とグレーのプラスチック製容器包装用の新しい2種類のごみ袋を、各行政区を通じて4月号の広報に合わせて配布するため、本定例議会に補正予算を計上しております。行政区に加入していない世帯の方には、役場環境課窓口において期間を設けて対応する予定でございます。

また、変更案内チラシにつきましては、広報3月号に合わせ配布しておりますので、御確認をお願いします。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種対策についての御質問の1点目、国から示された優先順位ごとの対象者は、概算でどのくらいかについてでございますが、65歳以上となる高齢者の方が約7,100名、60歳から64歳の方が約1,480人、16歳未満を除く上記以外の方が約1万590人となっております。基礎疾患がある方は不明であり、医療従事者、高齢者施設等の従事者についても人数を把握しておりません。

次に、御質問の2点目、ワクチン接種に係る計画についてでございますが、65歳以上の高齢者へのワクチン接種は、4月から6月まで美浜町総合公園体育館で、7月からは美浜町保健センターで集団接種の実施を計画しており、その他医療機関での個別接種においては医療機関と調整中でございます。

総合公園体育館における接種体制は、医師3名、看護師6名、保健師4名、事務員12名を予定しております。

接種の流れにつきましては、受付と予診票の確認後に3人の医師が予診を行い、4人の看護師が接種を行う予定でございます。看護師1人で1時間当たり50人接種を見込んでおります。看護師4人が3時間接種することにより、1日当たり600人の接種を見込んでおります。接種は木曜日と土曜日の毎週2回実施し、65歳以上の高齢者へのワクチン接種は6月初旬の終了を予定しております。

なお、その後、接種順位に従い集団接種と個別接種を実施し、16歳以上の方の接種終了は9月末を想定しておりますが、ワクチンの供給体制によっては接種時期がずれ込むことが想定をされます。

次に、御質問の3点目、看護師の資格を持った方や、災害対応研修会の終了証を持っているグループへの応援を依頼する計画はあるかについてでございますが、集団接種を進めるに当たって多くの方々の応援が必要であると考えております。

本町では、大規模災害が発生した際に、公助や外部からの支援者が不足することを考え、研修会に参加した看護師の方に登録をいただいております。そのため、研修に参加した町内在住の看護師の方や、保健センターでの予防接種に関わる看護師の方に今回のワクチン接種の協力依頼を既に行っております。

次に、御質問の４点目、開業医での接種の依頼は計画しているかについてでございますが、温度管理の困難なファイザー社のワクチンの特性から、超低温冷凍庫を設置する保健センターからワクチン配送する条件で、先ほどの御質問でお答えしたとおり一部の開業医での接種を調整しております。

いずれにいたしましても、美浜町医師会の皆さんの全面協力により実施する事業でございますので、よろしくお願いをいたします。

以上で、壇上での答弁を終わらせていただきます。

〔降壇〕

○議長（大岩 靖君）

再質問はありますか。

○１番（山本辰見君）

それでは、１番から幾つか補充質問をさせていただきます。

太陽光発電設備の設置施設ですけれども、台帳ではどのような内容で管理しているのでしょうか。そして、このそれぞれの土地が事業者が購入したものなのか、あるいは所有者から借りているのかが分かるようになっているのでしょうか。

○環境課長（富谷佳宏君）

現在、台帳でまとめておる内容につきましては、ガイドラインに基づいた項目でまとめております。具体的な項目につきましては、発電事業所の名前、それから届出者の住所、事業者の氏名、事業場所、面積、それから発電規模等ございまして、議員御質問のようなその発電施設の場所、土地について、自己所有なのか、あるいは借地なのかというところのまとめは今回の台帳では行っておりませんので、よろしくお願いいたします。

○１番（山本辰見君）

私は、なぜあえて事業者の持ち物なのか、あるいは貸しているのかということをお聞きしたのは、あえて言いますと、今は、10年ぐらいはそのままでもいいけれども、10年過ぎたらいろいろ規制がかかってくるようになるのです。ところが、今の設備は、ざっと20年ぐらいもつのではないかなと思うのですけれども、ざっとですね。いわゆるもう売電の値段が下がってくるのも含めて、あえてきつい言葉を使うと計画倒産、夜逃げする業者もいるのではないかなと。そういったときに、その土地の所有者が、最終的に使われなくなったパネル等の片づけに、その土地の所有者が責任を持たざるを得ないんじゃないかなと、そういう心配が幾つか出てくるのではないかなと、このことを思うわけですから、それに対していわゆる届け、あるいはガイドラインで相談があったときに、きちっと所有者に対しても説明ができるのかどうかということをお心配している。その辺ではいかがでしょうか。

○環境課長（富谷佳宏君）

ガイドラインに基づいて届出が出されるときというのは、もう事業者と、それからあと、例えば土地の所有者、賃貸借なのか、あるいは自己所有なのかは別として、そういった中身が全て整った状態という形で届出が出てきます。つまりは決まって事後で中身が出てくると、届出が出されるというのが実は実情でございます。ですので事前にそうした地主様を見つけてお知らせして回るというのは、なかなか難しいところであると思っております。

しかしながら、議員も御心配なさることもございまして、ですので、例えばそうした計画段階で、地主の方が、不動産屋から相談に来てこういう話があるという形で、ちょっとどういうことかよう分からんで教えてほしいよというような形で事前にその地主様から相談があった場合には、そういったときには役場としても誠意を持って対応したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○１番（山本辰見君）

先ほど、現場に表示するパネル等の中身はお聞きしました。それからパソコンでの台帳の中身もお聞きしました。全体で200か所ちょっとですから、遡って町のほうの台帳に地図落としを当然するわけですから、正確なところじゃなくても、例えば正確じゃないというのは、その土地がおじいちゃんの名前になつととか、そういうことも含めてどこの誰だというのが分かるような中身にしてほしいと思うのです。

それからもう一点、先ほどの町長の答弁の中で、ガイドラインの見直しについて、土地利用計画図等の内容について改めていく、これは具体的にはどういうことでしょうか。2点お願いします。

○環境課長（富谷佳宏君）

それぞれ、今、台帳に整備しておるものについて、個々の自己所有であるか否かという土地の内容につきましては、調査をしていけば、またそれも分かる内容であるかと思います。ただ、ずっと遡ってどこまでというのも、なかなかの事務量であるというふうに今感覚的には思います。ですが、そうしたお問合せがあったときに、まずどういった形ですぐに対応していくかということの基本にはなるかと思いますが、なるべく答えられるような形では考えていきたいと思っています。

それから、御質問の2点目の届出の変更点でございますが、これにつきましては、土地利用計画図を変えましたという話は先ほどの町長からの答弁にあったかと思います。その中に、具体的にはその土地利用計画図に示すべき項目というのを明示させていただいたということになります。どういうことかと申しますと、フェンス、あるいは事業者名の分かる標識看板の位置を示しなさいよということを求めています。もう一つは、計画面積が3,000平方メートル未満の場合、これにつきましては雨水の排水の処理等について図で示すように、もう少し詳細なものを報告しなさいという形で付け加えたものでございます。

○1番（山本辰見君）

私たち共産党は、実はこの太陽光発電、風力発電等も含めて、再生可能エネルギーについてはぜひ進めるべきだという立場でございます。しかし周辺から見ますと、一番最初の町長の答弁で、指導の中で大事なことは周辺地域の住民の方、隣接する住民の方とよく話をしなさいと。そのことがやられてないのがすごい心配なものですから、ぜひ今後、受け付けるに当たって、あるいは住民から相談があったときには、その点をよく配慮して対応していただきたいなと思います。

2点目のごみの出し方の問題ですけれども、私は、前回ミックスペーパーの袋があったときに、一定期間、1か月だったか長さは忘れましたが、それぞれ立って指導をしたと思うのです。決して私、立哨指導しなさいとか、そういう強制するつもりはありませんが、例えばの話、4月に入って緑色の袋で持ってきた方に、これは受け取れないから持って帰れということではなくて、水色の新しい袋で、次からはこれですよと言って、10枚1袋配りなさいと言ったつもりはないんですけれども、例えば役場の職員じゃなくても、地元の方とかシルバーの方にも頼む、いろいろな形はあると思うのですが、この袋に入れてきてくださいと、そこにも入れてあげると。絶対その人は次からは間違えることはないと思うのですね。そういう優しい取組方が必要だと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○環境課長（富谷佳宏君）

実際、4月以降のごみ袋が変わることへの周知のことになろうかと思います。先ほど町長の答弁の中にも、この議会が終わりましたら、新型コロナウイルスの関係の臨時交付金を活用して、新しい可燃の水色のごみ袋とあとプラスチック製容器包装、グレーの専用袋というものを、4月の広報に合わせて配ると答弁はさせていただきました。すなわち4月の広報の出るタイミングに合わせてということで、3月末から、場合によっては4月に入ってしまうことも考えられますが、まずは皆さんの区に、加入世帯の皆さんのところへは、まずは手元にその水

色の袋とグレーの袋、新しい可燃の袋と容器包装プラスチックのグレーの袋が届くということになります。そうしますと、実際に皆さんはその袋を手にとって、実際分けるということの始めるきっかけづくりになろうかと思っています。コロナ禍で生活応援のために配るという側面もありますが、もう一点は、今回配らせていただくものとして、実際に手に取っていただいてまずは始めてもらうこと。まず始めてもらうということが一番、その分けることの住民理解へつながるものと考えておりますので、ぜひまたこの補正予算でお認めいただけましたら、早急にまた手配してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○1番（山本辰見君）

いろいろな問題を周知徹底するときに、広報に入れて配りました、それからホームページで流しています、そういう形で対応はしていると。ホームページだとかケーブルテレビ。ケーブルテレビを置いてない方もいます。ホームページが見られない方もいます。それから、美浜町は人数が少ないと思うのですけれども広報が届かない。私たちが聞くと、隣組で区から抜けている人はなかなか届かないことがあるものですから、その辺の徹底が、町の方が言われるのが間違っているとは言いません。いろいろな形で、地元では回覧板でも回したりしていますから、そういう面では。それからもう一つは、何かDVDを作ったりしていろいろな宣伝を作っているのですが、なかなか届かない人のところへの配慮がどうしても必要だなと思うものですから。あんまりそう言うのと地元の区長さんとか隣組の班長さんに負担がかかるので、今回も本来だったらこの議会が終わったら早々に配るようなことを聞いていましたが、4月の広報と一緒に2回も3回も行くのじゃないふうにしたほうがいいという配慮もしてもらったと思いますので、それはそれとして、そういう届かない人のところもあるのでないかということも配慮していただきたいと思います。

次の3点目のコロナワクチンの接種についてでございますが、当然、皆さん、毎日のニュースの中で、ヨーロッパから来るワクチンそのものとか、全体の計画がどうなるとか、一番最初の優先順位になるいわゆる医療関係者は愛知県が対応するようですから、例えばここでいくと厚生病院の中とか大きなところでやることになると思います。それは別にして4月からの高齢者のワクチン接種、65歳以上が始まるわけですがけれども、先ほどの国が示したワクチン接種4番目には高齢者施設の従業員、高齢者の方の目の前で仕事をしている人がいると思うのですけれども、これを医療従事者と同時というか、それに続いて65歳以上の人たちを連れてくることになるかもしれない方々を優先して接種すべきでないかと考えますけれども、それについてどうなのかと、併せて会場の設営を含めて運営に関わるスタッフに事前にワクチンが必要じゃないかなと思うのですが、その辺についての考えをお願いします。

○健康・子育て課長（宮崎典人君）

ただいま御質問の国が示されたワクチン接種の優先順位4番目の高齢者施設の従事者でございます。それが1番の医療従事者と同時接種、同時進行でやるべきではないかといった御質問についてでございますが、国は、まず具体的な接種の順位を決定して周知をしております。ですので、我々は、その1番目の医療従事者と4番目の医療従事者に関して、国が示されたそのとおりでありますので、そのとおりの予定をしております。予定は4番目の高齢者施設等の従事者については同時進行の接種はできませんので、よろしくお願いいたします。

それから、次のワクチン接種について、会場の設営に携わる町の職員、先にワクチンの接種ができないかということでございます。これについては、国の示す優先順位、それについては接種会場の示す考え方として、会場は、自治体が予防接種のために特設の会場を設けるという場合については、その会場は医療機関であるというそういう認識でございます。よって、会場において感染症対策の業務に従事する者は医療従事者という設定になりますので、先行して接種することになります。しかしながら、その会場まで接種者を移送したり、もしくは

会場の事前準備をするということについては、対象にはならないということで示されておりますので、よろしくお願いします。

○1番（山本辰見君）

よく分かりました。実際にワクチンを接種する方々は、お医者さん、看護師さん以外でも、先ほど案内する人たちはワクチンを接種して対応してくれるということだと思います。

それからもう一点、非常に心配されるのが、今のところは、先ほどの答弁でありましたように、総合体育館のメインアリーナになるのか、人数によってはサブアリーナになるのか分かりませんが、そこを考えたときに、実は独り住まいの方や会場になかなか行けない人、体育館に行きにくい人、巡回バスだけじゃなくてね。そういう方に対していわゆる接種会場の体育館まで何かいい方法がないのか、そういう準備というか検討はしていますでしょうか。

○健康・子育て課長（宮崎典人君）

ただいまの集団接種では、町民の会場までの足、交通手段は何か考えているかということでございますが、65歳以上の方については、中には交通手段のない、運転免許のない方がみえると思います。それは当然だと思っております。現在、美浜町の新型コロナウイルスのワクチン接種の対策プロジェクトチームにおきまして、運行車両、例えば町のマイクロバスであったり、民間の車の借り上げ、それとかあと運転手の雇用など、会場までの交通手段の確保のための検討を始めておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○1番（山本辰見君）

先月末、2月26日に集団接種の会場を予定している体育館において、私たち議員も、それから今日、会場の職員の方々も大方参加したと思いますが、ワクチン接種の訓練といいますかリハーサルが行われました。幾つかの課題が見つかったのではないかと思います。私たちも反省文にも、というか意見を出しましたけれども、そのリハーサルの状況と、併せてその中で幾つか見つかった課題、こういうことは改善したほうがいいというのがあると思うのですが、それについて説明をお願いします。

○厚生部長（高橋ふじ美君）

去る2月26日に実施しました新型コロナウイルスのワクチン接種の訓練に関しまして、議員の皆様にも、急なお願いでしたけれども、御多用のところほぼ全員の方に御出席をいただき、御参加いただきまして誠にありがとうございました。本当に改めてお礼申し上げます。

訓練の概要ですけれども、参加者約40名が住民役とスタッフ役に分かれまして、受付から接種後の状態監察までを流れの確認をしました。それから接種に係る1人当たりの時間の確認もいたしました。その中で課題はたくさんいただきまして、本当に議員の皆様方からも、高齢者に成り代わって書いてくださった意見がたくさん出てまいりました。

その中で一番私どもが感じたのは、まずスタッフの不足です。それから物資の不足もあります。パーティションなどの不足も考えられました。そして動線の確保もまだまだ不十分であることを認識しました。そしてあと障害をお持ちの方への対応ですね。現在、福祉課にも聴覚障害をお持ちの方から質問も来ておりますので、そちらの対応もしなければいけないということを感じています。そしてあと感染症対策につきましても確認をいたしました。即、それらの課題を取りまとめて、担当課におきまして安全なワクチン接種ができるように対応を考えております。

それから、一番、今、新聞等でも心配されていると思いますが、このワクチン接種に関しまして不安をお持ちの方が多くいらっしゃると思います。基礎疾患でワクチン接種をしていいのだろうかとか、そういった方々にお

かれましては、私どもとしましては、まずかかりつけ医の先生に御相談していただければと考えております。そして、その先生にお聞きになった上で接種を御判断いただければと思っております。

それから、ワクチンの配布時期ですけれども、実は3月2日に、国から通知がありまして、ファイザー社のワクチンは4月26日の週に1箱、975回分なんですけど、2回接種をすることになりますと487人分が市町に配送される予定であるということでございます。ワクチンに関する情報は日々変わっておりまして、実際に町長が先ほど申し上げた日程からずれることが予測されておりますので、また分かり次第、住民の方には情報をお伝えできればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○1番（山本辰見君）

大体分かりました。最後のところの数字については、多分に国のほうも4月にやると言ったから届けなければいけないと、最初の愛知県にさっきの1箱が来るとかいうことですから、これが一応26日にそれぞれの市町に届けたいというのは、それはそれで、私はずれることも含めて覚悟は要るかなと思っていますけれども、対応していただきたい。

それからもう一点、私、会場で、リハのところで、最後に1人15分から30分ぐらい様子を見て帰ってもらうと。実際にこういうことは出ると思うのですが、様子を見たときに具合が悪くなった人のその後の対応が、リハの会場でその当日はなかったのですよ。例えばこっちに行ってくださいとか、ここで診ますよとかね。仮に、例えば私が具合悪くなったよと、そういう人も置いてやるべきだったのに、まだ、お聞きしたところ、もう一回二回考えているということで、その辺はどんなつもりでございましょうか。

○厚生部長（高橋ふじ美君）

いろいろありがとうございます。まだ今後、1回では確実な接種訓練もできませんので、まだこれから今後も訓練のほうを何回か実施をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○1番（山本辰見君）

最後です。これは質問ではありません。実は最後に指摘した応援スタッフのことです。私の友人が、その方も私と同じぐらいですから65歳を超えた元看護師さんで、今、高齢者の介護の施設で働いている資格を持った方。その方が、ちょうど紹介したように、これ南知多だったか、福祉大学だったか、会場は忘れちゃけれども、そちらで災害時に対応することの研修を4日間ぐらい受けて、何かあったときには私を使ってほしいということで登録しているようなのですけれども、そういう組織として美浜町で名簿を持っているのか、そういうところへ相談すればあるのか分からないのですが、その方がぜひ私たちみたいな人を使ってほしいと、頼んでほしいということだったので、それらの仕組みが少し分かったら、仕組みというか実態を教えてください。

○健康・子育て課長（宮崎典人君）

ただいま議員のおっしゃったのは、多分日本福祉大学が主催する災害時の訓練にあったかと思います。その中で潜在看護職というそういう役割で、例えば大きな災害が起こったときに、ふだんはもう病院等のお勤めではなく一般の家庭にみえる方が、近所の例えば主婦の方がその会場に行って、そこで血圧の測定をしてあげるとか、いろいろなお話を聞く、言わば看護師でないとできないようなケアですね、それをしてお手伝いをしていただく、そういう講座がございまして、それに登録された方がおります。中でもこの5市5町で美浜町の登録者は約16名ほどおります。近隣の市町に比べて多い登録者数でございます。今回、その潜在看護職の方に、順次お声をかけて、今回のこの接種の訓練に、実際その接種のときに対応していただけるように、賛同してくれた方にまずはお呼びかけしておりますので、ただいま議員のおっしゃった方がその方かどうかはちょっと分かりませんので、また教えていただければ、もしそこから漏れているようでしたら、こちらからまた説明をして協力願いたいと思っております。

す。よろしくお願いします。

○1 番（山本辰見君）

これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大岩 靖君）

以上をもって、山本辰見議員の質問を終わります。山本辰見議員は自席に戻ってください。

〔1 番 山本辰見君 降席〕

○議長（大岩 靖君）

これをもって、本日の町政に対する一般質問を終わります。

○議長（大岩 靖君）

以上で本日の日程は終了しました。

明日3月5日は午前9時より本会議を開き、引き続き町政に対する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。御協力ありがとうございました。

〔午後2時58分 散会〕

令和 3 年 3 月 5 日（金曜日）

第 1 回美浜町議会定例会会議録（第 3 号）

令和３年３月５日（金曜日） 午前９時００分 開議

◎ 議事日程（第３号）

日程第１ 町政に対する一般質問

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程と同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（１３名）

１番 山 本 辰 見 君
４番 石 田 秀 夫 君
６番 廣 澤 毅 君
８番 中須賀 敬 君
１０番 荒 井 勝 彦 君
１２番 横 田 全 博 君
１４番 丸 田 博 雅 君

３番 森 川 元 晴 君
５番 杉 浦 剛 君
７番 大 寄 暁 美 君
９番 横 田 貴 次 君
１１番 大 岩 靖 君
１３番 野 田 増 男 君

◎ 本日の欠席議員（１名）

２番 鈴 木 美代子 君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（１６名）

町 長 齋 藤 宏 一 君
教 育 長 山 本 敬 君
厚 生 部 長 高 橋 ふじ美 君
教 育 部 長 夏 目 勉 君
企 画 課 長 戸 田 典 博 君
健康・子育て
課 長 宮 崎 典 人 君
建 設 課 長 茶 谷 昇 司 君
学校教育課長 近 藤 淳 広 君

副 町 長 八 谷 充 則 君
総 務 部 長 杉 本 康 寿 君
産業建設部長 鈴 木 学 君
総 務 課 長 大 松 知 彰 君
福 祉 課 長 三 枝 美代子 君
環 境 課 長 富 谷 佳 宏 君
都市整備課長 宮 原 佳 伸 君
生涯学習課長 谷 川 雅 啓 君

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（２名）

議会事務局長 日 比 郁 夫 君

主幹兼議会係長 森 秀 雄 君

〔午前９時００分 開議〕

○議長（大岩 靖君）

おはようございます。

昨日の一般質問の1日目に、行政の答弁の中で新型コロナウイルスのワクチン接種の件について、議員からの質問に答えている中で、美浜町は集団接種を4月から6月の間にまず第1段階を終わりたい、ただし、ワクチンの供給の件で少しずれ込むかもしれないというのが、今日の新聞にも載っておりました。昨晚の夕方のNHKの放送の中で、このウイルスのワクチン接種の件について各自治体の、愛知県内の自治体のことを取り上げておりました。それによりますと、新型コロナウイルスワクチン接種ですが、人口の多い名古屋市が4月14日から開始されます。我々美浜町、ずっとその枠組みで見えていましたら、およそですが5月の上旬になるのではないかと思います。

昨日の時候の挨拶の中で、先月の26日に我々美浜町がこの地区では一番早くこのワクチン接種のシミュレーションを行われました。議員の方にも大勢出ていただきまして、その結果を見ているのですが、町民の中にはもう少し早く接種できないかなと思われる方も見えるかもしれませんが、ここは逆に言えば、そのシミュレーションも踏まえて、いろいろな自治体が取り組んだことを念頭に入れて、よりスムーズな接種ができるんじゃないかという、その猶予期間が逆に美浜町にあるんじゃないかなという、そういう思いで見えておりました。どうかこの国からのワクチンがスムーズな供給が来て、町民にスムーズに行き渡るよう我々もやはりそのシミュレーションのことを頭に入れながら気がついた点をこれからも考えていきたいと思います。

会議に先立ち、お願いします。お持ちの携帯電話はマナーモードか電源をお切りいただくよう御協力をお願いします。

美浜町議会では、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う予防対策として、議場内でのマスク着用を推奨しております。あくまでも予防のための着用であり、傍聴者、議員並びに職員の健康と安全確保を考慮したものです。咳エチケットやマスク着用の感染症予防対策への御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、議会議員及び町執行部の職員においては、マスクを着用したままの発言となりますので、不明確にならないように努めてくださるようお願いいたします。

それでは会議に入ります。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

本日の会議に、2番 鈴木美代子議員から欠席届の提出がありました。

次に、本日の会議に、知多半島ケーブルネットワークのテレビカメラの持込みを許可しました。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 町政に対する一般質問

○議長（大岩 靖君）

日程第1、町政に対する一般質問を行います。

本定例会には10名の諸君より質問の通告をいただいております。本日の一般質問は、5名を予定しておりましたが、鈴木美代子議員からの本定例会を欠席する旨の届出がありましたので、本日の質問順を繰り上げて行うことといたします。ご了承ください。通告の順に質問を許可いたしますが、質問時間は答弁等全ての時間を含めて50分以内とし、関連質問は認めないこととします。

初めに、議長からお願いを申し上げます。

会議規則において、「議員は、議会の品位を重んじなければならない。」とあります。議員の皆さんにおいては、議会の品位や議員の名誉を傷つけるような発言をしないよう、品位と節度ある質問をお願いします。また、執行部の職員においても、誠実で簡明な答弁をされるようお願いいたします。

最初に、6番 廣澤毅議員の質問を許可します。廣澤毅議員、質問してください。

〔6番 廣澤毅君 登席〕

○6番（廣澤 毅君）

皆さん、おはようございます。

チャレンジMIHAMA所属、6番 廣澤毅でございます。

昨日、同僚議員の方でこの壇上で一般質問するのは1年ぶりだと、非常に緊張するという方も見えましたが、私は1年2か月ぶりでございます。もっと緊張しております。あと同僚議員と質問の内容が重複する分もございますが、私なりの視点で考えて質問させていただきますので最後までよろしくお願いいたします。

それでは、議長のお許しをいただきましたのであらかじめ提出しました一般質問通告書に基づき、順次質問をさせていただきます。

最初の大きな項目ですが、美浜町総合公園拡張事業についてでございます。皆さん御存じのとおり陸上競技場含む運動公園整備事業、いろいろございましたが、2024年4月のオープンに向けて着々と工事のほうは進んでおります。一方、総合公園拡張事業でございますがなかなか予算もついておりません。美浜町の町民の方からもうなっとるのだという声が私のところに届いておりますので質問させていただきます。

最初に、小さい1番ですが、現在の拡張事業の進捗状況をお聞かせください。

2つ目、当初の計画では硬式野球場とソフトボール場の計画でしたが、現地の事情によりソフトボール場と多目的広場に変更と聞き及んでおります。そこで、今後グラウンドの拡張等も含め、町内で硬式野球場ができる施設の建設予定はないのでしょうか。お考えをお聞かせください。

3つ目、第2町民グラウンドの運用切替えについてお伺いいたします。総合公園拡張事業の経緯の一つとして、第2町民グラウンドの機能を総合公園に集結させることとありますが、そこで、集結完了までの間、第2町民グラウンドの時計やベンチなどを含める施設の維持修繕及び管理はどう予定されておるか、お伺いいたします。

4つ目に、拡張事業完了後の使用料についてお伺いいたします。現在、グラウンド等町運動施設の使用料は町外の人が使用する場合は、町民の使用料の約1.5から2倍近い料金で設定されております。そこで、町としてのこの先交流人口の増加を考え、この使用料の見直しや特例措置などの予定はありませんか、お考えをお聞きします。

大きく2つ目、公共施設（建物・グラウンド等）でございますが、跡地の利活用についてお伺いいたします。令和4年度には河和南部小学校、その後には各小中学校が学校再編により閉校になる予定ですが、その建物・グラウンドをどのように利活用されるのか、お考えをお聞かせください。

最初の大きな1項目めでございますが、町民の声、私のところへ届いた声を私が一般質問としてさせていただきますので、町民の皆様にもより分かりやすい答弁を期待していますのでよろしくお願いいたします。

以上で、私からの壇上での質問を終わらせていただきます。

○議長（大岩 靖君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 齋藤宏一君 登壇〕

○町長（齋藤宏一君）

皆さん、おはようございます。また今日も一日よろしくお願いします。

それでは、廣澤毅議員の御質問にお答えをいたします。

私からは美浜町総合公園拡張事業についての御質問の１点目、２点目及び公共施設（建物・グラウンド）等跡地の利活用についてお答えをし、第２町民グラウンドとの運用切替えについてと拡張事業完了後の使用料については教育部長から答弁を申し上げますのでよろしくお願いをいたします。

はじめに、美浜町総合公園拡張事業についての御質問の１点目、現在の拡張事業の進捗状況はについてでございますが、工事につきましては、令和元年度分の工事で運動公園へ造成土搬出と、暫定整備での造成工事を完了しております。

今後の計画につきましては、令和２年度の事業で基本設計を見直す修正業務を行っております。１月の行政報告会でお示ししましたとおり、区域中央部につきましては、土壌調査及び土の搬出处分の経費をかけることなく、過去に埋戻しがされた部分は造成しない土地利用計画を検討させていただきました。具体的には、拡張区域の両側２か所にグラウンドを整備し、中央部は土がかまえませんので、展望広場、芝生広場として整備するものでございます。引き続き、事業費、事業期間等を精査いたしますが、令和３年度からの３年間は運動公園整備に多くの事業費を要することから、資金計画も併せて慎重に検討をいたします。

次に、ご質問の２点目、今後グラウンドの拡張等も含め、町内で硬式野球ができる施設の建設予定はないのか、このことにつきまして、総合公園拡張事業で計画している２か所のグラウンドは、ソフトボールや少年サッカーに対応するものであり、硬式野球場の規模は確保はできません。したがって、本町には硬式野球ができる施設の建設計画はございません。

次に、公共施設（建物・グラウンド）等跡地の利活用についてでございますが、昨日の荒井議員の答弁でもお答えいたしましたように、閉校となる校舎、それから具体的な跡地利用計画については、現状においては定まっておりますが、各学校の体育館及びグラウンドについては、各地区における避難所、防災活動拠点あるいはスポーツ活動の場として活用していくことを基本的には考えております。校舎につきましては、企業、あるいは民間団体への売却・貸出し等、町の歳出を抑えつつ、新しく建設する小中一貫校の建設財源を捻出できるよう、これは有効な活用方法を検討してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いをいたします。

以上で私の壇上での答弁を終わらせていただきます。

〔降壇〕

○教育部長（夏目 勉君）

次に、御質問の３点目、第２町民グラウンドとの運用切替えについてでございますが、総合公園拡張事業は、第２町民グラウンド売却に伴います代替地として整備するもので、第２町民グラウンドが売却予定であることから、必要最小限での施設の維持、管理を行っております。必要に応じて判断し、対応してまいりたいと考えております。

次に、御質問の４点目、拡張事業完了後の使用料についてでございますが、総合公園体育館をはじめとする町の管理するスポーツ施設は、町営であり、町民利用優先の料金設定となっております。知多管内の他の市町の状況でございますが、２倍もしくは３倍の料金を設定している市町は本町を含め６市町でございます。したがって、現状では使用料の見直しは考えておりません。しかしながら、平成30年度、令和元年度の２か年で策定いたしました美浜町スポーツ推進計画の基本目標の一つ、スポーツを通じたまちづくりの推進の中の具体的な取組に、スポーツ大会、合宿の誘致があり、指標の達成のため、施設の予約方法など早急に検討、整備する必要があると考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大岩 靖君）

再質問はありますか。

○6番（廣澤 毅君）

それでは順番ではないのですが、大きい項目の2のほうから再質問をさせていただきます。

先ほど、現状においては跡地の利用の計画はないという考えでございますが、実際に令和4年の4月から河和南部小学校が閉校になりますよね。約1年、本当に全く何の計画もないのでしょうか。

○総務部長（杉本康寿君）

今現在、河和南部小学校が令和4年4月から閉校となるわけでございます。その中で、跡地利用につきましては、まだ具体的には今のところはまだ固まっておりません。

しかし、本町といたしましては、あくまでも小中一貫校の財源を捻出したいと考えております。それによって、できれば企業とか民間団体の貸付け等のオファーがあれば積極的に貸出しをしてまいりたいと考えております。

○6番（廣澤 毅君）

先ほど、部長さんから積極的に企業や民間団体に売却、貸付け等の申出があればやりたいという話でございましたが、1月の臨時会において南部保育所、使用料をつけてお貸ししようという話でしたが規制がありできなかったと、これまだちょっと先の話になりますが、2中6小、各それぞれに何か規制みたいなものはないのでしょうか。あればどこに何があるのか、お教えてください。

○総務部長（杉本康寿君）

貸付けの規制でございます。いわゆる建物の賃借料の問題であろうかと思います。これにつきましては、本町の公共施設において、建物について補助金を借りている場合、他の用途に変更する場合に、補助金返還の可能性もございます。したがって、学校につきましても補助金等々頂いている場合もございます。その辺はよく精査をしていきたいと考えております。

○6番（廣澤 毅君）

まだ今の段階では分からないことが多いらしいので、また調査をしていただきまして、ぜひまた報告をしていただきたいと思います。

それと、建物において耐用年数、これRC、コンクリート構造物で、はっきり何十年とあるのか分からないのですが、河和南部小学校は50年以上ですか、ある場合、これはやはり解体撤去、更地とかそういうことも考えておられるのでしょうか。

○総務部長（杉本康寿君）

校舎につきましては、50年は経っておりまして、耐震工事も行っておりますので、公共施設につきましては長寿命化を念頭に少しでも長く使っていきたいと考えておりますし、もし企業さん等が入ってくる場合があれば、その辺は状況を見て考えていきたいと思っております。なお、河和南部小学校につきましても本館と別館というのですか、北側と南側に校舎がございますので、その辺の部分をよく考えて今後対応していきたいと考えております。

○6番（廣澤 毅君）

小中一貫校に向けていく方向はある程度決まっておると思っております。少しでも財源になるように、計画をしていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

大きい項目の1番の進捗状況については、町民の方々に知ってもらうという意味での質問ですので再質問はいたしません。

2つ目、総合公園拡張事業において、敷地が確保できないということで、本町には硬式野球ができる施設を建

設する計画はございませんとはっきり言われましたが、野球に興味のない方はちょっと我慢して聞いてほしいのですが、今、我が町にある高校硬式野球部、2017年度から九州地方で活躍されていた監督さんを迎えまして、その監督さんは春・夏を通じて5回甲子園に出ておられるのですが、その監督さんが来たことによって約4年、徐々に成績が良くなり、昨年全尾張地区では優勝しております。大府に勝って優勝もしております。あともう一つ言えば、この美浜町の少年野球の、いわゆるスポーツ少年団的な、そういうあたりも親御さんをはじめ子供さんもそういう野球場ができることを期待しておるといえるのか、望んでおります。ということで、拡張事業のところをもう少し買い足して、野球場を造るという考えはないのでしょうか。

○都市整備課長（宮原佳伸君）

今の総合公園の拡張事業をさらに買い足して野球場を造るかという御意見でございますが、現時点でそのことはございません。と申しますのは、もともとこの拡張事業は5.6ヘクタールですけれども、交流拠点整備事業ということで始まっておりまして、もともと当初の、一番最初の計画では軟式野球が2面取れる程度の広さのグラウンドということでした。その後、いろいろな検討をする過程があって、平成29年3月の都市計画決定、公園が正式に決まった時点では、硬式野球ができる広さのグラウンドと芝生広場という公園の位置づけでございました。硬式野球場という言い方にはなってしまうかもしれませんが、正式な硬式野球場の設備、フェンスで言うなら例えば30メートル、40メートルあるようなものを造るという計画ではございません、あの時点ではですね。広さ的には硬式野球ができる広さを確保できるグラウンドということで進めてまいりました。その後、造成上の問題もあり、現在はソフトボール場が2面取れるというグラウンドの確保という計画に変わりましたが、交流拠点事業という方向性には変わっておりませんので、まずは今の公園計画の中でその目標を達成していくというものでございます。

今年度も少年野球のプライドジャパンとかが開催されました。今後も、今の総合公園グラウンドと新たな拡張部分のグラウンドで、少年野球ですとかソフトボールを誘致して、そういうにぎわいが出てきて、美浜町でも硬式野球が必要だということになってれば総合公園を拡張するのか、運動公園を拡張するのかいろんなまた別のところに造るのかということがありますけれども、そういうことも将来的には出てくるのではないかと思います。

○6番（廣澤 毅君）

今課長に先に言われちゃったのであれなのですが、運動公園にもそういうにぎやかになってきたらそういう考えもあるかもしれないと、僕は今それを聞こうと思ったのですが、運動公園に造れないかなという、先ほどの高校野球の話なのですが、美浜町から甲子園出るような高校が出たらどうですか、町長。垂れ幕で「祝・甲子園初出場」とか、盛り上がると思うのですけれども、そういう野球人口で言われると美浜町でいうと何パーセントというふうな、ソフトボール、軟式野球でいうと、五、六百の人数なのですが、そういう高校生、中学生、小学生とかやるともつとになると思います。少しでも後押しができればと思い、今こういう話をさせていただいております。

もう一度聞きます。運動公園整備事業に買い足すなり何かして、将来的な話ですよ、ここ1、2年でどうかなるという話ではないので、そういう考えを、計画をなんとか持ってもらうことはできないでしょうか。

○都市整備課長（宮原佳伸君）

私の今の立場でお約束することはできませんが、もともと運動公園整備事業も交流人口の増加ということを目指してやっております。とにかく、奥田駅前、大学周辺がにぎやかになって町が活性化することを実現するためにやっておりますので、それが実現できればおのずと次にはこういうものがあるだろうというニーズが高まってくると思いますので、ぜひそうなることを私も願っております。

○6番（廣澤 毅君）

ぜひそのときは私も協力したいと思いますのでよろしくお願いします。

次の質問に移ります。

第2町民グラウンドの運用切替えについてでございますが、先ほどもちらっと言いましたが私もソフトボールをやっている1人でございます。そういった皆様からまずは新しいソフトボールの球場はいつできるのだという話が来まして、先ほどの話からまだ予算ははっきりついてないと、いつできるか分からないと、そういう中で、では今の第2町民グラウンドの状況、中には確認しに行っている方も見えると思います、担当課の方は。ベンチも何もない、片方はね、片方はベンチはあるけれども腐って壊れている。大きな時計で言いますと、20年前は正確に動いていました。10年前は動いていたけれども時間はでたらめでした。5年前から完全に止まっております。この中で先ほど第2町民グラウンド売却の予定があると、これはいつかはっきり分かるのですかね。いつだということがはっきり分かるのであれば、確かにそこにお金をかける必要はありません。こっちもやっているほうも我慢できますよね。ただ、いつになるか分からないけど直すこともしないという話ですと、ちょっと説明のしようがないので、もし売却予定が決まっておるのでしたら、はっきりと言えるのであれば、お答え願います。

○総務部長（杉本康寿君）

第2町民グラウンドの売却の予定についてでございます。令和3年度の予算の中に、これはお認めいただいてからの話でございますけれども、道路の分筆をいたしまして、隣の太陽光の施設があるかと思ひます、そちらを交換するという当初のお約束がありますので、そちらのほうを契約を履行してまいりたいと考えております。したがって、令和3年度に分筆を行うということは令和4年度中にはなんとか売却のめどをつけていきたいと考えております。

○6番（廣澤 毅君）

今の杉本部長の答弁でございますと、令和3年度までは第2町民グラウンドでソフト等できるよという話ですね。

○総務部長（杉本康寿君）

まずはグラウンドについては、そのままの形態については令和3年度いっぱい形態をなっておりますけれども、分筆作業をするということは、細かい話ですけれども、財産の所管を変えます。いわゆる行政財産が普通財産に変えますので、その部分について、細かい話ですけれども、ここにありますが、グラウンドは令和3年度中は使えると考えております。

○6番（廣澤 毅君）

ということは、それ以降は代替地の、総合公園拡張事業のほうもまだできていない、それからグラウンドはグラウンドで今のは使えなくなる、1年こっきりでしたらあえてベンチをどうかは時計を修繕してくれとか、そういう話は当然になりますが、これ、その後、どこでソフトボール等大会をやったらいいのでしょうか。

○生涯学習課長（谷川雅啓君）

現在、第2町民グラウンドが使えなくなるということになりますと、今ある施設、総合公園グラウンドを使って大会等を行って行くということになるかと思ひます。

ただ、現在、スポーツ協会の野球部の大会もソフトと重なっているところも出てきておりますので、そちらは調整しながら大会等を開催していきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○6番（廣澤 毅君）

総合公園グラウンドで軟式野球と調整しながらやるということですね。分かりました。

続きまして、拡張事業完了後の使用料についてでございますが、今の現状では使用料の見直しは考えておりませんと、これ今から、運動公園整備事業の陸上競技場もそうですが、こちらの拡張事業もそうですが、全部が出来上がってくると相当数のスポーツに携わる人の交流人口は増えると思うのですよね。もともと陸上競技場も交流人口を増やすため、どちらかという、町民の皆さんには申し訳ないですが、外から来る人をたくさん取り入れるという考えの下に建設する予定でございますよね。その中でこの値段設定、いかがなものかと思うのですが、ましてやスポーツ大会、合宿誘致すると、そういった方々に対しては民間で言うところの団体割引ですか、そういう考えはないのでしょうか。

○生涯学習課長（谷川雅啓君）

大会とか合宿誘致、先ほど答弁いたしましたように、今後、誘致してまいりまして、交流人口の増加を図っていきたくて考えております。

その中で施設の使用料につきましては、施設を維持していく部分では大変重要な部分になってきますので、その辺は使用料については安くするという方向ではなくて、お支払いしていただきたいということは考えております。ただ、近隣市町との見直しは必要と考えておりますので、その辺は考慮しながら見直しはかけていきたいと思っております。

また、そういう大会とか合宿を誘致するところの部分につきましては、例えば優先的な予約をするとか、合宿につきましては、町内の宿泊が伴います方につきましては補助していくなどというところで誘致してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○6番（廣澤 毅君）

ちょっと違う見方というか、他の意見も僕のところに届いておるので一つ質問させていただきますが、今、総合公園、総合公園グラウンド、飲料関係、販売機は置いてありますが、他のものは一切ありません。あそこから近くのコンビニ、河和方面から上野間方面、チンした弁当も冷めるぐらいの距離です。ちょっとここで質問なのですが、ここにコンビニを外に置いてくれというのはなかなか、平日ほとんど人も来ていないので難しいと思うのですが、土日あるいは大きな大会のときに移動販売的なそういうものを、例えば美浜町商工会を通じて置かせてもらうとか、そういう場合の、もし規制があるなしもあるのですが、なければ置くことは可能なのでしょうか。

○都市整備課長（宮原佳伸君）

総合公園に移動販売、例えばキッチンカーのようなものが来られるかということですが、今のルール上も都市公園条例の中で使用料を納めていただきながら販売していただくことは可能です。ですので、平日であっても土日であっても申請を出していただいて販売していただくことは現在でも可能です。

○6番（廣澤 毅君）

前ちょっとお聞きしたときには、1平米当たり5円とか、なんかそういう値段だったのですが、あまりにも安いので町に対しての実入りがほとんどないみたいな状態になっちゃうので、できれば1か所数千円とか、そういう考えでまた協議していただきたいと思います。

スポーツを通して交流人口を増やし、少しでも美浜町が盛り上がる、栄えていけばいいなという考えでの一般質問でございました。まだまだ時間はございますが、聞きたい答えはいただきましたのでここで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大岩 靖君）

以上をもって、廣澤毅議員の質問を終わります。廣澤毅議員は自席に戻ってください。

〔6番 廣澤毅君 降席〕

○議長（大岩 靖君）

ここで換気のための休憩を取ります。再開を 9 時55分といたします。

〔午前 9 時40分 休憩〕

〔午前 9 時55分 再開〕

○議長（大岩 靖君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

7 番 大寄暁美議員の質問を許可します。大寄暁美議員、質問してください。

〔7 番 大寄暁美君 登席〕

○7 番（大寄暁美君）

皆さん、おはようございます。7 番 大寄暁美です。

ただいま議長の許可をいただきましたので、あらかじめ提出いたしました一般質問通告書に基づき質問させていただきます。

今回は、介護保険料と一般介護予防事業についてと企業誘致について質問いたします。

介護保険制度は、介護を必要とする人が適切なサービスを受けられるように社会全体で支え合うことを目的とした制度です。介護保険の財源は50％が公費、そして残り50％が被保険者が納める保険料で賄っています。23％が65歳以上である第1号被保険者の保険料、27％が40歳以上64歳以下である第2号被保険者の保険料となっています。

第1号被保険者の介護保険料の金額は、各自治体が3年ごとに介護保険事業計画を策定し、3年間で必要となる介護給付金の見込みを立てて算定しています。

このパネルの上に載っているのが第1号被保険者の保険料を算定する式で、介護サービスに必要な年間予算額の23％分を65歳以上の人口で割ったものが、第1号被保険者の保険料基準額となります。この基準額というのは1人当たりの平均的な負担額ですので、被保険者の所得により美浜町では12段階に分け、基準額に対して異なる割合を掛けて年間の保険料を算出しています。

介護保険料はその自治体の住民がどのぐらい介護サービスを使っているかに応じて変わります。当然たくさん使えば高くなりますし、少ししか使わなければ低くなります。

下の表は2018年から今年度までの3年間である第7期の月額基準額です。その前の3年間である第6期の保険料と平成29年12月末の要介護認定率が載っています。

では質問です。

介護保険料と一般介護予防事業について。

（1）第1号被保険者の介護保険料の推移について。

来年度は3年ごとの見直しの年ですが、今後どのように介護保険料が推移していくと考えていますか。

（2）第1号被保険者の介護保険料基準額の算定について。

全国や県内の市町村と比べ、美浜町の保険料は決して高いほうではないと理解していますが、現在の保険料である第7期の保険料が近隣市町と比較して若干ですが高いようです。原因はどのように考えていますか。

（3）一般介護予防について。

健康の増進や高齢者の生きがいづくりなど介護予防、重度化の予防など一般介護予防事業をどのように取り組んでいますか。

次の質問は企業誘致についてです。

昨年、美浜町に大規模な養鶏施設の事業届書が提出されましたが、9月になり企業からの取下げにより中止となりました。畜産団地のそばでの建設を計画しており、7月の視察ではにおいなど環境面や町や自治区との良好な関係などを拝見し、既存の養鶏場の模範となる企業ではと思っていただけに大変残念に思いました。また、12月議会の横田貴次議員の質問において、少なく見積もっても7,000万円の税収があったのではと算出していて、美浜町に安定した税収と雇用が確保できたのではと考えます。

今後、美浜町が企業の進出先の候補となるように、また実現するように、企業誘致のために優遇制度を定めたらと考え質問させていただきます。

2、企業誘致について。

(1) 企業誘致の進捗状況について。

昨年1月に企業に対してアンケート調査、そこで美浜町が候補地になると回答した8社からヒアリング調査をしてから、誘致に向けて具体的に何か進みましたか。

(2) 企業誘致の優遇制度について。

県内で企業誘致の優遇制度を設けていない市町は、54ある市町村の中で美浜町を含め7市町村のみです。優遇制度を設けて誘致を積極的にアピールしてはどうでしょうか。

(3) 「地域活力ゾーン」について。

美浜町都市計画マスタープランでは、地域活力拠点、地域活力ゾーンをゾーニングしていますが、土地の活用方法をどのように考え、現在具体的な施策等がありますか。

以上で、壇上からの質問を終わらせていただきます。

○議長（大岩 靖君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 齋藤宏一君 登壇〕

○町長（齋藤宏一君）

大寄暁美議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、介護保険料と一般介護予防事業についての御質問の1点目についてです。

第1号被保険者の介護保険料の推移についてでございますが、第1号被保険者の介護保険料は介護保険事業計画に基づき3年ごとに見直し、介護サービスに必要な3年間の給付費を見込み決定をさせていただいております。令和3年度から令和5年度までの第1号被保険者の介護保険料を決める第8期介護保険事業計画については、据え置くこととし本定例会に介護保険条例の一部改正を上程させていただいております。

しかしながら、今後団塊の世代が全て75歳以上になる令和7年の高齢化率は34.3%です。令和22年は44.7%となり、いずれの時期も要介護リスクが高い75歳以上の後期高齢者は、60歳から64歳までの前期高齢者の約1.4倍になると推計をしております。そのため、要介護者の認定率の増加が見込まれ、それに伴い介護給付費の増加が見込まれます。

本町といたしましては、今後の法改正や介護給付費の動向を考慮しながら、急激な増加を抑え介護保険料の算定を考えてまいります。

次に、御質問の2点目です。

第1号被保険者の介護保険料基準額の算定についてでございますが、まず第1号被保険者の介護保険料基準額の算定について御説明いたします。

介護保険料基準額は3年間の計画期間中のサービス給付の総額を基に、第1号被保険者の保険料収納必要額や

国からの交付金などを加味して算出をしております。美浜町第7期の保険料基準額が近隣市町と比較して若干高くなっておりますのは、要介護認定率が高くなっていることから、サービス給付額が増えてその財源となる介護保険料基準額が高くなっていると考えております。

しかし愛知県内の市町村の第7期保険料基準額は19番目でございます、高い金額ではないと考えております。

次に、御質問の3点目、一般介護予防事業についてでございますが、介護予防及び重度化予防などに取り組む一般介護予防事業の施策として2点取り組んでおります。

そのまず1点目は、高齢者が生涯を通して生き生きと心豊かに暮らし続けられるように、スポーツ教室、老人クラブ活動及びボランティア活動など、高齢者の社会参加の推進に取り組んでおります。

2点目は、介護予防活動を促進するために、元気モリモリいきいき体操の普及やリハビリ専門職等の関与による高齢者の自立に向けたケアプランの作成など、地域における介護予防の機能強化に取り組んでおります。

このように、一般介護予防事業について取組を強化し重度化予防に努め、介護給付費の抑制につなげてまいりたいと考えております。

次に、企業誘致についての御質問の1点目です。

企業誘致の進捗状況についてでございますが、御質問のとおり令和2年1月に町内外の企業約1,000社を対象として、美浜町への進出の可能性に関するアンケート調査を実施したところ、経営の規模、事業内容等、条件によっては将来的に本町が候補地となると回答した企業が8社ございました。この8社に対しまして、アンケート調査後さらにヒアリング調査を行いました、現在のところ企業進出までには至りませんでした。

しかし、今後の企業誘致の推進に向けて、本町の目指すまちづくりの指針となる第5次美浜町総合計画後期計画において、地域の活力の維持向上と雇用の場の確保のために地域活力ゾーンを新たに2か所追加し、対外的に企業を誘致していく姿勢を示しました。

今後も引き続き、学校の跡地利用も含め、県の産業立地通商課へ企業誘致の情報発信と企業庁への相談など積極的に行い、愛知県とも協力して情報収集を行ってまいります。

次に、御質問の2点目、企業誘致の優遇制度についてでございますが、これまでの取組といたしまして、本町として平成19年に旧都築紡績跡地に10年の期限立法として企業立地促進条例を制定し、また愛知県の工場適地として認定を受け、産業立地促進税制が適用できるように整備した経過がございます。県によると、企業側は知多半島の南部に位置する本町に対して観光というイメージが強く、企業立地へのイメージがないとのことでしたが、今後は企業誘致のイメージ強化に向け企業を訪問するなど、積極的に企業立地のPRに努めていく必要があると考えております。

優遇制度につきましても、誘致を進める上でとても重要なことのひとつと考えておりますが、事前に制度を制定するのではなく、進出を希望する企業が求めている優遇措置等について、十分に聞き取りを行い策定をしていきたいと考えております。

今後も引き続き、県内先進地を参考に調査研究を継続してまいります。

次に、御質問の3点目、地域活力ゾーンについてでございますが、令和3年度から都市計画マスタープランの土地利用計画は、第5次総合計画の後期計画と併せて作成したものでございます。新たに設けた地域活力ゾーンは、企業の誘致や地元企業の集積などにより、地域の活力の維持向上と雇用の場の確保につながる基盤整備を想定したものでございます。

本町での企業誘致につきましては、平成30年から愛知県企業庁、先進自治体での調査を行い関係課にて検討をしております。

今回の土地利用計画では、土地の形状や交通アクセスなどを考慮し、企業団地造成の実行可能性の高い地区を地域活力ゾーンとして位置づけたものでございます。当然現在の土地利用や法規制もございますので、即実行可能というものではございませんし、地権者の意見もあるいは意向も考慮しておりません。現時点で具体的な計画はございませんが、今後本町で新たに企業の受入先を整備する際には、利便性や費用面で有利な面があり検討すべき地区であると考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上で壇上よりの答弁を終わります。

〔降壇〕

○議長（大岩 靖君）

再質問ありますか。

○7番（大寄暁美君）

それでは、介護保険料について順番に再質問させていただきます。

来年度からの3年間第8期なのですがすけれども、第1号保険者の保険料の金額が据置きという答弁でしたが、介護保険給付費準備基金からの取崩しを見込んで算出したものですか。また、もし基金を取り崩すということで、その基金を取り崩さなければ保険料は幾らぐらいを算出していましたか。

○議長（大岩 靖君）

答弁を求めます。

○福祉課長（三枝美代子君）

ただいまの御質問の第8期の介護保険事業計画では、金額の据置きのため6,000万円の基金の取崩しを見込んでおります。

また、基金を取り崩さない場合の保険料の算出ですが、5,334円でございます。

○7番（大寄暁美君）

現在の第7期でも最初算定したときに基金からの取崩しというのは計画されていたのですか。そして今あと1か月ということになりましたけれども、分かる範囲で構いませんが、その基金の取崩しは幾らぐらいを予定しておりますか。

○福祉課長（三枝美代子君）

第7期の計画におきましても3年間の介護サービスに必要な介護給付費を見込み、2,400万円の基金の取崩しを計画しておりました。しかし、サービス給付が計画よりも抑えられたため、取り崩す予定はございません。

○7番（大寄暁美君）

何かすごく一般介護というのが頑張っているのかなと思って感心しました。ありがとうございます。

では、これからの3年間も皆さん高齢者の方がお元気で介護サービスを余り利用しなければ、基金の取崩しというものが少なくなっていくと考えればいいわけですね。

そこで、町が進めている一般介護予防について質問したいと思います。

答弁の中にもありましたし、前回私が高齢者サロンについての質問をしたときにお聞きした元気モリモリいきいき体操というDVDについてですが、そのとき2,800名の方に配付しているとお聞きしましたが、現在はどうのような配付が進み、このコロナ禍ですので多分御自宅でやられている方が多いかなと思うのですが、そのDVDの利用についてどうでしょうか、教えてください。

○福祉課長（三枝美代子君）

令和3年2月末現在のDVDですが271枚、CDが41枚、合計312枚を配付しております。

利用状況につきましては、現在配付をした方全員にアンケート調査を実施する準備を進めております。アンケートでは、体操が続けられているか、続けていない場合の理由は何か、体操を続けてみて体等に何か変化があったのか、お独りで使われているのか家族で使われているのか、またその年代などをアンケート調査し、利用状況や効果の検証などの把握に努めてまいります。

○7番（大寄暁美君）

そのDVDを配付される対象というのは、65歳以上に限るとか高齢者がいるということに限るとかという対象を限って出していますか。

○福祉課長（三枝美代子君）

DVD、CDですが、どちらか1枚を世帯に配付しており年齢などは制限しておりません。

○7番（大寄暁美君）

ということは、私ももらえるということで頂きに参ります。

ではこの元気モリモリいきいき体操について、今コロナ禍ということで配付ということかと思うのですけれども、普及させるための講習とか開いていますか。また、この体操を指導できる人が何人ぐらいいらっしゃいますか。

○福祉課長（三枝美代子君）

体操の普及のため、いきいきサポーター養成講座を開催しております。平成30年度は17名、令和元年度は8名の方が受講されております。今年度みはマスポーツクラブへ体操教室の委託をし、コロナ禍ではございましたが10名の方に参加いただきました。

今後はいきいきサポーター養成講座を受講された方々に、各地域のサロン等でサロンの参加の皆さんと楽しく体操に取り組んでいただければと思っております。

なお、令和3年度におきましてもみはマスポーツクラブへの委託事業として、2回の開催を予定しておりますが、1回目の開催の参加者について3月3日現在で14名の定員に達したとの報告をいただいております。

○7番（大寄暁美君）

とても素晴らしい体操だということをお聞きしているので、ぜひ普及に心がけていただいて、サロンでそれが每行われるような仕組みをつくっていただけるとありがたいと思います。

そのDVDも私は人からお借りして見せていただいたのですが、ちょっと1時間ほどありまして、なかなか独りで自宅であれをつけて、自分で独りでやろうというのは大変かなという感想を持ちました。武豊町のホームページには、トップページからたけとよスマイル体操という4分間の体操の動画が見られるようになっておりまして、元気モリモリいきいき体操も短いバージョンを使うということは考えておりませんか。

○福祉課長（三枝美代子君）

こちらの体操につきましては、10種類の体操を1時間ほどで行うものでございますが、サロンなどの場において皆さんで楽しく介護予防に取り組んでいただくために作成をしたものでございます。体操を使った高齢者の通いの場づくりとして、リハビリ専門職や保健師が作成に携わり筋力向上の効果が期待されるものでございます。

しかし、コロナ禍においてサロン等の開催が中止となり通いの場での使用が見込めなくなったため、またさらには、外出控えなどで高齢者の方の筋力低下などが懸念されてきたので、世帯への配付に切り替えたものでございます。

ケーブルテレビにて紹介はしたのですが、そのときのバージョンは、5種類の体操に絞って作成をし、ただし時間は31分ほどありました。

今後は先ほど申し上げましたアンケート調査結果を踏まえ、令和3年度の介護予防部会において、年代別や短いバージョンなど課題を含めた検討をしてみたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○7番（大寄暁美君）

元気モリモリいきいき体操が皆さんに使っていただけるように、気軽に使っていただけるような形にしていただけだと思います。

では、その他の高齢者福祉計画に載っている一般介護予防事業について伺います。

幾つかあると思いますので、具体的な内容とそれから利用状況など、分かる範囲で教えてください。

○健康・子育て課長（宮崎典人君）

ただいま御質問の健康体操についてお答えいたします。

まずは、健康・子育て課で開催をしておりますシルバーヘルス事業というものがございます。それについて簡単に御説明をいたします。

シルバーヘルス事業というのは、65歳以上のグループであったり団体の皆さんの健康づくりを応援するという事業でございます。その皆さんの御要望に応じて、例えば健康の体操であったり健康に関するお話等、講師の方を招いて開催しているという事業でございます。その受講する講師の方は4名の方が今活動してみえて、老人クラブであるとかその他の自主グループに出向いて開催をしております。

本年度2月末現在においては回数は49回、参加者は564名の方が参加をしてみえるという実績がございます。

○7番（大寄暁美君）

一般介護予防事業というのはシルバーヘルス事業だけでしょうか。

○健康・子育て課長（宮崎典人君）

失礼いたしました。もう一つ、はつらつ教室というものもございます。これはみはまスポーツクラブと日本福祉大学のスポーツ科学部がやっている事業でございます。本年度についてはコロナ禍において、会場が日本福祉大学のサルトで開催をしておるということでありましたので、今回は本年度については開催はございません。

しかしながら一昨年前の2019年については、8回の開催、それから147名の方が受講してみえます。内容につきましては、まずは受付を終えた後健康チェック、血圧の測定等をいたします。それからウォーミングアップ、筋トレ、エアロビクス等体操をして、最後はレクリエーション、クールダウンという体操でございます。中にはこの教室の中では日本福祉大学の学生の方もスポーツ科学部の方も参加をして、おおむね65歳以上の方、中高年のためのスポーツ教室ということになりますので、その方の参加を見込んで開催しております。

○7番（大寄暁美君）

今すぐく参加者の人数が多いのに驚きまして、多くの方が運動を習慣づけているのだなと感心しました。前の話で、健康リーダーなど介護予防を進めていく人材を育てているのだなということもよく分かりました。

介護保険料というのは、住民の方々が健康維持に気をつけて介護予防、重度化を予防することで低く抑えられるという保険料です。なかなかそれが住民の方にも伝わってなくて、国が決めているのじゃないのという感じで思われている方も多いと思いますので、ぜひケーブルテレビを見るなり議会だよりを読んでいただくなりで、住民の方々に自分の健康であることが保険料を下げるということにつながるということを分かっていたいただきたいと思います。そして、それは町の財政を助けることにもなり、生涯活躍のまちにつながると思います。

今後とも介護予防事業に力を入れていただきたいと思います。

では、引き続き企業誘致についてお聞きます。

企業へのヒアリングではどのような意見がありましたか、8社に対してヒアリングした中で。その8社の業種

はどのようなものでしたか。

○企画課長（戸田典博君）

ヒアリングの結果の意見と8社の業種につきましては、まずヒアリングの意見ですが、やはり排水設備、あと道路のインフラ整備がされている、また整備された工業用地がある、また津波の被害が少ないインター付近の場所を希望するなどの意見がございました。

行政への期待をすることとしましては、固定資産税の減免などの優遇制度があることや、行政から建設予定地の場所の紹介があるといいという御意見もいただいております。また中には、この美浜町の風土を大変ほれ込んでいただきまして、この美浜町で起業したいと言っただけの企業もございました。

8社の業種につきましては、食品関係、金属製品関係、機械器具関係の会社がそれぞれ2つずつ、鉄鋼業、農業が1社ずつの合計8社になります。

○7番（大寄暁美君）

美浜町にほれ込んで美浜町でおっしゃっていただいているというのを聞くと大変うれしい思いがします。これらの候補に挙げていただけるかなと思うような会社には、今回の地域活力ゾーン、町が新たに企業の受入先にと検討している場所があるということはお伝えしていらっしゃいますか。

○企画課長（戸田典博君）

現在のところまだそちらの8社の会社には、今回のゾーンの決定についてはお知らせは実はいたしておりません。その理由といたしまして、現段階では美浜町の総合計画や都市計画マスタープランの土地利用計画、先ほどもありましたが、とりあえずは土地の現状、あとは先ほどの交通アクセス等を考慮して、工業が来れる実行可能な土地を選定しておるわけで、そちらを地域活力ゾーンと位置づけたものであります。

ただこの土地につきましては、まだほかの法規制等ございまして、すぐに工場の誘致を即実行可能な土地ではございませんので、そのような理由でまだ8社には伝えておりませんが、今後整備が整い次第また積極的に情報提供いたしまして情報を伝えていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○7番（大寄暁美君）

そうですね。せっかく今回2か所地域活力ゾーンというのを入れたということですので、それを積極的に生かして企業誘致を進めていただきたいと思います。

では次の質問ですが、平成19年に制定したという美浜町企業立地促進条例の内容はどういったものでしたか。

○企画課長（戸田典博君）

平成19年に制定しました美浜町企業立地促進条例につきましては、場所を美浜町古布及び浦戸地内の旧都築紡績跡地と対象を決めまして、平成19年4月1日から10年間の時限立法といたしまして制定をさせていただきました。

こちらの奨励措置の主な内容といたしましては、面積が9,000平米以上、また工場等による新設または増設、会社に税金の滞納がない等の要件がございます。また、奨励金の内容といたしましては、固定資産税に相当する額を課税年度初年度の翌年度から3年間の段階的、1年目は100分の100、2年目は100分の75、3年目は100分の50、2分の1ということで、段階的に交付する内容となっております。

○7番（大寄暁美君）

なぜ延長せずに失効したのでしょうか。

○企画課長（戸田典博君）

先ほどの条例につきましては、条例第1条で指定地域ということで都築紡績跡地ということを指定させていた

できました。そちらの地域につきましては、平成21年度にはホームセンター等大型スーパー等が立地をしていた
だきまして、また平成27年には残りの土地が今現在あります太陽光発電施設になっております。

今回そちらの指定をする対象の地域ではなくなってしまったことから、延長には至らずしておりませんので
よろしく願いいたします。

○7番（大寄暁美君）

工場を造るという適地とかがなければ指定地域がない場合、今なら総合計画で定めた活力ゾーンがあるわけ
ですけれども、そのような指定地域がない場合は企業誘致についての条例とかはできないのでしょうか。

○企画課長（戸田典博君）

条例の制定につきまして、必ずこの場所を制定してからでなければ条例を制定できないという制度にはなっ
ておりませんので、中には場所を指定しないで条例を指定している市町もございます。

○7番（大寄暁美君）

しつこいようですけれども、ならば観光のイメージだけではなく企業誘致を積極的に進めているという姿勢を
アピールするためにも、条例制定を考えてみてはいかがでしょうか。

○企画課長（戸田典博君）

議員おっしゃるとおり、まず営業の者として企業誘致、町として出せるものというものも進めていくべきだ
と思うのですけれども、条例を制定いたしまして企業誘致を進める上で、優遇措置につきましては定めることも1
つと考えておりますが、先ほど町長からの答弁にもございましたが、事前に条例を定めるのではなく今回美浜町
に関心を持って来ていただけるその業種が何を求めているのか、どういうものをまず町としてやっていただきた
いのかということを事前に十分聞き取り調査を行った後、必要であれば条例制定等もさせていただきながら取り
組んでいきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○7番（大寄暁美君）

条例がない場合、例えば私がホームページで企業優遇制度とか、愛知県企業優遇制度とやるとほかの市町が出
るけれども、美浜町にはリンクがないという状況なのです。外から見た場合、企業誘致をしているという積極
的な姿勢がはっきり見えないと思うのですけれども、どのような方法で企業誘致の活動を進めていこうと考えてい
らっしゃいますか。

○企画課長（戸田典博君）

確かに企業誘致があるページをのぞきますと、今美浜町では制度がございませんのでないのですけれども、そ
こだけではなく愛知県や企業庁、またそういう愛知県からの幅広い美浜町も今回総合計画での位置づけも行った
ということで、そういう情報を愛知県、企業庁等に積極的にアピールしていただきまして、また町長自らトップ
セールスなどを積極的に行いながら、美浜町での企業誘致を進めていきたいと考えておりますのでよろしく願
いいたします。

○7番（大寄暁美君）

分かりました。町長頑張ってトップセールスをよろしくお願いします。

○町長（齋藤宏一君）

頑張つてと言われましたので。今回の大寄議員、介護の問題と企業誘致、非常にいい御質問いただきました。
2つまとめてお答えさせていただきたいと思っていたものですから、ちょっと触れたいと思います。よろしいで
すか。

介護、これは大問題です。これは私の尊敬する榊原定征さんが名古屋での講演会にもこれを取り上げられまし

た。今の日本は介護費、厚生費、これが非常に借金が一番大きな原因だと。これを何とかしないと日本の企業は大変だということを言われたとおりです。本町も50%に近くなってきたでしょう、高齢者が。四十数%ですけども。この方々が要は高齢者になっても元気で楽しんでこのまちで暮らせるような仕組み、これをつくらざるを得ない。またつくらなきゃいけない。

私が言っているのは、農福連携、ここは産業としては非常に今荒れています。放任農地が非常に多い。この農地で楽しんでやれるような形。自然を相手にして働いている人たちははっきりとデータで出ています。農業を頑張っておられる方々は非常に元気で働いています。ということを私は自分も農業ですけども、今の健康があるのは自分自身の私はこれまでの努力だと思っています。でなきゃ82歳でこれだけできません。

職員にもここになってから私の健康法をぜひ広めたい。なぜここまでになったか。私が現職のときにシルバーヘルス事業を伊藤さんと斉藤さんの本当に長く付き合ってやってくれた。これが非常に大きかったです。その後継者が今独りお見えになりますけれども、今頑張ってくれているよね。

こういうやっぱり努力できるような環境と指導者、これは本町が取り入れた楊明時健康太極拳です。平成3年に私が町長になって5年目からこれを始めた。今私があるのはそのおかげなのです。誰でもできる健康法を広められたなと思っています。これは1つです。

もう一つ、企業の問題。これもいろいろありました。南部工業団地を造ろうと私の当初からの計画でした。それがなかなかできなかった。なぜですか。原因は何だと思いますか。まず道路、交通です。今でもそうなのです。

もう一つ、水、工業用水。武豊町までは来ている。美浜町まで来ていない。加藤化学は相当これで難儀したよね。だからそういう面、例えばそれに左右されないような企業はあるはずです。ただ道路はこれは優先的に東部線、西部線、今や今回もいろいろ御質問が出ました。早く引いてくれと。だからこれももう私の前のときからのテーマで、とにかく南知多町まで細くてもいいから東部線、西部線を通してくれと、これは全員県会議員、町長皆賛成してくれる。何で名古屋からばかりだ。名古屋に根っこから近い人ばかり何ぼでもできるじゃないか。

今度の空港の第二でもそうでしょう。産業道路そうです。そのときに行ったときに皆が美浜町長の言うとおりでなと言われました。それが何と産業道路が今度1本また新しいのができる。莫大なお金です。こちらから比べたら地価だって全く問題にならない。でもやはり交通量が違うから、半田市まで来るのとあれから先へ来る中央道路の流れが全く違う。それはあるけれども、知多郡南知多町、美浜町が消滅市町村になる。どこから見たって名古屋にこれだけ。

ということをこれから。ですから今2つほどもう企業が、河和南部小学校もこれはほぼ来ていただけたらこんなうれしいことはない。こんなありがたいことはないと思ってお話を進めておりますので、これが実現するだけで関連企業はたくさん来れます、ここへ。ぜひ議員の皆様もまだ公表はしておりませんが、杉本部長、言いたくても黙っていますので、そういうことを何とか実現できたらと思っておりますので、よろしく願います。

○7番（大寄暁美君）

最後の質問をさせていただきます。

企業がこの美浜町に来てくれるって本当にありがたいと思うのですが、ここを候補に選んでくれたときに、許認可事務手続など迅速な対応ができるように、美浜町を最終的に選んでくれるのが容易になると思うのです。それが迅速にこちらが対応できるということが。ですので、企業誘致の窓口を一元化し、ワンストップサービスの体制をつくったらいかがでしょうか。

○企画課長（戸田典博君）

今行政の事務よくワンストップ化ということが言われております。確かに住民の来られる方、いろいろな窓口を回るよりも1つの一元化として住民サービスをして、いろいろな事務ができるということはまさに行政が目指す姿かと思います。

また企業誘致の相談等につきましても、まず一番最初に企業様が相談に訪れるのは企画課で対応しております。いろいろな企業の業種等もございますし、その内容によって規模、場所等によって立地の相談とか今後の相談、要件とかの取組が変わってくるのですけれども、ただそこで企画課も、この要件は何々課なのであちらに行ってくださいということではなくて、やはり企画課で各課を集めまして、今回このような要件があるけれども、各課としては対応をどういうことを申請していただきたいかというような、担当部署を集めて会議を開催するなどということも現在も行っておりますので、引き続きそのような形で、訪れになる企業にストレスのないような形で相談に乗っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○7番（大寄 暁美君）

本当に厳しい財政の美浜町にとっては、ぜひとも企業誘致していただきたいと思っておりますので、議員も皆で頑張っていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（大岩 靖君）

以上をもって、大寄 暁美議員の質問を終わります。大寄 暁美議員は自席に戻ってください。

〔7番 大寄 暁美君 降席〕

○議長（大岩 靖君）

ここで換気のための休憩を取りたいと思います。再開を11時ちょうどいたします。

〔午前10時45分 休憩〕

〔午前11時00分 再開〕

○議長（大岩 靖君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

5番 杉浦剛議員の質問を許可します。杉浦剛議員、質問をしてください。

〔5番 杉浦剛君 登席〕

○5番（杉浦 剛君）

皆さん、こんにちは。それでは、午前最後の一人となりますが、あらかじめ議長に通告しました通告書に基づき一般質問をさせていただきます。職員の皆様には、ぜひとも町民の皆様に分かりやすい答弁をよろしくお願いいたします。

美浜町の教育と施設の再編について。

本年4月よりいよいよ南部保育所が河和保育所と統合され、令和4年4月より、河和南部小学校も河和小学校と統合されます。美浜町が河和町と野間町と合併する以前より、各地地元にあった小学校がこれから統合される歴史的な一歩であり、令和7年度には美浜町全域の小中学校の一貫校の開校に向けての歩み出しが始まってまいります。人口減少への待ったなしの対応とはいえ、直面する様々な課題に期待と不安があります。

以下4点伺いたいと思います。

（1）改めて小中一貫校に至るこれまでの経過を説明してください。

（2）南部保育所と河和南部小学校の保護者、父兄には既に十分な説明をされていると思いますが、その過程で浮かび上がった問題点は何でしょうか。

(3) 保育所、小学校跡地の利用計画は。

(4) 令和7年の小中一貫校の開校に向けて現在の段階での計画を具体的に示してください。

同僚議員も何度も質問している質問もあろうかと思いますが、美浜町にとって大変重大大切な課題だと思い再度改めて質問させていただきました。

○議長（大岩 靖君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 齋藤宏一君 登壇〕

○町長（齋藤宏一君）

杉浦剛議員の御質問にお答えをいたします。

私からは、美浜町の教育と施設の再編についての御質問の3点目についてお答えし、御質問の1点目、2点目及び4点目につきましては教育部長から答弁を申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

初めに、御質問の3点目、保育所、小学校跡地の利用計画はについてでございますが、南部保育所につきましては、令和3年第1回美浜町議会臨時会においてお認めいただきましたとおり、令和3年4月から河和南部文化交流館として利用させていただきます。この施設は河和南部学区の事務所として河和南部学区住民の活動の場として御利用いただくほか、老朽化した旧布土小学校校舎に保存している郷土資料の保管及び展示等の場として活用させていただければと思っております。

また、河和南部小学校跡地につきましては、荒井議員、廣澤議員への答弁でもお答えしたとおり、体育館及びグラウンドについては各地区における避難所、防災活動拠点、あるいはスポーツ活動の場として活用していくことを基本に考えております。校舎につきましては、企業・民間団体への売却、貸出し等、できるだけ町の歳出を抑えつつ新しく建設する小中一貫校の建設財源を捻出できるよう、有効な活用方法を検討してまいりたいと考えております。

河和南部小学校が統合される令和4年4月に向け、早急に検討を進め議会、地域の皆様に御報告をさせていただきます。よろしくお願いします。

〔降 壇〕

○教育部長（夏目 勉君）

次に、御質問の1点目、小中一貫校に至るこれまでの経過の説明をについてでございますが、児童生徒数が減少傾向にある中、平成25年度あたりまでは本町の歴史や人口分布を鑑みたとき、東西に小中一貫校を一つずつ設置することが合理的であり望ましい姿であると考えておりました。しかしながら、昨今の激しい少子化と働く世代の減少の中で、東西2校分の建設改修に係る経費や、西側の野間中学校の学年単学級化が現実のものとなることを考えたとき、学校再編は町内1小学校1中学校がふさわしいという結論に向かうようになりました。

そうした中、平成30年3月に美浜町小中学校再編のための基本構想、平成31年3月に美浜町学校施設等個別計画、令和2年3月に美浜町小中学校再編実施計画を策定し、学校再編の時期や方法等をお示ししております。

次に、御質問の2点目、南部保育所と河和南部小学校の保護者、父兄には既に十分な説明をされていると思うが、その過程で浮かび上がった問題点は何かについてでございますが、これまでの保護者説明会やPTA役員会、また保護者アンケート等での御意見・御要望で最も多く寄せられているのは、児童の通学についてでございます。安心安全な通学方法につきましては、スクールバス2台の運行を考えており、PTA会長をはじめ保護者の方々や学校の先生方で構成するスクールバス運行検討会議を設置し、乗降場所や運行ルートについて検討しており、児童の安心安全な通学の確保のためしっかりと協議を重ねてまいりたいと考えております。

次に、御質問の４点目、令和７年の小中一貫校の開校に向けて、現在の段階での計画を具体的に示せについてでございますが、まず、美浜町小中学校再編実施計画において、目標年次を令和７年４月としておりましたが、これは新学校の建設場所また財政的な問題など考慮せず、最短での目標設定であり、現段階では令和１０年をめどに小中一貫校の開校を目指して計画を進めていきたいと考えております。

今後の計画でございますが、児童生徒数減少に伴う小中学校の単なる統廃合ではなく、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことができるように、９年間を通じて教育課程を編成し、系統的な教育を目指す新設の小中一貫校を町の中央部に設置することを将来構想として考えております。具体的には、外国語教育や国際交流の充実、スポーツ活動の充実、さらには町内に立地する日本福祉大学との連携の拡大など、本町の恵まれた地域資源など特色を十分に生かした新たな学校教育の創造を目指したいと考えております。

子供たちにとって望ましい教育環境や学校の適正規模・適正配置を考えていく上では、町民の皆様の御意見を踏まえ、社会情勢や教育現場の実情、町の財政事情等を検証しながら、総合的に判断する必要があると考えております。

今後につきましては、住民参加型の学校再編検討委員会を設置するなど、保護者や地域の皆様に丁寧に説明をし、町民の皆様から御理解を得られるよう努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大岩 靖君）

再質問ありますか。

○５番（杉浦 剛君）

それでは、順番が少し異なりますが、町長から御答弁していただきました跡地の問題から再質問させていただきたいと思います。

先日頂いた美浜町の都市計画マスタープラン２０２１から２０３０の１０年にわたる計画書に、６学区の小中学校の跡地の利用計画が載っておりませんでした。具体的にまだ何も決まっておりませんので、何々するというような記述はされなくとも、本日答弁されたような避難所や防災拠点、スポーツ活動の跡地利用をするのだとか、また市街地のグラウンドでは有効活用されるという場合に、売却してそこに宅地にするとかいろいろな有効活用への具体的な方向性を示す必要があろうかと思いますが、これについてはどうお考えでしょうか。

○総務部長（杉本康寿君）

マスタープランで跡地について入れるべきかという御質問でございますけれども、学校等でも公共施設の跡地利用については、具体的な利用方法というのはまだ決まっておられません。しかし、例えば公共施設を跡地に企業を誘致するのであれば、先ほどの地域活力ゾーンとしてマスタープランに位置づける運びとなってきます。

その中で先ほどの河和南部小学校跡地の問題がございます。これについては先ほど町長の答弁のとおり、今現在は交渉中で、しかるべきができた段階において議員の皆様方にお知らせをしたいと思いますけれども、少なくとも市街化区域につきましては、用途区域により建物の種類が決まってきます。それによって、売却の仕方も変わってくる格好となってくるかと思えます。

また調整区域につきましては、開発基準等の個別はございます。これをクリアして、それによって整備したものがその跡地に入ってくるという格好になってきますので、まずは具体的に何がどういう企業とかどういう処分の仕方が決まった後に、市街化区域の場合用途区域の中に造れるものは造りますとか、いろいろな方法があります。調整区域については個別法の問題がございますので、まずは具体的にしないと跡地の利用はまだ決定できないという格好になりますので、よろしくお願いいたします。

○５番（杉浦 剛君）

総務部長の答弁を聞いておりますと、本当に慎重なお答えでまさにそのとおりではありますけれども、例えば私がいる布土小学校跡地は、新設の学校に移ってからもう二十数年になるのですが、なかなか跡地利用計画はされてないという。何でしょう、十分に今グラウンドゴルフで活用されておりますから、私何らそういったことに対しての不満で言っているわけではありませんが、方向性としては今総務部長が言われたような、きちんとした各地目などを精査して載せていただいたほうが、今後の方向性としてはいいのじゃないかと思って再質問させていただきました。

また、こうやって統廃合が進んでいく全国の事例をいろいろと聞くにつけ、なかなかうまく校舎等有効利用されていないということもお聞きしております。またそういった勉強会も今後開いていきたいというお話も聞いておりますけれども、先ほどの同僚議員の質問でもありましたこういった企業誘致の有効活用について、ぜひここでは詳細は述べられないということは再三言っておられますので詳しくは聞きませんが、美浜モデルをつくっていただきまして、今後7年間あります。そういった中で順次やっていっていただきたいと思っております。

そういったものが入らない場合にしても、この跡地の校舎を維持管理するというのは相当なお金がかかるということも聞いておりますので、そういったことを最小限に抑える意味でもこういったことはしっかりとmondeいでいただきたいと思いますと思っております。

それでは、先にそう言われましたので、河和南部小学校の校舎の件については以上で質問にはしませんが、これから今日、令和7年の一貫校開校ではなくて10年にしていきたいということをおっしゃられました。これは財政面いろいろと考慮されてのことだと思います。

本町の財源が本当に苦しい中、こういった令和10年開校に向けていよいよ歩み出していくわけですが、本予算議会でも最後に承認されると思いますが、教育基金を5,000万円ずつこれから積み立てていくのだということなのですが、丸田議員が質問されました瀬戸市の小中一貫校の例を見ますと、やはり70億円から80億円かかってまいります。財政担当としての総務部の方にお聞きしたいのですが、この見通しを少しお伺いしたいと思います、お願いいたします。

○総務課長（大松知彰君）

杉浦議員もおっしゃっていたとおり、小中一貫校に向けた財源についてですが、令和2年度当初予算から教育施設整備基金に5,000万円ずつ積立ての予算を計上しております。もちろんこの積立てのみで学校建設の全てが賄えるわけではございません。しかしながら、美浜町は現在財政的に非常に厳しい状態となっており、財政調整基金も含めた令和元年度末の美浜町の基金残高は、県内市町村のうち最低水準となっております。しかも年々基金残高が減少している状態でございます。ここ数年は職員人件費や事業の見直し、特別会計の基金を一般会計に振り替えるなど可能な限りの手を尽くしておりますが、いまだ財政難からは抜け出せてはおりません。

したがいまして、現状では年間5,000万円の教育施設整備基金の積立て財源を捻出することが精いっぱい状況でございます。

○5番（杉浦 剛君）

改めて厳しい状況を聞かせていただきました。美浜町は先ほどの同僚議員の質問に多々ありましたけれども、これから高齢人口も増えてまいります。そういった中で、民生費、福祉費がどんどん膨らんでくるというお話もお聞きしました。また、夢のある運動公園、総合公園事業の話も聞く中で、同時進行としてこれからたくさんの課題を抱えていく中で、この小中学校一貫校の開校に向けて歩み出すわけです。

ぜひとも我々議会、また執行部、そして町民の方々の御意見も知恵を本当に集めまして、何とか次の時代に誇れる学校を造っていききたいものだと思っております。

そんな中で、改めて1番目の質問の再質問に移らさせていただきますが、その令和10年の開校に向けてこれまで美浜町小中学校再編のための基本構想、そして学校施設等個別計画、それから小中学校再編実施計画を示し、既に広報やら各地での布土では1回やらせていただきましたけれども、説明会も開いてきております。

しかしながら、住民の方々には本当に地元の小学校がなくなるのかと、まだまだ半信半疑と申しましょうか、他人事と申しましょうか、なかなか本当にそうなるのかなというような意見も聞いております。昨日の一般質問を聞いていても、本当に予想以上の加速される生徒数の減少に本当に驚きを禁じ得ませんが、これからの再建していこうとするその基本的なコンセプトをお伺いしたいと思います。

これは3つあるそうですが、活力ある学校づくり、適正規模と適正運営、地域と共にある学校づくりという3つの基本コンセプトを改めてお伺いしたいと思います。

○学校教育課長（近藤淳広君）

3年前でございます。平成30年3月に美浜町小中学校再編のための基本構想を先ほど答弁のとおり策定しております。2年前には個別計画で8校をこのまま維持していくと、どれぐらい費用がかかるかということを示させていただいております。昨年美浜町小中学校再編の実施計画においては、それをいつやるのだということと具体的な方法を示させていただいております。

それでは、質問のありました基本コンセプトでございます。こちらにつきましては、3年前の平成30年3月に策定しております美浜町小中学校再編のための基本構想で、学校再編の必要性、それから学校再編の実現に向けて今後15年間の学校再編に関する基本的な考え方を示させていただいておりますので、この中の基本コンセプト、先ほど杉浦議員がおっしゃっていただきました3点でございますので、改めて述べさせていただきます。

まず1点目でございます。一定規模の集団の中で多様な考えに触れて切磋琢磨することを通じて、一人一人の資質、それから能力を伸ばしていくという活力ある学校づくりでございます。

これまでも申し上げておりますとおり、美浜町教育委員会としましては、決して小規模校ですとか少人数学級を否定するものではありません。ただ少人数にも限界があると考えております。一定規模の集団の中で活力ある学校づくりを目指すというものが、この第1点目でございます。

2点目でございます。クラス替えが可能な規模を確保する適正規模と適正配置でございます。

現在、河和小学校と両中学校を除いて全て単学級となっております。固定化した人間関係が続くということは、決して望ましい状況であるということは私たちは考えておりません。1学年2から3学級の規模を確保するもの、これが2点目でございます。

続いて3点目でございます。スポーツ、それから文化活動の社会教育利用や地域の防災拠点として学校を現在でも防災拠点になっております。役割を十分に図るという地域と共にある学校づくりでございます。

学校再編により地域の範囲が広がることで、子供たちがそれぞれの地域に根づいた多様な文化に触れて、地域と学校とより一層の連携とか協働を目指すというものでございます。

以上、3点がこの基本コンセプトでございますので、よろしくお願いいたします。

○5番（杉浦 剛君）

今後各学区の住民の方々に本当に納得していただけるように、十分な説明を尽くしていただきたいと思います。

それでは、次の再質問に移ります。

新設の小中一貫校は町の中央部にとの答弁でした。間違いありませんよね。どの地区の住民もが納得できる候補地を目指して、今後つくられる学校再編検討委員会で合意できるようにしていただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

お金の問題も大事ですけれども、場所の問題は非常に大きな問題であると私たちも考えております。

現在先ほど答弁でも町の中央部ということを申し上げております。これは既に町民の皆様に、広報みはま6月号でも町の中央部という言葉で示させていただいているにとどまっております。これはまだ正確には決まっております。というのが事実でございます。

現在策定しております新学校整備基本構想というのがございまして、この中で新たな学校整備に向けた施設規模、これは児童生徒数が決まらなと部屋の数が決まりませんので、今令和10年という新たな目標を掲げておりますので、そのときの児童生徒数に合わせた施設規模の検討、それに基づいた整備候補地の選定などを行っております。

現段階では町の中央部ということしか申し上げておりませんが、町の土地利用計画ですとか法規制、また杉浦議員が言っていただきました住民参加型の学校再編検討委員会、これを設置させていただきますので、この中で地域の皆様の御意見をしっかりと取り入れながら、候補地の選定、それから小中一貫校の整備に向けての準備を進めてまいりたいと考えております。

○5番（杉浦 剛君）

本当に十分取り組んでいただきまして、不満のないようによろしく願いいたします。

それでは、私の最後の質問になります。

これから美浜町でつくる小中一貫校は、9年間を通じ新たな学校教育の創造を目指すということの答弁がありました。これらの答弁の中で、外国語教育、国際交流の充実、スポーツ活動の充実、日本福祉大学との連携拡大という3点を挙げられておりますが、町民の皆様がもう少しイメージを膨らませるように、具体例を出して説明していただきたいと思います。

また、昨日町長から少し触れられましたが、内容の充実、特色ある学校というのもさることながら、外装面でも財政が許すならば、県内産の杉・ヒノキをふんだんに使った木の香り漂う木造校舎は私もいいなと思っております。その辺のこともどうなのでしょう、触れていただきたいと思います。

そして、今までの各学区境というものがなくなってまいります。これまでも各学校と地域との絆が本当に強く、住民の方々は本当におらが小学校という形で一生懸命協力していただいております。それらのよいところをぜひ残すべく、何かよい知恵はありませんでしょうか。これはぜひ教育長にお答え願いたいと思ってお願いいたします。

○教育長（山本 敬君）

杉浦議員からは、新しい学校の特色、それから外装、それから地域との結びつき云々という広い分野にわたっての御質問であったと思います。

再三出ております新しい学校の特色は、外国語・英語教育とスポーツであります。今年度の頭に町内の中学校の英語の教員がこんなことを言っていました。私に、「先生、ここ一、二年で中学校に入ってくる生徒が本当に変わってきました。入学したとき英語の授業をやったときからもうよく話す。よく聞く。本当にすごいと思います。中学校も今までの英語教育じゃなくて変わらないといけませんね」、そんなことを中堅教員が言ってくれました。

今の時期学校訪問ができませんが、例えば小学校で高学年になると指導員の先生と子供たちがシナリオなしで会話するのです。笑いながら会話しているのです。すごいと思いました。私は英語嫌いじゃありませんけれども、何を言っているか分かりませんでした。でも先生と子供たちは笑ってるのです。すごいことだと思いました。授

業が終わってからその指導員の先生に「何しゃべったの」と聞いたら、服の色で前の時間この子はあの色を着ておった、私はこの色を着ておった、そんな話をしていた」と言うのですけれども、すごいことだと思います。

このように、小学校の英語教育の充実と並行して、今少し申し上げた中学校の英語科の時間の改善にも取り組んでいかなければいけないと思っています。実際にもうやっております。中学校の先生が小学校へ行って、ここまでできているのだ。指導員の先生が中学の授業を見て、こんなこともできます、あんなこともできます。そういう小中の交流をもう進めております。

これを踏まえて、学校再編の暁には、これをもっと充実させるために本町独自の9年間を見通したカリキュラムを作りたい、作る必要があると考えております。そのためには、教育課程特例校の申請を国にしますが、それも視野に入れた研究実践を開校までにしっかりと積んでいきたいと思っております。このためには、人も時間も必要になりますけれども、何としてでも実現したい。新しい学校の大きな柱であります。

指導員と教員とそして9年間のカリキュラム、この3つがそろえば本当に本町の英語教育はもっと充実して、他市町、他県にも誇れるそんな教育が実現できると私は思っております。これも小中一貫校だからこそ、そして子供がどんどん減っていく今の美浜町だからこそできるということを確信しております。

次のスポーツであります。先ほちょっと話題になっておりました美浜町学校再編検討委員会、もう既に1回開催しております。その中でスポーツのことが少し話題になりました。ある委員が、「スポーツは中学校だけにこだわらず、小学校高学年から一緒にやればいいが。一緒に練習して、いつの日か、あのお兄ちゃんがオリンピックに出る、あのお姉ちゃんがプロになった、そして皆で応援する、そんなことが夢かもしれないけれどもそうなるといいですね」とその委員はおっしゃっていただきました。私もそう思います。でもこのことは夢では終わらせないと私は思いました。

大学ではありませんけれども、附属高校の野球部、サッカー部は強くなりましたね。もう野球もサッカーも知多管内のみならず全県レベルで強豪校と言われるようになってまいりました。今年度この令和2年度になってからですけれども、その高校の野球部が西海岸にある野球のスポーツ少年団に練習に来てもらっているのです。最近知りました、これ。高校生が小学生に教える。それから附属高校のサッカー部が野間中のサッカー部に練習に来てもらっておる。そんなこともあります。というように、大学連携を機軸にするのですが、高校も含めた既にそういった草の根といいますか、私たちの知らないところでそういう交流連携が始まっているこれが現状であります。

このスポーツを学校再編のもう一つの柱に据えるということは、今申し上げました大学スポーツ科学部との連携を機軸としたみはまスポーツクラブという組織があります。従来からありました体育協会、スポーツ協会といいますが、そういった新しい組織、従来からの組織幾つもあります。そして今建設中の整備中の運動公園、それから既存の総合公園、そして地域にたくさんおると思います。いろいろなスポーツをやってこられた方、人材がたくさんおると思います。そういったものを有機的に有効活用することによって、このスポーツを学校の柱に据えるということは夢ではない。一番近道の実現可能な分野だと思います。

それから次に、校舎をどうするかという話であります。定例教育委員会を毎月開催しております。委員の皆さんは皆さん御存じのように、各学区から1人ずつ6名出てきております。その中で最近よく出てくるのが、どんな校舎にしよう。昨日も町長が答弁でお話しておりました。木造がいいと出てきます。木のぬくもり、鉄筋コンクリートよりも補修が安いのです。今学校でベランダが爆裂しているところがありますけれども、莫大なお金です。お金を出せないの100万円単位の金で応急補修をしている状況であります。木造校舎はそんなとんでもない額の補修は必要ありません。

寿命が長いのです。鉄筋コンクリートは今までだと25年たつと大改修じゃないですか。これを40年、50年もつていくために、昨日の答弁でもありました。200億円近い金がかかるのです。そんな金は要りません。木造は寿命が長いのです。平屋か二階建てにすれば安全性、堅牢性、地震に強いというメリットが幾つもあります。本町の新しい学校にぴったりだと思います。

ただ問題は費用であります。これはまだ現状では未知数です。これも昨日町長が申し上げました。アジア大会の選手宿舎、それを流用する。すごいいい案だと思います。流用するためにまた木材を切って削ってとかお金がかかりますよね。その辺の兼ね合いはどうなるのか分かりませんが、それを含めた国や県からの補助金、それから本町の短期・長期にわたる財政問題、そういったものを総合して何とか木造に行き着けたらなと私個人は思っております。

今言ったような課題もありますけれども、新校舎、コンクリートか木造か考えていく中で、やっぱり非常に重要な選択肢の1つとして考えていいのかなと思っております。

次に、再編後、地域の結びつきをどうするのかという問題であります。実際にうちの祭りはどうなるのだとか、学区の運動会をどうするのだとかいう声も聞きます。そういう心配をされている方がたくさんいらっしゃいます。例えば祭礼、お祭りですが、幸いにも本町の祭りは3月末から4月の頭に固まっていますよね。もし地域の皆さんと御都合がついて学校と調整ができれば、例えば3学期になってから週に何回か学校に来ていただいて、授業中も可能だと思います。授業後はもっと可能です。おはやしの練習を皆ですとか、学区別にとか、学区の運動会はこれも開催日をそろえていただければ、練習や本番当日に児童生徒を出すことは十分できますよね。ただ河和小が10月2日です、布土小が10月9日ですは駄目ですよね。日にちさえそろえていただければ今言ったことはできるのです。

学区のハイキングはどこの学区もやっておりますが、ハイキングも同様です。今開催時期がばらばらですけれども、それもそろえてもらえれば子供も先生も一緒に出れる、そんなことが可能であります。

この学区と地域の結びつきにつきましては、御心配な課題はありますが、今申し上げましたように地区の皆さんと学校の調整によって多くのものが解決できると考えています。

以上のように、学校再編にはハードルが幾つもありますが、役場と学校の努力、そして町民の皆様の御理解と御協力で多くのものが対応できると思っています。ただ先ほど課長が申し上げましたが、いつどこにその学校を造るのだ、これは非常に重要な問題であります。デリケートです。やはり幾度も説明会を開催しなければならない。その開催を通じて1人でも多くの方に賛同いただく、これが必須であると考えております。

また、さきに出てきました学校再編検討委員会は住民代表の方で構成されておりますが、区長とか保護者代表とかいろいろな方がいらっしゃいますが、その中に例えば瀬戸市の小中一貫校開設のときにアドバイザー、そういった会の座長として御活躍されたある大学教授、この方は県内外のそういう統廃合の場に出向いていろいろなケースを経験されておる方です。そういう方にも来ていただく。日本福祉大学からもぜひ来ていただかないといけない。英語教育の絡みでどこかの大学に来てもらわないといけないということで、そういった住民プラス識者の方にも入っていただいて、この再編検討委員会を充実して開催し続けていきたいと思っております。

いずれにしても、令和10年どんなに遅くても野間中が単学級になるまでという学校再編のゴールラインは延ばすことができません。時間はありそうでありません。議員の皆様の御理解と御協力を何とぞよろしくお願いをいたします。

○5番（杉浦 剛君）

本当に具体例を示していただきましてイメージが膨らみ、また希望が見えてまいりました。ぜひ今から課題は

山積しておりますが、一つ一つクリアして力を合わせてこの開校にこぎ着けて、次世代に誇れる美浜町の小中一貫校づくりに邁進していきたいと思っております。どうもありがとうございました。

○議長（大岩 靖君）

以上をもって、杉浦剛議員の質問を終わります。杉浦議員は自席に戻ってください。

〔5番 杉浦剛君 降席〕

○議長（大岩 靖君）

ここで休憩をいたします。再開を午後1時といたします。

〔午前11時44分 休憩〕

〔午後1時00分 再開〕

○議長（大岩 靖君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

13番 野田増男議員の質問を許可します。野田増男議員、質問してください。

〔13番 野田増男君 登席〕

○13番（野田増男君）

こんにちは。今定例会最後の質問者です。よろしくお願いします。

議長の許可をいただきましたので、あらかじめ議長宛てに提出しました一般質問通告書に基づき質問をさせていただきます。

まず、1番、運動公園整備事業について、（1）進捗状況と今後のスケジュールについて伺います。

その中でも町道奥田・河和線付け替え工事が令和9年を予定しているようですが、駐車場等の整備がされていない中、陸上競技場が令和6年に供用を開始されることに影響はないのでしょうか。

2番、防災拠点として防災備蓄倉庫を設置するようですが、消防団施設の計画はあるのでしょうか。

3番です。運動公園内の山王川を多自然型で検討している経過をお伺いいたします。

4番、運動公園より下流の河川整備の予定はどのようになっているのでしょうか。

2番として、4月から始まるごみの出し方の変更についてをお伺いしたいと思います。

これもいよいよ4月から有料化となり、可燃ごみ、ミックスペーパーに対してプラスチックが追加され、搬入場所もクリーンセンター、リサイクルステーションの2か所となり、町民の皆様に予定していた説明会が新型コロナウイルスで思うように伝えられないまま、いよいよ来月から始まる中、少しでも皆様に伝わればとの思いでこの質問をさせていただきます。

土曜エコステーションについて。

令和3年度より土曜エコステーションを開設する予定ですが、具体的にどのような計画でしょうか。

2番、ごみの出し方の変更に係る周知方法について。

コロナ禍により、これまで毎月ごみ減量化通信を中心とし、ごみの出し方に係る住民への周知を行ってききましたが、いよいよ実施を来月に控え、町の住民周知に対する直前の取組はどのようになっているのでしょうか。お伺いいたします。

以上で、壇上での質問を終わります。明確な回答をお願いいたします。

○議長（大岩 靖君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 齋藤宏一君 登壇〕

○町長（齋藤宏一君）

野田増男議員の御質問にお答えいたします。

初めに、運動公園整備事業についての御質問の1点目です。進捗状況と今後のスケジュールについてでございますが、昨年6月号の広報みはまでお知らせさせていただきましたように、運動公園は、まず令和6年度に陸上競技場及び交流広場を供用開始する計画でございます。その後、左岸側の遊具広場等を令和8年度に行い、町道奥田・河和線農免道路の移設を含む全体の完成が令和10年度に予定しております。

議員御心配される駐車場の整備も、完成は令和10年度になりますが、令和6年度の競技場オープン時には、現在の農免道路沿いに仮設の駐車場を整備して対応するものでございます。公園区域内は、順次工事が継続することとなりますが、その時々に応じて駐車場を確保してまいりたいと考えております。

次に、御質問の2点目、防災拠点として防災備蓄倉庫を設置するようだが、消防団施設の計画はあるかについてでございますが、都市公園内の施設は、都市公園法などで設置できるものが定められております。運動公園は広域避難地として位置づけされておりますが、食糧、医薬品等の災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫や耐震性貯水槽、放送施設、ヘリポートなどは、設置できることとされております。消防団詰所等の施設につきましては、法の定めにはないために設置の計画はございません。

次に、御質問の3点目、運動公園内の山王川を多自然型で検討している経過はと、御質問の4点目、運動公園より下流の河川整備の予定はどのようになっているかにつきましては、関連がございますので併せてお答えをさせていただきます。

山王川の運動公園に隣接する区間につきましては、公園整備の工程に合わせて実施していただくよう要望をしてまいりました。愛知県におきまして、公園整備に合わせて施工する方向で進めていただいております。山王川水系河川整備基本方針及び河川整備計画に基づき、河川の景観や利用と公園との一体的な計画とし、公園利用者にも親しんでいただける川、これを整備する方針の下に、県及び町並びに専門家も交えまして、昨年11月から山王川多自然川づくり検討会で整備内容を検討しているところでございます。

また、運動公園より下流の区間につきまして愛知県に確認したところ、令和元年5月に策定をしました河川整備計画により、運動公園部分を含む河口から約2.4キロメートルの区間について、目標を持って取り組んでいるとのことでございますが、現時点では下流部の事業化に至っていないとの回答でございます。

河口の防潮樋門から国道までの区間につきましては石積み護岸の老朽化が見られ、また、山王橋から上流の区間は過去の豪雨時に隣接農地が冠水するなど、地域の皆さんが非常に心配されておることは県も承知をしております。

河川整備は、本来、下流より整備していくことが、これが原則であると言われておりますけれども、町の運動公園整備事業に伴い、今回は公園に隣接する区域の河川整備を先行して行っていただく。つまり一番問題は耐水の、浸水の問題が当然町として心配しておりますので、昨日の横田貴次議員の一般質問でもお答えいたしました。県の事業につきましては、平成24年より土木事業に関する要望会におきましても要望活動を行っております。山王川の改修につきましても、これは大変重要なことでございますので、本町の重点要望箇所として現状を訴えながら、強く要望活動を続けてまいります。

次に、4月から始まるごみの出し方の変更についての御質問の1点目です。

土曜エコステーションについてでございますが、家庭から排出される分別ごみの収集機会を増やすことで、ごみの減量化や資源化の推進を目的に実施するものでございます。開催日は、毎月第2土曜日の午前8時から10時までとし、会場は、東部については美浜町役場駐車場、西部につきましては奥田公民館駐車場の町内2か所を予

定しております。東部、西部では月2回、美浜緑苑では月1回、午前7時から8時まで行っている分別収集に加えて実施する計画となっております。

次に、御質問の2点目です。ごみの出し方の変更に係る周知方法についてでございますが、広報3月号の配布に合わせ、分別収集の主な変更点をまとめたごみ減量化通信やごみと資源の分け方や出し方におけるカラーパンフレット、主な品目ごとの分別早見表等を配布し、周知に努めております。これらの配布物のほか、変更内容を説明したケーブルテレビの放送やDVDの作成、地域に出向いての出前講座を引き続き行いながら周知に努めていく考えでございますので、よろしくお願いをいたします。

以上で壇上からの答弁を終わります。

〔降壇〕

○議長（大岩 靖君）

再質問はありますか。

○13番（野田増男君）

順次、再質問に移りたいと思います。

まず、先ほどの答弁では、町道奥田・河和線農免道路移設含む全体の完成を令和10年、資料では令和9年となっていました。全体含む完成だと思うのですけれども、その間、やはりこの4年というのがあるのです。それ、4年間仮設駐車場、その中でも工事が変わっていくと思うのです。そうすると駐車場も順番にまた変えていくと思うのです。それをその4年間本当にやっていけるのかというのを心配しているのですけれども、どういう手順でやっていくのか、伺いたいと思うのですけれども。

○都市整備課長（宮原佳伸君）

御心配いただいております駐車場ですけれども、令和6年に陸上競技場が供用開始いたします。その時点で、将来の駐車場の予定地でありますその競技場の東隣の部分の真ん中を現在の奥田・河和線農免道路が走っているわけですけれども、農免道路以外の部分は、駐車場として整備いたします。ただ、上のアスファルト舗装までするか、碎石路盤にするかというのは今後の検討ですけれども、駐車場としては、その時点で仮設駐車場として整備いたしますので、計画台数のほぼ8割ぐらいの台数は確保できるものであらうと思っております。

また、仮設駐車場につきましても、完成形では川の左岸側、これも農免道路沿いの多目的広場を仮設駐車場として計画しておりますけれども、現在、造成工事で、将来多目的広場になる部分についても盛土をしております。今後も陸上競技場以外の広い部分での工事がまだ続きますので、多目的広場についても完成形には持っていきませんけれども、必要な限り駐車場として確保できるだけのことを考えて進めていきたいと思っております。

○13番（野田増男君）

その辺はよく分かるのですけれども、やっぱりこれを、じゃ、4年後に完成というのも、あそこに1つ橋を造らなくてははいけませんね。橋を造るのに1年でできないとは思っています。その橋をいつからかかってどのようにやっていくかというのもあると思うのです。そこは聞いても専門的になると思うのですけれども、この仮設駐車場、何台ぐらい車が止められて、それで、もし大会があるときにはやっていけるのかと、完成時には車は何台止まるのか、お聞きしたいのですけれども。

○都市整備課長（宮原佳伸君）

まず、完成時の全体計画から申し上げます。陸上競技場の東隣になります一番メインとなる駐車場で230台ほど止まる予定です。その部分がまだ令和6年の段階では中央を農免道路が走っていますので、先ほど私は8割と言いましたけれども、160台ぐらいはその時点で止められるのであらうと。将来的な多目的広場につきましては

350台ぐらい止まります。あと一部、駅に近いほう、交流広場のところに15台ほど止まる予定がありますので、陸上競技場ができた段階では、駐車場で仮設も含めて200台は止められるとっておりますので、通常の利用では対応できるであろうと。何にしましても駅に近いものですから、当然よそこにはない電車での利用者というのも見込んでおりますので、まずはそれで対応していくという計画でございます。

○13番（野田増男君）

分かりました。何台止められたらいいのかというのは、まだ全然やってみないと分からないところもあると思うのです。それとして、あと今後のスケジュール等を聞きたいのですけれども、日本福祉大学と連携してナショナルトレーニングセンター指定を目指す昨日もちょっとありました。まだ分からないところがあるのですけれども、これをやるとどういことがよくて、どうなっていくのかをいま一度お聞きしたいのですけれども、いいですかね。

○生涯学習課長（谷川雅啓君）

ナショナルトレーニングセンターについてどういったメリットがあるかということなんですけれども、ナショナルトレーニングセンターの目的といたしましては、施設を使って競技力強化を行うということと、あと医科学スポーツの分野で協力ができるという内容になっておりますので、そういったところをやることによって、陸上競技場としての価値を高めることができるよというところが1点と、それを行う職員の人件費につきましても、国から負担いただけるということですので、併せて運営のほうのことも携わっていきながらやっていただければというところで、人的な部分でも協力できると、運営の部分でも協力できるというメリットがあると考えております。

○13番（野田増男君）

分かりました。これを受けるための条件とか、指定機関、費用、こういうのはどのようなになっているんでしょうか。

○生涯学習課長（谷川雅啓君）

委託事業ですので、国から負担いただけるということでございます。先ほど言いました陸上競技場を運営していく部分での負担をしていただけるということ。例えば、これに携わる備品の購入とかに充てることは可能だと思います。

○13番（野田増男君）

昨日の話でも、田辺がやめてこっちに持ってくるということなのですかね。これ、パラリンピックとオリンピックを目指しているということだったのですけれども、その辺もうちょっと詳しく教えてもらえますかね。

○生涯学習課長（谷川雅啓君）

現在、和歌山県田辺市の陸上競技場が施設の認定を受けて行っているものを、今度は運動公園の陸上競技場でやりたいと。目的につきましては、先ほど言ったような内容のメリットがあるということを確認いたしまして行うものでございます。いろいろ条件はございますが、田辺で行っている、手を挙げたところが国の指定を受けて認定されるというものですので、うちもメリット性を考慮して導入したいということです。令和6年の供用開始になっておりますので、2年ごとの認定になります、ちょうど計算していくと令和7年度からということになるかなというところで、令和7年度の認定を目指して行っていきたいということでございますので、よろしくお願いいたします。

○13番（野田増男君）

分かりました。大学と一緒にこれをやっていくというのは、いいものだと思います。

ちょっとここで僕も言いたいのですけれども、議長に止められるかもしれないのですけれども、運動公園を造るということになったときに、大学があるから、これやろうとなったのですよね。県議、代議員にもお願いして、してきたのですけれども、これだけ奥田が今、栄えているのも大学があるからこそで、今、奥田にドラッグストアは4軒です。もう考えられない数なのですけれども、これも大学があるからこそで、大学と一緒にあって、やっぱりトレーニングセンター、町も一緒に応援してやっていけば、運動公園、多少の面倒も見てくれるんじゃないかな、大学もと思います。何も町からしないで面倒見てくれというのもちょっとした無理な話なものですから、その辺を一緒にと、町長、よろしくお願いします。

次にいきます。

防災拠点として防災備蓄倉庫を設置するが、消防団施設の計画はありますかですけれども、簡単に法の定めにはないから設置はしないということなのですから、これ以上何を言うかなと思って。ここはこれから西の拠点、特に美浜の拠点になるようなところですよ。大学を含め、この先、学校等統廃合もあるでしょう。また、スポーツをしてはけがあるでしょう。消防を含め、救急施設が近くにあれば、安心してスポーツができると思います。これは答弁いいのですけれども、そういう場所ですので、ぜひあそこの公園内とは言いません。近くに消防施設、今、野間に分遣所がありますけれども、あの近辺に来たら西部線ができますから、もういち早く行けると思います。公園内じゃなくても、その隣接したどこか場所ということは、町のほう、考えておりますか。

○総務部長（杉本康寿君）

奥田分団の消防詰所の新築の件だと理解しております。議員も御承知のとおり、奥田分団につきましては、奥田北と奥田中、奥田南という、ここには3班がございました。令和2年度から、奥田につきましては2班体制になっております。その詰所の敷地につきましては、奥田北につきましては、八幡社の土地を利用して詰所を建てております。奥田中につきましては、その当時、奥田公民館のところ、これ区有地になっておろうかと思えます。奥田南につきましても、こちらの区有地のお墓の隣でございますので、いずれにいたしましても、消防詰所の用地につきましては、町と消防団とあと地元の行政区の区長さんたちとお話合いをして、一番適地があれば、区有地があれば、そちらのところで町が予算をつけて詰所の新設をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○13番（野田増男君）

部長の言うのもっともなのですから、そうそう都合のいいところに町の区の土地もないのですよ。あれば今頃は造っています。

やっぱり3班が2班になって統合したわけですから、それで別々のところにおるというのは、やっぱり統一が取れない。奥田分団から奥田班になったわけでしょう。それをやっぱりそういうふうにしてあげたいですよ、僕も。

次、いきます。あまり時間もないのですけれども。

多自然は後。

先にごみ出しのほう、いきたいと思います。

4月から始まるごみ出しの変更についてを再質問させていただきます。

初めに、土曜エコステーションについてですが、ゴミの減量化や資源化推進実施の目的として、町長からの答弁をいただきました。具体的にはどのような効果があると考えられますでしょうか。

○環境課長（富谷佳宏君）

先ほどの町長からの答弁にも重なるところでございますが、まず、分別ごみの収集機会を増やす。つまり受皿

を増やすということで、ごみの減量化、資源化が図れるものと考えております。

もう一点は、実は、缶類や瓶類といった分別ごみ、資源ごみにつきましては、集積所には出せないことになっております。ただ、実際には可燃ごみの袋にそうした瓶類や缶類を可燃ごみと混ぜて出されている例や、ひどいときにはなりますと、全てがアルミの缶ばかりで、可燃ごみ袋にアルミの缶ばかり入れて出されている例や、そうした事例というのもまああります。今年、そうした今後のごみですとか、あるいは缶の分別ごみにつきましては、収集されないごみとなっておりますので、そうしたごみ袋につきましては、収集されずに集積所に残ってしまうわけですね。

では、そうしたごみについてはどのようにしているのか。実際のところ、区の役員さん方が、例えば缶だけのものであれば、分別に出せるようにちょっと便宜を図ってくれて処理してくれたり、あるいは混合のものについては全て分けて、可燃ごみは可燃ごみ、分別ごみは分別ごみに分けて、それぞれ持っていただけるように処理をしていただいているというのが現実でございます。

こうしたことも今年度、広報でも少し紹介させていただいて、ぜひ、またごみ出しのルールを守るようにしていただきたいということも広報にも載せさせていただきました。こうした土曜エコステーション、資源物を出す機会を増やすことによってこうした分別が進んでいけば、こうした区の皆さんの御苦労も軽減できるのではないかなとも考えております。また、そうしたこと、土曜エコステーションが浸透していったら、区の皆さんのそうした御苦労に少しでも報いることができれば、町としても幸いなことであると考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○13番（野田増男君）

よく分かりました。

それをやっていくのに対して、具体的に土曜エコステーションで集める品目などを伺いたいと思うのですけれども、いいですかね。

○環境課長（富谷佳宏君）

具体的に土曜エコステーションで集める品目でございます。基本的には、月2回の分別収集で行っている品目と同じです。

具体的に品目を申し上げます。まず、新聞、雑誌、段ボール、紙パックといった紙類。それから布類。アルミ缶、スチール缶、スプレー缶といった缶類。なお、4月からアルミ缶とスチール缶は別々に分けて出していただくようお願いしております。また、スプレー缶につきましては、使い切って、穴は開けずに出していただくようお願いしております。

それからペットボトル。ペットボトルは、先日もお話しさせていただきましたキャップの部分とラベルについては取って、プラスチック製容器包装ということで、4月から始まりますプラスチック製容器包装に出していただいて、キャップとラベルを取った裸になりましたペットボトルを分別収集の方に出していただくという形になります。中身はちょっと水でゆすいでいただくとありがたいです。

それから、あと生き瓶等の瓶類、それから乾電池、蛍光灯、小型家電、金属類、ガラス・陶磁器類、ライター、ライターのほうは完全に使い切って、ガスを残さないように出していただきたいと思います。その他の不燃ごみになります。

したがって、分別収集同様、可燃ごみとミックスペーパー、4月から始まりますプラスチック製容器包装、あと草・剪定枝類といったものは、分別収集同様、土曜エコステーションでも受け取りませんので、御承知おきいただきたいと思います。

○13番（野田増男君）

分かりました。その中で、やはりこのスプレー缶の穴を開けないという、やっぱり危険なのかな。開けるのが危険なのか。それと蛍光灯。今、蛍光灯の処理代がすごくかかってくるのです。町でいつまで取ってもらえるのか。もう今、ちゃんと、持っていくとね、蛍光灯処理代が、何か買うほどかかっているでしょう。その辺をちょっと伺いたいと思います。

○環境課長（富谷佳宏君）

まず、スプレー缶についてですけれども、スプレー缶はやはり開けるときの火花で爆発事故が起こるということがありまして、3年ほど前から、もう穴を開けずに出してください。ただし、中身は必ず使い切ってということをお願いしております。

もう一つ蛍光灯でございますが、野田議員おっしゃるとおり、処理費については、なかなか高騰しております。あといつまで取っていただけるかという御質問ですが、まず一つしっかりお話をさせていただきたいことは、分別収集で集める資源物につきましては、家庭から出る品目のみです。つまり、事業系のものは、分別収集では受け取りません。ですので、御家庭から出る蛍光灯につきましては出せますが、例えば事業所、旅館さんですか、店舗から出るものについては、それは事業系として処理していただくということになっております。

ですので、まずもって今現在行っております分別収集につきましては、家庭から出るものを受け取るという前提ということでお話しさせていただきます。

その中で、いつまで取っていくかということにつきましては、まず家庭から出るものでございますので、これはもう本当に、しばらくまだいつやめるとか、もうそろそろやめたほうがいいとか、そういった議論まではまだ至っておりません。なるべく御家庭から出るものについては、なるべく頑張って取り続けていきたいと考えております。ですので、具体的ないつまでということは決まっておりますが、ただ出していいのは、家庭系のみです。事業系は出せません。そこだけお願いします。

○13番（野田増男君）

分かりました。ただ、集積所にまとまってあるときがあるものですから、ちょっと聞きました。

次、現在の分別収集は、場所は、準備や排出の受け取り等は区の当番制でやっていますよね。土曜エコステーションはどのような運営をして、誰がどのようになるのかをお伺いしたいと思います。

○環境課長（富谷佳宏君）

会場の準備ですとか、排出物の受け取りということになろうかと思います。今、そのお仕事を区の当番さんの方をお願いして全町的にやっておるという形になっておりますが、今回の土曜エコステーションにつきましては、その会場の準備ですとか、あるいは受け取りのことにしましては、シルバー人材センターへの委託を予定しております。ですので、区の方に当番をお願いするという事までは考えておりませんので、よろしく願いいたします。

○13番（野田増男君）

分かりました。次、いきます。

次に、広報3月号と一緒に配布された資料がありますよね。私も拝見しましたが、まさに保存版の資料でございます。その中、いろいろごみ出し変更の実施などありますけれども、あと1か月をもう切っているんですよね、この4月までに。住民はどのように行動すべきかをまだ説明がされていないまま入っていきそうなんですよ。3月になって、この緊急宣言が解ければ、多少、説明会はやれると思うんですけども、説明会がいつできるも、どのようにするもお聞きしたいんですけども。住民はどのように行動していったらいいとかというのを聞きたいと思います。

○環境課長（富谷佳宏君）

現在、広報の3月号とともに、またこれも先ほどの町長からの答弁にもございましたように、カラー刷りの分別ごみの分け方、あるいは分別早見表、収集カレンダー等の資料一式を配布させていただいております。3月も入ってまいりましたし、そろそろお手元にも、各家庭にも届いてきたのかなとも思っております。ですので、まずはこの資料をよくお読みいただいて、4月からに備えていただきたいと思います。特にまた御家庭でも、そうした変わるのだよということを話題にさせていただいて、例えば御近所ではやるんだってねというようなことをお話しさせていただいて、こうした変わることにについて、少し皆さんの口コミで、また広めていってほしいという気持ちがございます。

もう一点は、あと3月に入りまして、指定ごみ袋もいよいよ取扱店において販売する時期に入ってまいりました。ということで、ぜひ3種類のごみ袋をそろえていただきたいと思います。これも今節コロナ禍の応援ということで、水色の可燃と、それからグレーのプラスチック製容器包装、これはまた4月の広報に併せて配布する予定をしておりますが、各町民の皆さん、御自分でもまず3種類、袋をそろえていただく。すなわち可燃の水色、それからミックスペーパーのオレンジ色、新しく始まるプラスチック製容器包装のグレー、灰色ですね。この3つのごみ袋をまず御家庭でもそろえていただいて、手に取って実際にどのようにやるのかなということをまず感じていただきたいと思います。

たまたま今回の広報の表紙にも、町の職員3名が、ごみ袋を持って、真横に立っている写真と、まさにキャッチフレーズは「始まります 新しいごみ袋」ということで、新しいごみ袋に向かってまさに歩こうとする、そのような表現を広報の表紙でさせていただいております。これをまた機に、各皆さんも、住民の皆さんもごみ袋をそろえる動機づけになったらありがたいなと思っております。

差し当たって、ごみ袋をまずそろえていただき、実際に手に取って、さらには3月に配らせていただいた資料を見ながらどうやってやるのかなということを、実際皆さん方それぞれにお考えいただいて、まずは始めてみるのだと思います。そうやることで、いろいろ資料を見ていながら、またいろいろなことが分かってきたり、御自分でいろいろと勉強していく中で、また次のステップに行くという形のものにつながっていくものと考えております。そうしたまずごみ袋を買って意識を高める、資料を見ながらちょっと勉強してみる、そういったことが3種類のごみ袋以外にも、分別のごみ袋にもひいてはつながってくることだと思います。そうした活動が町全体に広がっていけば、全体としても本当に美浜町のごみの減量化、資源化につながっていくものと思っておりますので、ぜひこの3月は、まず資料を見ていただいて、ごみ袋を買っていただいて、まずちょっと自分で考えてやってみてということで、少し勉強していただけたらありがたいなと思っております。

なお、出前講座につきましては、1月のところで中断しておりましたけれども、また、新たに今月中・下旬からは、ぼちぼちと相談をいただいておりますので、そこもまた各御依頼のある団体の皆さんのニーズになるべく応えるような形で進めてまいりたいと思っております。

いずれにしても、もう本当にこれで一月切りましたので、もう最後の最後で第4コーナーを回ったところで資料を出して、お願いしますというお願いになってしまいますけれども、なかなか対面にならずに、一生懸命1年何とかやってきたつもりではあります。ぜひ住民の皆様におかれましては、そうした資料とそれから袋を手にとって、ごみ減量化・資源化の考えるきっかけになっていただけたら幸いと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○13番（野田増男君）

よく分かりました。

ごみ出しの質問をこれで終わりたいと思いますが、このコロナの中、職員の皆さんも大変だと思いますが、4月から分別が混乱なく順調に進んでいくことを願って、この質問を終わります。

時間がないんですけれども、運動公園のほうにちょっと戻ります。

多自然型は、これは別に僕もこれでいいかなと思うのですけれども、ただ経費がそれなりにかかるのではないかなというのを心配します。どこかで僕も見ましたけれども、あそこでホテルが飛んでいるといいなというのがちょっと見たのですけれども、あそこは水路、水田の水が来るし、大潮の満潮ともなれば、あの近くまで海水が来るところなのですよ。ホテルというのなかなかちょっと難しいかなと思って、ほかの工法は何かありますかということを知りたいのですけれども、何かありますか。あまり時間もないものですから。

○都市整備課長（宮原佳伸君）

山王川の整備につきましては、先ほど町長の答弁でも申し上げましたけれども、県で河川整備基本方針と河川整備計画があります。そこに多自然型、川に親しんでいただける整備をしていくという方針がもう既に定められておりました。特に公園の区間につきましては、公園の広場と一体利用できるようなものということで県も整備していただけると。当然、公園側も、その河川の整備に合わせた形をつくっていくということで今、両方で調整しております。費用につきましては、河川については当然、県事業ですので、県の費用ということになりますし、公園のエリアは公園事業ということで、町の費用負担になるということでございます。

○13番（野田増男君）

分かりました。

次、山王川、運動公園より下流、なかなかこれも難しいところだと思うのですけれども、運動公園より600か、800メートル下がったところ、青山水路と一緒にあるところがあるのですよね。あの辺が、やっぱり町長もさきの答弁でもありましたけれども、過去の豪雨の冠水、あの辺まで何とかお願いしたい。そこまでのせめて調査でも先にしてもらえれば、住民の皆さんに今、調査しているからということもできるのです、言えるのですけれども、その辺はどうでしょうか。

○町長（齋藤宏一君）

一番問題のところね。善法寺からね。善法寺から今、運動公園の間、これ非常に狭い。善法寺からはもう広くなっているんですよ、河川はね。あの間を当然これは、町は、運動公園をやるときから計画しなきゃいけないのです。もう真ん中で幾ら広くしたって、必ずこれ、今までどおり、大雨が降れば浸水します。これを少しでも改修してくれる間、ついでにやってくれませんか。その間、被害が出ないように持っていくにはどうするか。これが今の多自然型が非常にありがたい、実は。今まで稲早川はコの字型、もう絶対に下へははしごを架けなければ降りられない。ところが今、今度考えているのは、本当の傾斜地でやってくれる、緩くね。だから、子供たちも川べりまで降りていけることができるよと、川べりで遊ぶこともできるよと、これ、今一つのモデルですよ。そうなれば、非常にあの辺は、私は、これは愛知県のモデル河川かな、大学あるし、駅前子供たちがそこで伸び伸びと遊べるように。水がたまったとき、一時池ですよ、これは。でも、1日中下がらないとか、川が池になっていることはない。雨がやめば、ずっと河川へ行きますよね。だから、一時たまったとしても、そこに植わっている木へ水をやったも一緒だと、水をね。

だから、そういう形の構想を今、専門家を交えて県が提案してくれて、それで2回やりましたね、検討会を。また3回目でやって、いかに県が本気でここを協力していただけるか。できるだけ県にたくさん出してもらいたいですよ。という形をできるように頑張れと言っておるのです、職員に。だから、何とか下まで早くやれる感じでいきたいと思っております。

○建設課長（茶谷昇司君）

ほぼ町長の思いのとおりだと考えておりますけれども、補足しますと、県の河川整備計画は策定していただいておりますけれども、なかなか事業化に至らないということも伺っております。それにつきまして、先ほど町長の申し上げた土木事業に関する要望会におきましては、町は必要性を十分訴えながら、今後も継続、要望活動を行っていく予定でもあります。

ちなみに、国道247号から下流部のところの石積み護岸ですが、国道247号と樋門のちょうど間の中間地点、かなり老朽化しておった石積み護岸のところにつきましては、先日、愛知県知多建設事務所が工事発注いたしました、河川の左岸側、方角でいうと南側ですが、約50メートルほどを改修していただくということになっておりますので、よろしくお願いします。

○13番（野田増男君）

ちょっと時間がないものですから慌てておるのですが、町長、本当お願いします、川を。もう町長の一言で全部直ると思うのですよ。

それとスケジュールの中でお願いすればよかったのですが、グラウンドにミスト設置をこだわっている議員がいるのですよ。僕もその一人ですけれども、町長、分かりますか、ミスト。グラウンドの真ん中から霧が出てくるのですよ、そこら中から。それを田辺がやっているのですよね。だから、それを見て、やっぱり僕らが視察したときに見て、これいいなということで、議員の何人かもしこれいいねと。だけど、前にもお伺いしました。なかなか予算がないということで、それは予算がないなら、装置設置までいかなくても、またほらないといけないから、パイプの配管だけでも何とかできないかなというのが、今日のお願いなのです。できますか。時間がないので、答弁はいい。お願いします。

これで運動公園の質問を終わりますけれども、ぜひこれ以上の無駄のない建設とくれぐれも工期の遅れがないようにやってもらいたいと思います。

これで僕の今日の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大岩 靖君）

以上をもって、野田増男議員の質問を終わります。野田増男議員は自席に戻ってください。

〔13番 野田増男君 降席〕

○議長（大岩 靖君）

これをもって、町政に対する一般質問を終わります。

○議長（大岩 靖君）

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。議事の都合により、3月6日から3月8日までの3日間を休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認めます。よって、3月6日から3月8日までの3日間を休会することに決定しました。

来る3月9日は午前9時より本会議を開き、提出議案に対する質疑を行います。

本日はこれにて散会します。御協力ありがとうございました。

〔午後1時51分 散会〕

令和 3 年 3 月 9 日（火曜日）

第 1 回美浜町議会定例会会議録（第 4 号）

令和 3 年 3 月 9 日（火曜日） 午前 9 時 00 分 開議

◎ 議事日程（第 4 号）

- 日程第 1 同意第 1 号 美浜町監査委員の選任について
- 日程第 2 同意第 2 号 美浜町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 3 同意第 3 号 美浜町農業委員会の委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を 4 分の 1 以上とすることについて
- 日程第 4 同意第 4 号 美浜町農業委員会委員の任命について
- 日程第 5 同意第 5 号 美浜町教育委員会教育長の任命について
- 日程第 6 議案第 7 号 美浜町運動公園の整備事業に関する令和 2 年度（その 2）委託業務協定書の締結について
- 日程第 7 議案第 8 号 美浜町報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 9 号 美浜町固定資産評価審査委員会条例及び美浜町火入れに関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 10 号 美浜町町営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 11 号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 12 号 美浜町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 13 号 美浜町土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議案第 14 号 美浜町町立学校設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議案第 15 号 令和 2 年度美浜町一般会計補正予算（第 9 号）
- 日程第 15 議案第 16 号 令和 2 年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 16 議案第 17 号 令和 2 年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 17 議案第 18 号 令和 2 年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 18 議案第 19 号 令和 3 年度美浜町一般会計予算
- 議案第 20 号 令和 3 年度美浜町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 21 号 令和 3 年度美浜町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 22 号 令和 3 年度美浜町介護保険特別会計予算
- 議案第 23 号 令和 3 年度美浜町土地取得特別会計予算
- 議案第 24 号 令和 3 年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計予算
- 議案第 25 号 令和 3 年度美浜町水道事業会計予算

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（13 名）

1 番 山 本 辰 見 君
4 番 石 田 秀 夫 君

3 番 森 川 元 晴 君
5 番 杉 浦 剛 君

6 番 廣 澤 毅 君
 8 番 中須賀 敬 君
 10番 荒 井 勝 彦 君
 12番 横 田 全 博 君
 14番 丸 田 博 雅 君

7 番 大 寄 暁 美 君
 9 番 横 田 貴 次 君
 11番 大 岩 靖 君
 13番 野 田 増 男 君

◎ 本日の欠席議員（１名）

2 番 鈴 木 美代子 君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（２３名）

町 長 齋 藤 宏 一 君
 教 育 長 山 本 敬 君
 厚 生 部 長 高 橋 ふじ美 君
 教 育 部 長 夏 目 勉 君
 秘 書 課 長 中 村 裕 之 君
 防 災 課 長 小 島 康 資 君
 住 民 課 長 藪 井 幹 久 君
 健康・子育て
課 長 宮 崎 典 人 君
 産 業 課 長 三 枝 利 博 君
 都市整備課長 宮 原 佳 伸 君
 会 計 管 理 者 久 綱 勇 君
 生涯学習課長 谷 川 雅 啓 君

副 町 長 八 谷 充 則 君
 総 務 部 長 杉 本 康 寿 君
 産業建設部長 鈴 木 学 君
 総 務 課 長 大 松 知 彰 君
 企 画 課 長 戸 田 典 博 君
 税 務 課 長 山 本 圭 介 君
 福 祉 課 長 三 枝 美代子 君
 環 境 課 長 富 谷 佳 宏 君
 建 設 課 長 茶 谷 昇 司 君
 水 道 課 長 夏 目 明 房 君
 学校教育課長 近 藤 淳 広 君

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（２名）

議会事務局長 日 比 郁 夫 君

主幹兼議会係長 森 秀 雄 君

〔午前 9 時00分 開議〕

○議長（大岩 靖君）

おはようございます。

皆さん、美浜町の新型コロナウイルス感染予防のメールを御存じでしょうか。そのメールが昨日でしたか入って、見てみますと、先月の 2 月 7 日以降、昨日までで、町内で13名の新たな感染者を確認しました。

今朝の朝のニュースでも言っていますが、新型コロナウイルスのワクチンの接種について、いろいろな情報が、飛び交っております。なかなか思うようにワクチンが入荷していないということもあるのですが、昨日、政府の発表で、高齢者向けのワクチン接種の注射器の件が出ていました。よく言われたのが、1 回につき 6 回接種できる注射器をというのを最初に言われたのですが、どうも政府は 5 回接種の注射器を使うということ yesterday 言われて

おりました。

ただ、今朝のニュースの中では、ある医療関係者の話ですと、7回接種できる注射器があると。というのは、インシュリン用の注射器を用いると7回接種できるのではないかと。5回、6回、7回と、1回ずつでかなりの接種者人数の差が出てきております。それに対して、1人でも多くの国民の方に接種をしたいという思いがどうも交錯しているようですが、またこれも医療関係者の話なのですが、7回のワクチン接種の注射ですと、注射針が少し短いということがあるのですが、何か日本人は欧米人に比べて皮下脂肪が少ないということで、筋肉注射で賄えるのではないかなというような話を今日しておりました。

いずれにしても、この町内で感染者が出ているという事実は紛れもないことでありまして、今後とも、ワクチン接種に向けて、我々議員も町、行政区も一丸となって町民に積極的に受診していただけるように働きかけていかなければならないのかなと思っております。

会議に先立ち、お願いします。お持ちの携帯電話はマナーモードか電源をお切りいただくよう御協力をお願い申し上げます。

美浜町議会では、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う予防対策として、議場内でのマスク着用を推奨しております。あくまでも予防のための着用であり、傍聴者、議員並びに職員の健康と安全確保を考慮したものです。咳エチケットやマスク着用の感染症予防対策への御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、議会議員及び町執行部の職員においては、マスクを着用したままの発言となりますので、不明確にならないように努めてくださるようお願いいたします。

それでは会議に入ります。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

本日の会議に、2番 鈴木美代子議員から欠席届の提出がありました。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 同意第1号 美浜町監査委員の選任について

○議長（大岩 靖君）

日程第1、同意第1号 美浜町監査委員の選任についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより同意第1号 美浜町監査委員の選任についてを採決します。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第2 同意第2号 美浜町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（大岩 靖君）

日程第2、同意第2号 美浜町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより同意第2号 美浜町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第3 同意第3号 美浜町農業委員会の委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とすることについて

○議長（大岩 靖君）

日程第3、同意第3号 美浜町農業委員会の委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とすることについてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより同意第3号 美浜町農業委員会の委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とすることについてを採決します。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第4 同意第4号 美浜町農業委員会委員の任命について

○議長（大岩 靖君）

日程第4、同意第4号 美浜町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより同意第4号 美浜町農業委員会委員の任命についてを採決します。

本案は、11件の任命に係る同意案件ですが、一括して採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認めます。よって、本案は、一括採決とすることに決定しました。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第5 同意第5号 美浜町教育委員会教育長の任命について

○議長（大岩 靖君）

日程第5、同意第5号 美浜町教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

この議案は、人事に関わる議案のため、教育長 山本敬君の退場を求めます。

〔教育長 山本敬君 退場〕

○議長（大岩 靖君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより同意第5号 美浜町教育委員会教育長の任命についてを採決します。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

ここで、教育長 山本敬君の入場を求めます。

〔教育長 山本敬君 入場〕

日程第6 議案第7号 美浜町運動公園の整備事業に関する令和2年度（その2）委託業務協定書の締結について

○議長（大岩 靖君）

日程第6、議案第7号 美浜町運動公園の整備事業に関する令和2年度（その2）委託業務協定書の締結についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第7 議案第8号 美浜町報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（大岩 靖君）

日程第7、議案第8号 美浜町報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第8 議案第9号 美浜町固定資産評価審査委員会条例及び美浜町火入れに関する条例の一部を改正する条例について

○議長（大岩 靖君）

日程第8、議案第9号 美浜町固定資産評価審査委員会条例及び美浜町火入れに関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第9 議案第10号 美浜町町営住宅管理条例の一部を改正する条例について

○議長（大岩 靖君）

日程第9、議案第10号 美浜町町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第10 議案第11号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（大岩 靖君）

日程第10、議案第11号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。1番 山本議員。

○1番（山本辰見君）

今度の条例改正で該当する世帯はどのくらいになるのか。

そして、上げ下げはちょっとありますけれども、限度額を引き上げることによる町全体での影響はどのくらい

になるのでしょうか。限度額が3万円上がり、99万円になります。

そして、該当する方の年収換算といいますが所得なのか年収ですけれども、どのくらいになるのでしょうか。

それから、もう一つ、この課題は割と毎年出ているようですけれども、毎年のように引き上げられる背景とい
うか、それはどういうのがあるのか。また、いい悪いは別にして、歯止めみたいなのはあるのでしょうか。

○住民課長（藪井幹久君）

限度額の引上げにつきましてお答えをしたいと思います。

該当する世帯数、金額が、令和3年度に実際に税額を算定する際には加入者の異動もありますし、所得の年度も変わりますので、現時点ではあくまでも概算の見込みでお答えさせていただきますと、現時点で試算すると、影響する世帯は町全体で28世帯、金額にして合計約84万円の増額ということになります。

また、年収換算ではということにつきまして、世帯構成とか所得の種類などの要因でちょっと変わってくるといことはございますので一概には言えないところではございますが、目安として、2人世帯で1人に給与収入があるとして計算してみますと、限度額99万円になる方の給与収入については1,142万円ということになります。

あと、毎年のように引き上げられているようですけれども、その背景、また歯止めはあるのかということでございますが、まず、美浜町の国民健康保険税条例の課税限度額の根拠法令は、地方税法施行令の規定でございます。今回も理由に上げておりますが、この規定が国が定めているということになりますけれども、この地方税法施行令の改正を毎年のように行う背景について少し説明させていただきますと、社会保障制度改革の法律とか基本方針、そういった中で、持続可能な医療保険制度等の構築のためには公平性の確保が必要であり、国民健康保険の保険料の賦課限度額の上限額の引上げの検討をして必要な措置を講ずると、そういった方針が定められているということでございますが、この方針により、毎年、国の社会保障審議会の中で、その年の状況を踏まえて限度額を審議し、引上げ額を決定して、地方税法施行令を改正している状況でございます。

また、町では、その地方税法施行令の改正を受けて、国民健康保険運営協議会に諮って、答申を受けて、その後、議会で審議していただいて改正ということでございます。

歯止め、上限といいますが、そういったことについてでございますが、保険税は負担能力に応じた公平なものであるという必要はあるということでございますが、医療費を負担することとの関連や、それによって被保険者の納付意欲、そういったことに対する影響、さらには制度の円滑な運営の観点から、課税限度額が高過ぎてもよくないことは国も承知はしております。それを踏まえて、毎年、そのバランスですとか、ほかにも社会的状況なども考慮して金額の決定をしているということでございますので、現時点で歯止めと言えないという状況ではございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大岩 靖君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第11 議案第12号 美浜町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（大岩 靖君）

日程第11、議案第12号 美浜町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第12 議案第13号 美浜町土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部
を改正する条例について

○議長（大岩 靖君）

日程第12、議案第13号 美浜町土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。1番 山本議員。

○1番（山本辰見君）

この条例は、15年ぐらい前になると思うのですが、私が議員になって、それまでの先輩議員もずっと取り上げた課題をやっと条例を制定することができた、そういう経過がありますけれども、今度の10年、15年ぐらいたったの条例改正の意義というか目標、どういうところにおいて改正したのか説明いただきたい。

それからもう1点、立入検査という項目がありますが、業者にあらかじめ連絡しますと準備されるということがあると思いますから、抜き打ち検査みたいなことが必要と思われるのですが、そういう検討は今度の中に入っていましたでしょうか。

2点お願いします。

○環境課長（富谷佳宏君）

まず、御質問の1点目の条例改正の意義、目標、目的ということでございますが、現在、埋立事業に使用されている改良土等は比較的造成が容易なため、平地はもとより、土盛りが困難な山奥でも土地の造成を可能にしていることから、ここ数年来、森林伐採や風景が一変するほどの大規模な造成事業が町内の至るところで行われるようになり、住民が不安を抱くようになったことは議員も御承知のとおりかと思います。このことから、土地の埋立事業において、改良土等による造成行為を禁止し、美浜の豊かな自然環境を守るという目的で今回の条例改正を提案したものでございます。

それから、御質問の2点目でございます立入検査のことでございますが、特に我々で、今回、立入検査の関係におきましては、持ち込まれる土砂等に対する備えというものについて検討をしてみました。これまで土壌検査は3か月に1回、定期的に行っておるのみでございましたが、これとは別に、管理強化のためにも町の任意での検査というものが必要があるのではないかという結論に達しまして、そのような中で、今回改正する第23条第1項に定める立入検査において、町が試験のために土砂等の採取ができる旨を追加させていただきました。このことから、土壌調査のための検体となる土砂等を町の判断で採取できるものと改正させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大岩 靖君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第13 議案第14号 美浜町町立学校設置条例の一部を改正する条例について

○議長（大岩 靖君）

日程第13、議案第14号 美浜町町立学校設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第14 議案第15号 令和2年度美浜町一般会計補正予算（第9号）

○議長（大岩 靖君）

日程第14、議案第15号 令和2年度美浜町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。1番 山本議員。

○1番（山本辰見君）

25ページ、総務費の1項、4目財政管理費の中の特別定額給付金でございますけれども、どういう仕組みだったかというのと、1,000万円を超える減額になっていきますけれども、その理由といたしますか、当初どういう計画であって、結果について説明願いたいと思います。

もう1点は、7目の企画費ですから、27ページでございます。大学生等飲食券発行事業、これも950万円の減額となっております、細かい数字は別にして。これも同じように、当初の計画がどういうことで、結果はどうだったのかということをお願いしたいと思います。

それから、商工費のコロナ感染症対策協力金、41ページです。先ほどと同じように、当初の計画と結果、こちらとも2,760万円からの減額になっていきますので、その当初の計画と結果について説明をお願いします。

○総務課長（大松知彰君）

特別定額給付金の仕組みと1,000万円を超える減額理由についてでございますが、特別定額給付金制度は、国から令和2年4月に新型コロナウイルス感染症対策として導入された政策でございます。

国は、当初、所得制限や収入が減少した世帯に限るなど、何らかの支給要件を課すような制度を模索しておりましたが、条件設定の困難さと給付スピードを優先させるため、1人一律10万円給付という制度に落ち着きました。市町村には4月下旬に事務取扱について通知がありましたが、国からは1日も早く給付を開始するよう要請があり、通常の給付金支給事務のような準備をする時間がなく、特に電算システムや人件費が正確に見込めなかったため、通常より多めの事務費予算を確保して支給事務を開始せざるを得ませんでした。

しかしながら、実際の支給事務では、新型コロナウイルス感染症の影響によりイベントが中止となった事業課職員の協力が想定以上に得られたため、会計年度任用職員報酬や時間外勤務手当などの人件費が見込みより少額となり、1,318万7,000円の事務費予算のうち、実績額は601万6,148円となりました。

また、1人10万円の給付額は、21億8,130万円の予算のうち、実績額は21億7,760万円となり、給付率は99.8%でございました。

○企画課長（戸田典博君）

続きまして、質問の２点目、大学生等飲食券の発行事業につきまして、950万円の減額理由と、当初計画と結果について御説明をさせていただきます。

まず、こちらの事業につきましては、新型コロナの影響で制限の多い日々を過ごしております町内在住または町外在住の大学生を持つ町内在住の保護者の方に対しまして、ＧＯＧＯプレミアム付飲食券１万円分を配布して応援する事業となります。

当初計画といたしましては、美浜町内の18歳から22歳の人口に全国の大学進学率を掛けた850人と、美浜町に下宿をしております日本福祉大学生の1,350人の合計2,200人を対象と想定いたしまして、約2,200万円の予算を計上させていただきました。

配布実績といたしまして、1,249名の方に配布ができて、うち町内の方が447名、日本福祉大学生が802名となります。

2,200人から1,249名を差し引いた約950人分の金額が今回の減額になるわけですが、こちらの理由といたしまして、今回のコロナ禍の影響で大学がリモート授業になりまして、学生が地元に戻った関係上、町内にいなかったことも影響したかと考えております。

○産業課長（三枝利博君）

それでは、質問３点目の補正予算書41ページ、愛知県・市町村新型コロナウイルス感染症対策協力金の計画と実績についてでございますが、まず、中小企業・個人事業主休業協力金につきましては、当初計画167件の8,350万円を見込んでいましたが、結果につきましては、申請交付実績116件の5,800万円で、51件、2,550万円の減ということでございました。

また、理美容業者の休業協力金につきましては、当初計画50件の500万円を見込んでいましたが、結果は、申請交付実績29件の290万円で、21件、210万円の減となりまして、実績によりまして、両方合わせて2,760万円の減額補正となっております。

○議長（大岩 靖君）

ほかに質疑ありませんか。９番 横田議員。

○９番（横田貴次君）

新型コロナウイルスワクチン接種事業についてちょっとお伺いしたいと思います。

ページ数、36、37になると思いますが、４款衛生費の部分で、今から迎える事業であります、ワクチン接種体制用備品の購入で2,069万6,000円の予算計上されておりますが、これからのことで、議員としてもこの間、予行演習に参加した１人でございます。常任委員会で聞けばよろしいかとは思いますが、金額が高額なこと、また常任委員会でもさらに深めた理解が必要かなと思って質問させていただきます。

○健康・子育て課長（宮崎典人君）

先日、２月26日金曜日に、総合体育館で訓練に参加をいただきまして、ありがとうございました。

主には、その会場で使用する備品について検討して購入予定をしておるものでございます。いろいろございますので、主なものについて御説明をさせていただきます。

例えば、これからだんだんと気温が高くなり暑くなつてまいりますので、そこで利用する冷風機、それとか扇風機。会場ではパーティション等が不足をしておりました。現在発注をしておりますが、これについて、さらに追加で伸縮のスクリーンも予定をしております。それから番号の発券機。受付をしたところで番号を取って、順番をお待ちいただくためのものでございます。それと、体育館の中で救護場所として簡易のテントを設置する予

定をしております、そのテント。それに付随する仮のベッド。さらには接種の場所で、それぞれのパーティションの代わりにテントを利用して、テントの幕を張ってプライバシーを保護するような形でやるためのテントであるとか、あと、接種後の待機場所でスクリーンを設置をしまして、例えば文字であったり映像を流して、15分から30分待っていただくためのプロジェクターを使用しようと思っております。あとは、入り口での電子看板。例えば、これはデジタルサイネージと言われますが、画面の文字放送のようなものを、テレビの例えば43型とか50型ぐらいのものを縦にしたようなサイズのもので。それに文字、例えば本日の接種会場はどうだなど文字で入口と来た方に表示をするもの。あとは、サーマルカメラ。これは入り口を入っていただいたときに、画面で温度を感知して色で表示する。例えば、色の濃い赤であれば熱があるとか、ブルーだとかグリーンで、そういう表示する体温のサーモグラフィーのカメラであるとか、ほかに、実際クーポン等を利用したりするときに、カラーの印刷機も検討しております。いずれにいたしましても、実際この接種が終わった後も、この役場の庁舎内もしくは体育館で利用できるようなものを、総務課、生涯学習課とも相談をしながら、無駄にならないように検討しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（大岩 靖君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

これをもって質疑を終わります。

本案は、お手元に配付しました議案審査付託表のとおり、各担当常任委員会に付託します。

日程第15 議案第16号 令和2年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（大岩 靖君）

日程第15、議案第16号 令和2年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第16 議案第17号 令和2年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（大岩 靖君）

日程第16、議案第17号 令和2年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第17 議案第18号 令和2年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第1号）

○議長（大岩 靖君）

日程第17、議案第18号 令和2年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。3番 森川議員。

○3番（森川元晴君）

この議案に関しまして、目的があって計上されたと思うのですが、3,000万円が減額になった理由をお願いいたします。

○建設課長（茶谷昇司君）

3,000万円減額になった理由でございますが、令和2年度につきましては、土地取得費で運動公園整備事業に伴う町道森越・石坂平井線付け替え工事に必要な土地や、あと、突発的な案件にも対応できるよう3,600万円の予算を組んでおりました。実際には、町道森越・石坂平井線で2件、あと、道路内民地が判明した箇所が奥田地区で2件ございまして、合計4件の土地を購入し、今年度の事業執行額が600万円ほどで確定いたしましたので、不用額の3,000万円を減額したものでございます。

○議長（大岩 靖君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第18 議案第19号 令和3年度美浜町一般会計予算から

議案第25号 令和3年度美浜町水道事業会計予算まで7件一括

○議長（大岩 靖君）

日程第18、議案第19号 令和3年度美浜町一般会計予算から議案第25号 令和3年度美浜町水道事業会計予算まで、以上7件を一括議題として、順次議事を進めます。

令和3年度予算の質疑に入るに先立ち、議長から議員にお願いします。

質疑については議案内容についての疑義をただすものでありまして、一般質問のごとく自己の意見を披瀝するものではありませんので、この点御注意願います。

また、美浜町議会会議規則第53条並びに第54条の規定により、発言はできるだけ簡明に、質疑の回数については、令和3年度一般会計予算を除き、1議題、1議員につき3回までを限度としますので、御了承願います。

最初に、議案第19号 令和3年度美浜町一般会計予算についてですが、本案は各会計当初予算の中で最も重要な案件であり、かつ、その内容也多岐にわたりますので、4つの区分に分けて質疑を行います。

1つ目の区分として歳入全般について、2つ目の区分として歳出の1款議会費から4款衛生費まで、3つ目の区分として5款労働費から8款土木費まで、4つ目の区分として9款消防費以降の順で、それぞれの区分ごとに1議員3回までを限度として質疑を受けます。

初めに、歳入全般について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって歳入の質疑を終わります。

次に、歳出のうち、1 款議会費から 4 款衛生費まで、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。3 番 森川議員。

○3 番（森川元晴君）

予算書の 5 ページ、第 4 条のことについてお聞きしたいのですけれども、よろしいでしょうか。

○議長（大岩 靖君）

大丈夫です。

○3 番（森川元晴君）

第 4 条、一時借入金の借入れの最高額が 3 億円と定めるとなっていますが、何年か前までは 2 億円が多かったような気もしますが、3 億円と定める数字の理由と、一時借入金ということでもありますので返ってくる、もしくは、ここからお金を一時借入れした場合は戻ってくるお金と判断をしてよろしいのでしょうか。

○総務課長（大松知彰君）

一時借入金の定義、必要性についてでございますが、一時借入金は、役場の出納事務において資金繰りの見通しが立たない場合に一時的に借入れができる限度額を定めたものでございます。一般的には、災害や大規模な建設事業等の支払いが生じたとき、役場から事業者への支払いが先行し、補助金や起債の受入れが後になる場合などに一時的に借り入れて資金繰りを補うもので、美浜町では、運動公園整備事業等の建設事業の規模を勘案し、平成30年度から限度額を 2 億円から現在の 3 億円に引き上げております。

なお、この一時借入金については、年度内に借り入れて、また償還するという形になります。

○議長（大岩 靖君）

ほかに質疑ありませんか。1 番 山本議員。

○1 番（山本辰見君）

それでは、この款、関係するところで 3 点お願いしたいと思います。

3 款、1 項の社会福祉費、予算書ですと 111 ページになります。軽度・中等度難聴児支援事業の内容について説明願いたいと思います。以前に同僚議員から高齢者の方への要望も出たと思うのですけれども、それとの関係とか、高齢者は検討しなかったのかどうかということです。

それかもう 1 点は、4 款、2 項清掃費のところ です。143 ページですが、一般質問でほかの方もしたのですが、土曜エコステーションについてでありますけれども、自分の考えというよりも、ステーションというぐらいですから常設ではないかなと思うのですが、あえて批判はしませんが、そのことについての本格的に準備する必要があるのではないかなと思うのですが、そのことについて考えを説明願いたいと。

それから、もう 1 点、予算書のページ数が指定できないので、主要事業の中でコンビニ収納・スマホ決済収納の拡充という事業がありますけれども、実際には 2 年度はどういう状況だったのか。成果をどのように評価しているのか、分析しているのか、お願いしたいと思います。

○福祉課長（三枝美代子君）

3 款、1 項社会福祉費の軽度・中等度難聴児支援事業についてお答えさせていただきます。

こちらの事業についてでございますが、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の補聴器の購入に係る費用または修理に係る費用の一部を助成する事業で、対象年齢が 18 歳未満の町内在住の児童となっております。

高齢者の補聴器の購入助成については、身体障害者手帳保持者で 6 級以上の方の補聴器の購入について、医師の補装具費支給意見書により補聴器購入の助成が受けられます。個人負担は、基準額以内であれば 1 割の個人負

担となり、非課税の方につきましては個人負担はございません。

障害者手帳を取得していただき、補聴器の購入助成の手続きをお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○環境課長（富谷佳宏君）

それでは続きまして、御質問の２点目、土曜エコステーションについてでございます。

今の議員からの御発言のとおり、ステーションと銘打てば常設が基本というのは議員御指摘のとおりかと思えます。

その中で、ちょうど今朝も東部地区において分別収集が行われておりました。現在の分別収集というのは、月に２回、美浜緑苑では月１回でございますが、朝の７時から８時の１時間という時間枠で資源物を出していただいております。朝の１時間ですと、なかなか資源物が出しにくいという御意見にお応えして、今回、時間帯を変えて、土曜日の午前中で行ってみてはどうかということで予算化させていただいたものが今回の計画となっております。

もう一つの意義として、来年度以降、始めてから、土曜日の午前中という土曜エコステーションの時間帯にどれだけのごみが出てくるのかなということも集計していきます。それが例えば、現在行っておる月２回の分別収集の排出量と比べてどう変化していくのかなということも検証しながら、住民のニーズを把握していく題材としていきたい、そのような考えもあります。そうした住民の皆さんのニーズを把握しながら、常設の土曜エコステーションというものの是非についてまた検討していく資料にしていきたい考えも持っておりますので、よろしくお願いいたします。

○税務課長（山本圭介君）

それでは引き続きまして、令和３年度主要事業の中のコンビニ収納・スマホ決済収納の拡充においての中で、令和２年度の件数と実態、それから成果をどのように分析しているかについてお答えいたします。

まず、件数につきましては、令和２年４月から令和３年１月までの１０か月間で１万１,２０３件となりまして、前年度、令和元年度の同月間と比較しますと４９５件の増加でございます。

それから、成果をどのように分析しているかについてでございますが、令和元年度と比べ４９５件の増加の要因につきましては、コンビニ収納は平成２８年度から開始しておりまして、毎年、その件数は増加しております。町民の方々に広く認知されてきていることが増加の要因と考えております。

また、スマートフォン決済アプリによる納付方法につきましては昨年１１月から開始しておりまして、こちらにつきましては、自宅などから非対面で納付できるため、コロナ禍の中で新型コロナウイルス感染拡大の防止対策として有効であると考えております。昨年１１月開始から今年の１月までの３か月間で６１件、１８２万円を徴収し、町民の皆様にご利用いただいている状況でございます。

なお、スマホによる納付で気をつけていただきたいことがありまして、軽自動車税を納めていただく場合に車検を受ける年度については、スマホでの納付ですと、車検時に必要となる納税の証明となるものがなく、改めて納税証明書を役場に取りに来ていただくなどのお手数をかけることになりますので、車検を受ける年度については、スマホでの納付ではなく、役場、金融機関またはコンビニなどの窓口で納付をお願いしたいと思っております。

なお、このことにつきましては、既に町ホームページでお知らせしておりますが、今後発行される広報でもお知らせしていく予定でございます。

○議長（大岩 靖君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

以上で、1 款から 4 款までの質疑を終わります。

ここで50分以上経過しておりますので休憩を取ります。ここで換気のための休憩を取りますので、再開を10時10分といたします。

〔午前 9 時55分 休憩〕

〔午前10時10分 再開〕

○議長（大岩 靖君）

会議を再開いたします。

次に、5 款労働費から 8 款土木費まで、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。1 番 山本議員。

○1 番（山本辰見君）

私は、3 点ほどお願いします。

8 款、1 項土木管理費、予算書ですと165ページですが、地籍調査業務委託があります。これは、主要施策の中で都市部官民境界地籍調査というのがあります、これと同じなのか。この地籍調査事業内容はどういう内容なのかということと、この目的はどういうことなのか。多分、町営住宅のある河和六反田と説明を受けたと思いますけれども、そして、これを調査することにその後の事業に何か関係するのか、説明をお願いしたいと思います。

それから、同じく 8 款、5 項都市計画費の中で、予算書ですと175ページですが、空家等対策補助金の内容を詳しく説明願います。

それから、同じく175ページ、大規模盛土造成地変動予測調査業務というのがありますが、これはどこが対象になるのか。そして、これを調査することによって、次にどういう事業に影響するとか関係するのか、説明願いたいと思います。

以上 3 点お願いします。

○建設課長（茶谷昇司君）

165ページの地籍調査業務委託料について御説明させていただきます。

主要事業の都市部官民境界地籍調査、これと同じものでございます。

内容につきましては、一定区域内の 1 筆ごとの土地の境界や面積等を町で調査するものになります。今回、河和字六反田地区、先ほど議員もおっしゃった町営住宅、河和中学校を含む区域の0.07平方キロメートルを予定しております。

次に、事業の主な目的としましては、土地の境界が明確になることにより、災害復旧・復興の迅速化が図られるということで、実際、阪神大震災の際には復興にかなりの期間を要しましたが、東日本大震災の際には半年から 1 年ほど期間が縮減されたとのことでございまして、現在、国が進めている事業になります。

それから、その後の事業にどのように関係するのかということでございますが、今回この地区の地籍調査を行うことによりまして、災害による復旧・復興はもちろん、今後のこの区域の土地利用計画なども速やかに行うことができると考えております。

○都市整備課長（宮原佳伸君）

次に、空家対策事業についてお答えいたします。

18節の負担金、補助及び交付金ですが、これまでも行ってきましたけれども、空き家に対する補助制度で

ございます。

大きく2点ありまして、まずは、空き家バンク制度補助金です。これは、空き家バンクに登録されている住宅で、耐震診断で改修が必要と認められるものにつきまして、ほかで出しております耐震の補助金のほかに、空き家バンクの物件ということで改修費10万円を限度として補助するものでございます。

もう一つが、空家等対策計画の補助金でございますが、これは特定空家、損傷、老朽化がひどい空き家に対する除去する場合の補助でございます。こちら、5件分見ております。

もう一つが、子育て世帯が町外から転入する場合に、空き家バンクの登録物件を購入する場合ですとか新築する場合に補助を行うもので、こちらは8件計上してございます。

3点目の御質問、宅地耐震化推進事業です。

こちらは新規事業になりますけれども、大規模盛土造成地変動予測調査業務委託というもので、平成7年の阪神大震災、平成16年の新潟県の中越地震におきまして、谷を埋めたり斜面に土をつけたところの盛土造成地がかなり崩落し、多くの宅地被害が出ました。それを受けまして、平成18年に宅地造成等規制法というものが改正されまして、宅地の安全化を調査したり、対策が必要なところはそういうことをやっていこうというルールができたわけです。これまでも、もう数年も前に県で抽出の調査がありまして、3,000平方メートル以上の埋立地ですとか、斜度が20度以上に5メートル以上盛土したところの造成地が該当しているということで、県のホームページでも公表しております。

本町におきましても、農地造成も含めて33か所が抽出されております。今回調査するのはそのうちの15か所、主に宅地造成地です、大規模なところだと美浜緑苑の一部ですとか河和台の一部が該当しております。今回、令和3年度に調査しますのは、それだけの中で、さらに踏み込んだ詳しい調査が要るかということを調査する優先度評価というものになりますけれども、その調査をしまして、例えば地質調査まで要するところがあるかもしれません、またその先の調査に進んでいくということをやっていくものでございます。これも国の指導でやっているものですので、国の交付金、予算をつくる段階では国の補助金3分の1ですと言われておりましたので3分の1の計上しかしてございませんが、今、県に確認しますと、何とか2分の1出そうだということですので、国の補助金を2分の1頂いて行う事業でございます。

○1番（山本辰見君）

1件目の地籍調査、個人のうちは境界杭が全部あると思うのですが、町営住宅のところは全体でなくておつてということでしょうか。当然境界杭があると思うのですが、改めて線引きしないといけないということですか。再確認します。

○建設課長（茶谷昇司君）

町営住宅の周辺につきましては、町営住宅の河和住宅第二団地でしたか、あちらを造る際にも境界は測量はしていますが、あの区域の中にも民地が数十件ございまして、そちらも併せて今回、境界等を確認させていただく業務になります。

○議長（大岩 靖君）

ほかに質疑ありませんか。3番 森川議員。

○3番（森川元晴君）

181ページ、8款土木費の5項都市計画費の中の都市公園整備事業、公有財産購入費の522万7,000円、これの内訳、目的をお聞きます。

○都市整備課長（宮原佳伸君）

こちらの土地購入費につきましては、総合公園拡張事業の中の土地でございます。令和２年度の予算で計上しておりましたが、今回改めて令和３年度でも計上させていただきますのは、２年度は、２名の方なのですが、コロナの影響でなかなか交渉ができなかった。相手の御意向もあり、ちょっと来てくれるなということもあって、補正予算で一旦減額させていただきました。再度、土地購入費を計上させていただくものでございます。

○３番（森川元晴君）

２名の方、総合公園のところということですが、具体的に場所をお聞きしたいということと、あと、周辺の土地も買って来たと思うのですが、その当時買った坪単価でも平米単価でもいいのですが、違いがあるのか、お聞きします。

○都市整備課長（宮原佳伸君）

今回計上させていただいた２件につきましては、現在の総合公園グラウンドと新しく拡張する間の真ん中という間にある、図書館へ向かっていく道路の右側、以前土地改良をやった土地になります。

それで、単価につきましては再評価をしておりますけれども、平成２９年度、３０年度で購入した単価と同額でございます。

○３番（森川元晴君）

入っていく右側は、訳ありの土地なのか、そういう言い方をしているのか、ちょっと申し訳ないのですが、その土地のことであるのかということと、あと、今回、この拡張事業に関しまして、一般質問でも出ていましたけれども、懐かしいところの話を言いますと、あそこの公園整備事業は文化ホールも造りましょうかというようなところからずっと始まってきた工事でありまして、今回土地を購入するということですが、当初はソフトボール場２面造ります、図面も起こしていましたよね。その後は、町長が替わるたびに、今度は硬式野球場を造りましょうというようにいろいろ計画が変更されてきた拡張事業だと思っておりますが、最終的には、この間の一般質問の中でも硬式野球場は計画にないという答弁をされていましたが、あるかないかでもいいのですが、結局、ここの土地、いろいろな訳ありの土地と言わせてもらいますけれども、これが影響で、今までソフトボール場２面とか、硬式野球場１面とか、そういう計画が結局駄目になったというのか計画が立てられなくなった、そういう判断でよろしいでしょうか。

○都市整備課長（宮原佳伸君）

まず、今回計上させていただいているこの２件の土地につきましては、今、森川議員がおっしゃっておる造成したところではございません。そこは別の土地です。改良土が入っているところは令和２年度の予算で計上しましたが、繰越明許で来年度に繰越しさせていただくというものでございます。

今、その計画の内容ですが、もともとの当初の一番最初の交流拠点整備事業の計画からいろいろ変わってきたことに関して、全ての変更について、その土地が関わっているわけではございません。ですので、一番最初に文化施設があった計画から、それがなくなった計画とか、軟式野球場２面から硬式野球ができる広さのグラウンドと芝生広場になったのは、事業費抑制のためです。それは議会でも説明させていただいたとおりです。今回、硬式野球ができるグラウンドからソフトボール場２面に変えたのは、その改良土が入ったところの造成が制限されるため、それだけ広いグラウンドを確保することができなくなったというものでございます。

○議長（大岩 靖君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

以上で、５款から８款までの質疑を終わります。

次に、９款消防費以降について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。１番 山本議員。

○１番（山本辰見君）

私からは、通告は１件ですけれども、同じような中身ですからお願いしたいと。予算書の201ページになります。

小学校施設整備事業の中で、教育施設等工事、工事請負費1,080万円とあります。この具体的な工事内容というか、どういう事業なのか。

同様に、中学校でも、金額はちょっと少ない330万円、207ページにありますけれども、これもついでに２件説明をお願いいたします。

○学校教育課長（近藤淳広君）

それではまず、小学校費の教育施設等工事費1,080万円の内訳をとということでございますので、御説明させていただきます。

こちらにつきましては、５つ項目があります。１つ目、各小学校の遊具の修繕がございます。これが約110万円。２つ目、布土小学校の自家用受電設備、電気系の工事が170万円。それから、河和小学校の体育館の暗幕と職員数のコンセントがちょっと複雑になっている箇所があるものですから、それを含めた工事で、合わせて240万円。野間小学校の給食リフト、これは480万円。上野間小学校の浄化槽、80万円でございます。

いずれにしても、学校から要望を毎年聞いておりまして、私たちも現場を確認しまして、重要度、緊急度を見て、今年はこの学校のこういう施設を直そうということで工事、また修繕も同様にやっておりますので、よろしく願います。

続きまして、中学校の施設整備費でございます。

予算書207ページ、330万円でございます。こちらにつきましては、中学校の体育館器具の修繕、それから河和中学校の教室のロッカーと黒板、これは一部森林贈与税の交付金を活用するものでございます。

あと、野間中で一部校舎の爆裂が分かりましたので、そちらの工事、非常に危険だという箇所が見つかりましたので対応させていただきたいと思っております。

○議長（大岩 靖君）

ほかに質疑ありませんか。９番 横田議員。

○９番（横田貴次君）

これも委員会で聞けとお叱りを受けるのですが、学校再編の条例改正の案件も上程されておりますので、この場を借りて御質問させていただきます。

予算書203ページになりますが、スクールバス運営事業で、父兄の皆様より大変御心配をかけた案件でございますので、こちらで御質問させていただきます。

スクールバスの購入1,600万円計上されております。その上に車庫新築工事がありますので、この２件について、どのようなバス、２台と伺っておりますが、どのような内容のバスを予定されているのか。また、車庫がどこに建てられるのかとちょっと気になるところでございますが、この２点お伺いします。

○学校教育課長（近藤淳広君）

スクールバスについては、本当に保護者の皆さんや地域の方からもすごく関心が高い問題でございました。今回、新規事業でスクールバスの車庫の新築工事とスクールバスの購入費を上げさせていただいております。

内容について御説明させていただきます。

まず、バスの購入でございます。1,600万円計上しておりますのは、マイクロバス2台でございます。バスの運行の検討会議でも、大型バス1台でもいいのではないかとということとか、当初はマイクロバス1台で2往復する案だったのですけれども、やはり何かあったときに対応できるように、もう1台あったほうがいいということで、現在は29人乗りのロングボディーのマイクロバスでございます。これは、今、町が保有しておりますマイクロバスでございますが、それと同サイズのものでございます。こちらを2台を購入する予定をしています。

なお、購入費につきましては、国の補助金がありまして、へき地児童生徒援助費等補助金というもので、予算書の歳入にも、39ページに載っておりますので、また後で御確認ください。基本的には2分の1の補助金ですが、限度額もございます。こちらを充てさせていただきたいと思っています。

駐車につきましては、当初、河和南部小学校が空きますので、そこに青空駐車をしようと思っていたのですが、やはり大事なバスでございますので、しっかりと雨風がしのげる車庫を用意したほうがいいのではないかとということを考えております。現在は、河和南部公民館、こちらはもう廃止になって、用途が変わります。河和南部公民館の敷地の中に、雨風がしのげる、2台収納できる車庫を考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（大岩 靖君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって、議案第19号の質疑を終わります。

次に、議案第20号 令和3年度美浜町国民健康保険特別会計予算について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって、議案第20号の質疑を終わります。

次に、議案第21号 令和3年度美浜町後期高齢者医療特別会計予算について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって、議案第21号の質疑を終わります。

次に、議案第22号 令和3年度美浜町介護保険特別会計予算について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって、議案第22号の質疑を終わります。

次に、議案第23号 令和3年度美浜町土地取得特別会計予算について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。3番 森川議員。

○3番（森川元晴君）

先ほどの補正と同じ質問ですけれども、土地取得事業の1,000万円、その具体的な内容をお聞きます。

○建設課長（茶谷昇司君）

土地取得特別会計予算の土地取得費の1,000万円の具体的な内訳はということでございますが、令和3年度と

いたしましては、運動公園整備事業に伴います町道奥田・河和線の付け替えにつきまして、平成30年度に道路の修正設計をしております。そのときに、道路用地で幅員が若干不足するということが判明しておりまして、その部分を買増しする必要があるということで今回計上させていただいております。

ただ、用地買収につきましては、これからということもございますので、一般会計ではなく、こちらの特別会計で見させていただいていることと、先ほども補正予算でも申し上げました突発的な案件がございますので、こちらにも対応できるように1,000万円を計上させていただきました。

○3番（森川元晴君）

土地の購入とか用地買収のことを今答弁されましたけれども、地主等に事前にお話はされているものではないのですか。

○建設課長（茶谷昇司君）

主なところは事前には交渉は行っているのですけれども、今回、修正設計におきまして道路の高さも決まっております。もともとの土地につきましては、この地区は住環境整備で一応の計画の幅員は用意していただいていたのですが、修正設計をすることで、道路の高さが決まって、のり面が延びていったことが原因で、ちょっと幅員が足りないことになりました。何分、地主さんに対しては今からになりますので、申し訳ありませんが、こちらの会計で考えておりますので、よろしくお願いします。

○1番（山本辰見君）

この土地取得特別会計そのものは、町長が将来的に企業団地のようなことも想定し、将来的には必要な特別会計かもしれませんけれども、実は南知多町は特別会計をやめよう。事業それぞれで予算化してやればいから、あらかじめ土地を買ってとか購入してとかいうことではないのですが、そういう検討はされたことはありますか。特別会計そのものはやめようではないかというのが、私だけではなくて、少し意見があるようなのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（大岩 靖君）

ちょっと待ってください。私は、最初に質疑については、議案内容についての疑義をただすものでありまして、一般質問のように質問していただきたいとは言っておりませんが、その点、注意していただきたいと思います。

○総務部長（杉本康寿君）

土地取得特別会計の趣旨でございます。こちらにつきましては、町が将来購入する予定がある土地を特別会計をつくって不測の事態に備えると。一般会計ですと、補正予算の議決をいただかないと土地の購入をすることはできません。したがって、ある程度の土地購入費を特別会計に予算組みをさせていただいて、突発的な事例に対して対応するものでございますけれども、将来にわたって美浜町が大きな事業を計画しない場合は、この会計は必要ないかと思われしますが、今は運動公園の部分も少し残っております。あと、総合公園もございます。また、先ほどの道路の付け替えもございますので、いましばらく推移を見ていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（大岩 靖君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって、議案第23号の質疑を終わります。

次に、議案第24号 令和3年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計予算について、これより質疑に入り

ます。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって、議案第24号の質疑を終わります。

次に、議案第25号 令和3年度美浜町水道事業会計予算について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって、議案第25号の質疑を終わります。

以上、7件の令和3年度予算については、お手元に配付しました議案審査付託表のとおり、各担当常任委員会に付託します。

○議長（大岩 靖君）

以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。付託案件等の委員会審査並びに日程の都合により、3月10日から3月15日までの6日間を休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認めます。よって、3月10日から3月15日までの6日間を休会することに決定しました。

休会中に各担当常任委員会を開き、付託案件等の審査をお願いします。

来る3月16日は午前9時から本会議を開き、各担当常任委員長に付託案件等の審査結果の報告を求め、質疑、討論、採決を行います。

ここで、先ほど教育長に再任されました山本敬君より再任の挨拶をいただきたいと思ひます。

○教育長（山本 敬君）

失礼いたします。先ほどは私の再任をお認めいただきまして、誠にありがとうございます。これからは議員の皆様への御支援をいただきながら精いっぱい務めますことを決意新たにいたしました次第であります。

さて、今議会でも話題にさせていただいておりますように、少子化に伴う学校再編の必要性は高まるばかりであります。加えて、河和南部小学校と河和小学校との統合、新型コロナウイルスへの対応、GIGAスクール構想による教育のICT化など、学校を取り巻く環境はこれまでにない状況であります。町当局、学校、教育委員会一丸となって取り組んでまいりたいと思っております。

また、生涯学習の分野では、運動公園の建設が着々と進み、完成に向けて町民の皆様から大きな期待が寄せられておりますが、その一方で、利用形態や収益の面などが心配されております。既存の施設を含めて関係部署、外部団体とも密接な連携を図りながら、町民の皆さんに愛される、そして町財政にも負担を最小限にする、そんな施設運営、生涯学習の充実に努めてまいりたいと思ひます。

いずれにしても、様々な課題の中で、町民の皆様にも本町の子供たちのためにも一歩でも前進できるように、少しでも改善できるように頑張りたいと思ひます。今後とも、議員の皆様への御理解、御協力をどうかよろしくお願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

○議長（大岩 靖君）

山本教育長、ありがとうございました。

本日はこれにて散会します。御協力ありがとうございました。

〔午前10時48分 散会〕

令和 3 年 3 月 16 日（火曜日）

第 1 回美浜町議会定例会会議録（第 5 号）

令和 3 年 3 月 16 日（火曜日） 午前 9 時 00 分 開議

◎ 議事日程（第 5 号）

日程第 1 議案第 7 号 美浜町運動公園の整備事業に関する令和 2 年度（その 2）委託業務協定書の締結について

議案第 8 号 美浜町報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 9 号 美浜町固定資産評価審査委員会条例及び美浜町火入れに関する条例の一部を改正する条例について

議案第 10 号 美浜町町営住宅管理条例の一部を改正する条例について

〔総務産業常任委員長 報告〕

日程第 2 議案第 11 号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第 12 号 美浜町介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第 13 号 美浜町土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 14 号 美浜町町立学校設置条例の一部を改正する条例について

〔文教厚生常任委員長 報告〕

日程第 3 議案第 15 号 令和 2 年度美浜町一般会計補正予算（第 9 号）

〔各担当常任委員長 報告〕

日程第 4 議案第 16 号 令和 2 年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 17 号 令和 2 年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

〔文教厚生常任委員長 報告〕

日程第 5 議案第 18 号 令和 2 年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第 1 号）

〔総務産業常任委員長 報告〕

日程第 6 議案第 19 号 令和 3 年度美浜町一般会計予算

〔各担当常任委員長 報告〕

日程第 7 議案第 20 号 令和 3 年度美浜町国民健康保険特別会計予算

議案第 21 号 令和 3 年度美浜町後期高齢者医療特別会計予算

議案第 22 号 令和 3 年度美浜町介護保険特別会計予算

〔文教厚生常任委員長 報告〕

日程第 8 議案第 23 号 令和 3 年度美浜町土地取得特別会計予算

議案第 24 号 令和 3 年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計予算

議案第 25 号 令和 3 年度美浜町水道事業会計予算

〔総務産業常任委員長 報告〕

日程第 9 議会閉会中の継続調査事件について

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（１３名）

1 番	山 本 辰 見 君	3 番	森 川 元 晴 君
4 番	石 田 秀 夫 君	5 番	杉 浦 剛 君
6 番	廣 澤 毅 君	7 番	大 寄 暁 美 君
8 番	中須賀 敬 君	9 番	横 田 貴 次 君
10 番	荒 井 勝 彦 君	11 番	大 岩 靖 君
12 番	横 田 全 博 君	13 番	野 田 増 男 君
14 番	丸 田 博 雅 君		

◎ 本日の欠席議員（１名）

2 番 鈴 木 美代子 君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（２３名）

町 長	齋 藤 宏 一 君	副 町 長	八 谷 充 則 君
教 育 長	山 本 敬 君	総 務 部 長	杉 本 康 寿 君
厚 生 部 長	高 橋 ふじ美 君	産 業 建 設 部 長	鈴 木 学 君
教 育 部 長	夏 目 勉 君	総 務 課 長	大 松 知 彰 君
秘 書 課 長	中 村 裕 之 君	企 画 課 長	戸 田 典 博 君
防 災 課 長	小 島 康 資 君	税 務 課 長	山 本 圭 介 君
住 民 課 長	藪 井 幹 久 君	福 祉 課 長	三 枝 美代子 君
健康・子育て課 長	宮 崎 典 人 君	環 境 課 長	富 谷 佳 宏 君
産 業 課 長	三 枝 利 博 君	建 設 課 長	茶 谷 昇 司 君
都市整備課長	宮 原 佳 伸 君	水 道 課 長	夏 目 明 房 君
会 計 管 理 者	久 綱 勇 君	学 校 教 育 課 長	近 藤 淳 広 君
生涯学習課長	谷 川 雅 啓 君		

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（２名）

議会事務局長	日 比 郁 夫 君	主幹兼議会係長	森 秀 雄 君
--------	-----------	---------	---------

〔午前 9 時00分 開議〕

○議長（大岩 靖君）

皆さん、おはようございます。

3 月の定例会最終日に御参集いただきまして、ありがとうございます。

毎年この 3 月は、皆さんも御存じのように、3 月11日、東北の大震災が起こりました。そのときの映像が最近よくテレビ等で拝見された方も多いと思います。そのときの映像で私はすごく印象に残ってるのが 1 つありまし

た。大震災のときに、ちょうどアメリカ軍から2万人にもよる兵士が東北の震災に向け派遣され、救助援護に当たったという映像が流れておりました。そのときに、東北のある地区の本当に御高齢のおばあさんが、アメリカ軍の兵士の方に握手を求め、両手で受け止め、頭を下げておりました。私はその映像を見たときに、本当に大きなこういう災害が起きたとき、人種だとかそういうものを乗り越えて、人として助け合うというのを改めて感じておりました。

今、皆さんも御存じのように、新型コロナウイルスが蔓延しております。この大きな困難をどう乗り越えるかというのは、やはり人それぞれが人を思う気持ちで行動し、そして助け合い、前へ進んでいかなければならないと、つくづくそう思いました。

先週、ある医療関係者の方にお会いする機会がありました。その方は、コロナワクチンを接種しました。ただ、まだまだ医療関係者でさえ、なかなかワクチンの供給が間に合っていないという現状を聞かされました。いち早く一般の方たちにもワクチンの接種がスムーズに供給できるようにしていただきたいものだと思っております。

美浜町もワクチン接種につきましては、いろいろなシミュレーションをして、町民の方にスムーズに接種していただけるようこれからも検討して進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

会議に先立ち、お願いします。お持ちの携帯電話はマナーモードか電源をお切りいただくようお願いいたします。

美浜町議会では、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う予防対策として、議場内でのマスク着用を推奨しております。あくまでも予防のための着用であり、傍聴者、議員並びに職員の健康と安全確保を考慮したものです。咳エチケットやマスク着用の感染症予防対策への御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、議会議員及び町執行部の職員においては、マスクを着用したままの発言となりますので、不明確にならないように努めてくださるようお願いいたします。

それでは会議に入ります。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

本日の会議に、2番 鈴木美代子議員から欠席届の提出がありました。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 議案第7号 美浜町運動公園の整備事業に関する令和2年度（その2）委託業務協定書の締結についてから

議案第10号 美浜町町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてまで4件一括

○議長（大岩 靖君）

日程第1、議案第7号 美浜町運動公園の整備事業に関する令和2年度（その2）委託業務協定書の締結についてから議案第10号 美浜町町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてまで、以上4件を一括議題とします。

以上4件について、総務産業常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告願います。

〔総務産業常任委員長 横田全博君 登壇〕

○総務産業常任委員長（横田全博君）

おはようございます。

総務産業常任委員会は、去る3月10日午前9時より、役場3階大会議室におきまして、委員6名の出席、欠席1名の下に、説明員として各担当部課長の出席を求め、当委員会に付託となりました議案を慎重に審査いたしましたので、その結果を報告させていただきます。

ただいま議題となりました議案第7号 美浜町運動公園の整備事業に関する令和2年度（その2）委託業務協定書の締結についてから議案第10号 美浜町町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてまで4議案については、審査、採決の結果、全員賛成により可決しました。

なお、4議案とも質疑、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降 壇〕

○議長（大岩 靖君）

総務産業常任委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの総務産業常任委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、議案第7号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第7号 美浜町運動公園の整備事業に関する令和2年度（その2）委託業務協定書の締結についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手多数であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第8号 美浜町報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。
本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第9号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。
これより議案第9号 美浜町固定資産評価審査委員会条例及び美浜町火入れに関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。
本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第10号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。
これより議案第10号 美浜町町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを採決します。
本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第11号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてから
議案第14号 美浜町町立学校設置条例の一部を改正する条例についてまで4件一括

○議長（大岩 靖君）

日程第2、議案第11号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてから議案第14号 美浜町町立学校設置条例の一部を改正する条例についてまで、以上4件を一括議題とします。

以上4件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告願います。

〔文教厚生常任委員長 荒井勝彦君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（荒井勝彦君）

おはようございます。

それでは、御報告申し上げます。

文教厚生常任委員会は、去る3月11日午前9時より、役場3階大会議室におきまして、委員6名の出席、欠席1名の下に、説明員として担当部課長の出席を求め、当委員会に付託となりました議案を慎重に審査いたしましたので、その結果を報告させていただきます。

ただいま議題となりました議案第11号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてから議案第14号 美浜町町立学校設置条例の一部を改正する条例についてまで4議案については、審査、採決の結果、全員賛成により可決いたしました。

なお、4議案とも質疑、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降 壇〕

○議長（大岩 靖君）

文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの文教厚生常任委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、議案第11号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第11号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第12号 美浜町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第13号 美浜町土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第14号 美浜町町立学校設置条例の一部を改正する条例についての採決に入りますが、本案は地方自治法第244条の2第2項並びに美浜町町立学校設置条例第3条の規定により、出席議員の3分の2以上の同意を必要とします。また、この場合は議長も表決権を有しますので、表決権を有するただいまの出席議員数は13名であります。この採決は、起立によって行います。ただいまの出席議員は13名であります。その3分の2以上

は9名以上であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大岩 靖君）

起立13名であります。所定の数以上でありますので、よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第15号 令和2年度美浜町一般会計補正予算（第9号）

○議長（大岩 靖君）

日程第3、議案第15号 令和2年度美浜町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

本案に関し、各担当常任委員長の報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員長、報告願います。

〔総務産業常任委員長 横田全博君 登壇〕

○総務産業常任委員長（横田全博君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第15号 令和2年度美浜町一般会計補正予算（第9号）のうち、当委員会に付託となりました部分については、審査、採決の結果、全員賛成により可決いたしました。

なお、審査の過程で次のような質疑がありましたので、御報告します。

歳出において、ふるさと納税寄附運営事業について、住民税の流出額はとの質疑があり、昨年は2,387万5,000円、平成30年は1,943万9,000円である。流出額の75%について普通交付税で措置されることになっているとの答弁がありました。

また、ふるさと納税の今後の見通しはとの質疑があり、返礼品について、情報をいただいたり、やる気のある事業者により提案があれば積極的に受け入れ、店の数を増やしていきたい。事業者の掲載希望があれば、できる限り協力させていただくよう努めているとの答弁がありました。

また、空家等対策事業の減額はどのような理由かとの質疑があり、空き家バンク制度補助金では申請がなく、空家等対策計画補助金は、空き家の取壊し等、実績はあったが、見込みより少なかったためとの答弁がありました。

歳入においては、質疑はありませんでした。

なお、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降 壇〕

○議長（大岩 靖君）

次に、文教厚生常任委員長、報告願います。

〔文教厚生常任委員長 荒井勝彦君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（荒井勝彦君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第15号 令和2年度美浜町一般会計補正予算（第9号）のうち、当委員会に付託となりました部分については、審査、採決の結果、全員賛成により可決いたしました。

審査の過程で次のような質疑がありましたので、御報告をいたします。

敬老事業は全て中止という理解でよろしいものかとの質疑があり、コロナの感染防止対応策として、対象の高

齢者全員にマスクの配布をしたとの答弁がありました。

また、ワクチン接種事業について、一般の人の接種はいつでその順位はどのように定めるのかとの質疑があり、ワクチン接種の順位については、国が定めている順位になるため、町独自の順位に変えることはできないとの答弁がありました。

なお、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降 壇〕

○議長（大岩 靖君）

各担当常任委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの各担当常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第15号 令和2年度美浜町一般会計補正予算（第9号）を採決します。

本案に対する各担当常任委員長の報告は可決であります。本案は、各担当常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第16号 令和2年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から

議案第17号 令和2年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）まで2件一括

○議長（大岩 靖君）

日程第4、議案第16号 令和2年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から議案第17号 令和2年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）まで、以上2件を一括議題とします。

以上2件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告願います。

〔文教厚生常任委員長 荒井勝彦君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（荒井勝彦君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第16号 令和2年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から議案第17号 令和2年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）まで以上2議案については、審査、採決の結果、全員賛成により可決いたしました。

なお、審査の過程で次のような質疑がありましたので、御報告をいたします。

議案第16号 令和2年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）において、新型コロナウイルス感染症の影響により、減免措置はおおよそ何名が減免を受けたのかとの質疑があり、11月9日現在で28名であるとの答弁がありました。

次に、議案第17号 令和2年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）において、新型コロナウイルス感染症の影響により、減免措置はおおよそ何名が減免を受けたのかとの質疑があり、9月末現在で14名であるとの答弁がございました。

なお、2議案とも討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（大岩 靖君）

文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの文教厚生常任委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、議案第16号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第16号 令和2年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第17号 令和2年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第５ 議案第18号 令和２年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第１号）

○議長（大岩 靖君）

日程第５、議案第18号 令和２年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

本案に関し、総務産業常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告願います。

〔総務産業常任委員長 横田全博君 登壇〕

○総務産業常任委員長（横田全博君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第18号 令和２年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第１号）については、審査、採決の結果、全員賛成により可決しました。

なお、質疑、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降 壇〕

○議長（大岩 靖君）

委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第18号 令和２年度美浜町土地取得特別会計補正予算（第１号）を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第６ 議案第19号 令和３年度美浜町一般会計予算

○議長（大岩 靖君）

日程第６、議案第19号 令和３年度美浜町一般会計予算を議題とします。

本案に関し、各担当常任委員長の報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員長、報告願います。

○総務産業常任委員長（横田全博君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第19号 令和3年度美浜町一般会計予算のうち、当委員会に付託となりました部分については、審査、採決の結果、全員賛成により可決いたしました。

なお、審査の過程で次のような質疑がありましたので、御報告します。

まず、歳出を款ごとに御報告いたします。

2款総務費において、公用車550万円計上されているが、どのような車種を購入するのかとの質疑があり、550万円のうち、200万円については、事故により急遽購入しなければいけないときのための予算である。公用車は1台で、2,000ccクラスのワンボックスカーを予定しており、環境に配慮したものは予定していないとの答弁がありました。

また、地域共同事業の移住支援金事業補助金はどのような内容かとの質疑があり、国、県、町が共同で、東京23区からの移住者に対して、移住支援金を支給する制度である。支給に対する主な条件としては、東京に5年以上居住または通勤し、転入後は5年以上継続して居住する意思があるなど、全てに該当する必要があるとの答弁がありました。

5款労働費については、質疑がありませんでした。

6款農林水産業費において、森林病虫害等駆除事業で、松くい虫防除薬剤樹幹注入業務委託料だが、このままいくと美浜町の松は枯れてしまう危惧がある。注入型の防除はどうなるのかとの質疑があり、小野浦の残せる松へ実施し、保存していく形に変えていく。小野浦は90から100本残っており、四、五年のローテーションで、20から30本ずつ打っていく予定であるとの答弁がありました。

また、水産業振興事業で稚貝購入補助が本年度ない理由と、有害動植物除去事業補助金の内容の説明をとの質疑があり、稚貝放流は、西海岸でアサリ漁がなかなか復活できない。財政厳しい中、費用対効果も含め、優先順位を決め事業実施しなければならず、他事業の資源維持増加事業や就労環境改善事業を実施するなど対応している。有害動植物除去事業は、美浜町漁協においては、アサリの繁殖に支障となるツメタガイ、カンパン、ヒトデ等の除去を実施し、漁場の環境保全を図る。野間漁協においては、ノリの繁殖に支障となる野鳥等の駆除で、漁場の環境保全を図るもので、それぞれ補助率2分の1を行うものとの答弁がありました。

7款商工費において、商業団体育成事業の水銀街路灯等電灯料補助金の内容はとの質疑があり、美浜町商工会より水銀街路灯やアーチを管理するため要望された事業で、電気代の補助を行うもの。水銀街路灯については、徐々にLED化が進んでいるが、補助事業名のため、変わらず水銀街路灯と称しているとの答弁がありました。

8款土木費において、道路新設改良国庫補助事業は、整備計画にのっとり行っているものかとの質疑があり、町内の橋梁は、5年のローテーションで点検を実施している。今回計上しているのは、石田橋はじめ14橋梁を予定している。橋梁調査については、河和新江川に架かる瓦橋の修繕設計の委託料となるとの答弁がありました。

また、空家等対策事業で、空き家バンクシステムの充実で特にPRしたいことは何かとの質疑があり、町外から新築された子育て世帯に対して、令和2年度で初めて実績が1件発生した。令和3年度は、これまで隣町の武豊、常滑、南知多からの転入は補助対象外と遠慮していたが、どこから転入しても対象にすることで推進を図っていくとの答弁がありました。

9款消防費において、非常備消防事業の消防団詰所等取壊し撤去工事はどこかとの質疑があり、奥田中の詰所と火の見やぐらの撤去を予定している。取壊しの後、フェンスも撤去し、駐車場としての利用となるとの答弁が

ありました。

次に、歳入については、今後の路線価の見直しで、どのような税収を見込んでいるかとの質疑があり、知多半島南部においては年々下落が続いている。今後も残念ながら下落傾向は続く想定するとの答弁がありました。

なお、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（大岩 靖君）

次に、文教厚生常任委員長、報告願います。

〔文教厚生常任委員長 荒井勝彦君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（荒井勝彦君）

それでは、御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第19号 令和3年度美浜町一般会計予算のうち、当委員会に付託となりました部分については、審査、採決の結果、全員賛成により可決いたしました。

なお、審査の過程で次のような質疑がありましたので、御報告をいたします。

まず、歳出を款ごとに御報告いたします。

3款民生費において、社会福祉施設借上料で、空いた公共施設を利用しようという検討をしたかとの質疑があり、空いた公共施設がないため検討には至っていないが、今後、公共施設の見直し等の中で検討をしていくこととなるとの答弁がありました。

また、高齢者タクシー料金助成事業について、なぜ令和3年から71歳以上とするのかとの質疑があり、現在の年齢別利用者数は70歳が4名、71歳が8名、72歳が6名、73歳が14名、75歳以上80歳未満が101名、80歳以上が247名ということで、利用も低いため、年齢を上げたとの答弁がありました。

4款衛生費において、健康診査事業で、障害者歯科検診事業報償金は何か新たなサポートを始めたのかとの質疑があり、障害者に対する歯科健診の事業については、以前は県の事業であったが、県から事業継続ができないとのことで、急遽始まった事業であるとの答弁がありました。

また、環境対策事業の生活排水クリーン推進委員の活動内容はとの質疑があり、生活排水クリーン推進委員は6名で、主に河川の浄化に関する啓発をお願いし、7月の第4水曜日に河和駅で街頭キャンペーンを行っているとの答弁がありました。

10款教育費において、学校再編検討委員会委員の委員の人数はとの質疑があり、学校再編検討委員会は、町民参加型の新たな検討組織で、今のところ10から12名の組織を考えているとの答弁がありました。

歳入については、質疑はありませんでした。

なお、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（大岩 靖君）

各担当常任委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの各担当常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

最初に、反対討論はありませんか。1番 山本議員。

○1番（山本辰見君）

私は、ただいま議題となっております議案第19号 令和3年度美浜町一般会計予算に対して、日本共産党を代表して反対の立場で討論いたします。

私たちは、予算の全体を批判するものではありません。子育て支援あるいは福祉の課題、空き家対策や安全・安心のまちづくり、活力のあるまちづくり、教育に関する環境づくり等については、むしろ積極的に支援する立場で支持する課題はありますけれども、どうしても賛成できない項目があります。

それは、都市公園整備事業についてであります。私たちに寄せられた住民の多くの皆さんの思いをどうしても伝えなければなりません。

都市公園整備事業の1点目で、陸上競技場を中心とした運動公園整備事業であります。交流人口を増やし、活性化しようという考えを否定はしませんが、住民の多くの皆さんからは、町当局が提案してる形では、交流人口は一定程度あるにしても、定着人口の増加には決して結びつかないのではということです。現段階においても、この事業の運営主体の組織がはっきりしていません。おおよその考えは示されましたけれども、運営にどこが責任を持つのか、また合宿や継続的な練習利用、あるいは大会の誘致も含めて、本来であれば営業が始まっていなければいけませんが、当局が試算している利用客が本当に実現できるのか、非常に疑問であります。今回の予算には建設工事は入っておりますけれども、これらの運営主体に関する予算や、交流人口を増やすための具体的な予算が含まれておりません。このことを指摘します。

もう1点は、総合公園拡張事業でありますけれども、当初の予定であった第2グラウンドを移転する代わりに野球場2面、できれば硬式野球場といった計画が御破算になりました。私たちは以前からこの計画そのものにも反対でありましたが、それにしても、ここの課題のある土砂といいますか、この部分を購入、整備するのではなくて、当初計画に面積が必要なら別な場所をと指摘していましたが、その方向が検討されていません。住民の皆さんの貴重な税金である予算をつぎ込む大事業でありますから、町民にとって意味のある、税金の無駄にならない方法に再検討、変更するべきです。

あと、2点ほどです。企画費の中にあるリニア中央新幹線建設促進期成同盟会の負担金については、本来、JR東海が自分たちでやると言いながら、結果として国の税金も投入される形になっている。いわゆる民間大企業の事業を支援するものですから、この負担金については反対であります。

もう1点は、徴税費の中にある知多地域地方税滞納整理機構負担金についてであります。愛知県ではほかの地域は昨年で終了しております。知多地域だけが残っているわけです。私たちは、滞納整理機構解散を求めてきましたけれども、そういう理由から、この負担金には賛成できません。

以上、何件かを指摘して反対討論とさせていただきます。

○議長（大岩 靖君）

次に、賛成討論ありませんか。13番 野田議員。

○13番（野田増男君）

議案第19号 令和3年度美浜町一般会計予算にチャレンジMIHAMAを代表し、賛成の立場で討論いたします。

令和3年度予算編成に当たっては、大変厳しい結果となった令和元年度決算とあらゆる分野で新型コロナウイ

ルス感染症の影響を受ける中、限られた財源での編成作業には大変苦勞されたと思います。

町長は、施政方針においても、自然と共生・農福連携・健康づくりを推進し、住民の皆様が笑顔で活力に満ち、安心・安全に暮らせていけるまちを目指し、これまで町政運営に当たっておられます。

主な施策については、まず初めに、平成29年度からの継続事業である運動公園整備事業から申し上げます。

町長が、昨年度、事業継続を英断された運動公園整備事業は、これから陸上競技場の建設など、工程的にも重要な時期を迎えることになり、国においても、令和2年度の補正予算による交付金をお認めいただいたものと理解しております。また、先日の一般質問では、運営の面で日本福祉大学と連携し、ナショナルトレーニングセンターの指定を目指すという具体的な方針が示されました。運動公園整備事業が目指す交流人口の増加、地域経済の活性化、学園ゾーン強化を実現するためには、引き続き事業を推進する必要があると考えております。

また、火葬場建設事業として、知多南部衛生組合分担金約2億6,000万円が計上されております。

本町の財政は、新型コロナウイルス感染症の影響以外でも、依然として地価の下落、景気の低迷、人口減少等、非常に厳しい状況が続いております。新年度一般会計予算は、総額77億3,700万円と、令和2年度に比べ2.6%の増額となっております。町税につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、大きな減収となる見込みですが、各種事業のさらなる精査とともに、職員の定員管理や給与水準の見直し等を図ることにより、町の貯金である財政調整基金からの繰入れを1億7,350万円と最小限に抑えており、健全な財政運営に努めていることがうかがえます。厳しい状況の中、実効性のある事業を取捨選択し、限られた予算の範囲内で数々の課題に対して予算がバランスよく確保されており、その意味では適切な予算であると判断し、期待しております。

まず、安心・安全な暮らしができるまちづくりとしまして、運動公園整備事業に伴い、町道森越・石坂平井線や町道奥田・河和線の付け替え工事を行うとともに、生活環境の改良や通学路の安全確保の工事も行われるため、運動公園を拠点とした利便性向上が見込まれます。

また、合併処理浄化槽の普及促進整備事業として、補助制度を見直し、財政負担を抑えながら、個人向けの設置補助数を大幅に増加させる取組をしております。

令和3年度から変更となるごみ収集については、現在行われている資源ごみの分別収集とは別にエコステーション事業を立ち上げ、ごみ処理費の抑制に努めております。

産業施策では、農業の次世代の担い手を確保すべく、人材に投資する事業や地域ブランド化の推進にも継続して取り組んでおります。

また、漁協を通じ、水産資源の保護や設備補助を新たに行うなど、本町の特徴である第1次産業に配慮した予算となっております。

また、ふるさと納税事業も拡大し、地場産業の振興を図っております。

福祉施策においては、令和2年度にスタートした病後児保育事業をはじめ、新たに子育てをサポートする産後ケア事業を始めるなど、少子高齢化に対応したまちづくりや知多厚生病院の運営補助、わかば園の運営など、医療・福祉の増進も継続的に行っております。

人が学び合い、育ち合うまちづくりとして、閉園する南部保育所を新たに河和南部文化交流館として整備し、地域の集会、研修、交流の場として人と人とのつながりを深める努力を行っております。

教育施策としては、国のGIGAスクール構想に対応するため、教育現場において研修などを行うGIGAスクールサポート事業を開始するなど、従来から推進してきた英語教育のほかにICT分野にも力を入れております。

さらに、シンガポール共和国からの国際交流員の受入れを継続し、海外へ積極的に情報を発信することにより、

インバウンドなどへの効果が見込まれます。

町政を取り巻く環境は大変に厳しい状況ではありますが、町長には、本町の課題である少子高齢化、産業の活性化など諸問題を克服するための着実な施策をお願いするものであります。

また、今後、さらに期待することとしまして、一般質問にも出てきました県道西部線、東部線の早期開通をお願いするとともに、学校再編に伴う小中一貫校への早期対応を進めるべきだと思います。

最後に、町長のまちづくりのスローガンである「自然と共生するまちづくり」を実現するためにも、各種施策を展開するとともに、将来を見据えたまちづくりには何が必要かを熟考し、持続可能なまちづくりの推進に取り組まれることを期待し、賛成討論といたします。

○議長（大岩 靖君）

ほかに討論はありませんか。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

次に、賛成討論はありますか。3番 森川議員。

○3番（森川元晴君）

議案第19号 令和3年度美浜町一般会計予算について、希望の輪を代表し、賛成の立場から討論をさせていただきます。

令和2年度は、町長の施政方針でも触れられていたように、新型コロナウイルスの感染拡大により、世界中が混乱に陥った年であり、今なおその真ただ中にいます。幸いにしてワクチンが開発され、本町においても4月の後半からその接種が計画されております。このワクチン接種によって、一日も早い日常の回復が望まれるところではありますが、いろいろなところで言われるように、全てが元に戻るわけではなく、例えば会社に出勤せず自宅で勤務するテレワークやテレビ会議のように、一部は新しい生活様式として定着していくことは間違いありません。後に、令和2年から3年は新型コロナウイルスによって私たちの生活様式が変わる分岐点となったと言えるでしょう。

この分岐点において、行政として今、何をすべきか、ワクチン接種をはじめとする感染拡大予防を進めることが第一であることは言うまでもありませんが、打撃を受けた町内の各種団体への支援、外出自粛により運動不足となった高齢者の体力回復、新しい生活様式の場に対応できる条件整備、会議、イベントの開催の方法等の見直しなどなど、やるべきことは山積みであります。

新年度予算は、運動公園整備事業や新火葬場建設事業に対する分担金などを除けば、新たな投資的経費は少なく、環境、福祉、防災、教育などの義務的経費が中心となっております。町長には、まちおこしのアイデアがたくさんあり、盛り込みたい施策、予算もあったことでしょう。しかし、今は、4月以降に上程するであろう国の予算を活用した新型コロナウイルス対策事業、ワクチン接種事業により新型コロナウイルスの対策に万全を尽くすことが最優先であり、不足があれば、ちゅうちょすることなく、町の基金を取り崩してでも住民の生活を守っていく、そういう思いで、あえて新規事業を抑えた予算を編成されたと理解しております。

令和10年までに小中一貫校をとの答弁がありました。そのためには健全な財政運営が必要です。予算書を分析したところ、職員人件費を大きく削減するとともに、事業内容を見直すなど、財政の健全化に努められていることが分かります。

維持管理費が懸案となっている運動公園も、日本福祉大学と協力し、ナショナルトレーニングセンターの誘致

を進めるとの答弁がありました。財源を確保できるだけでなく、本町の名を全国に発信できる素晴らしい考えであり、実現に向け全力で取り組んでいただきたいと思います。

なお、個々の施策につきましては、さきにチャレンジMIHAMAが取り上げた意見同様であります。その内容も含め、本予算に賛成いたします。

○議長（大岩 靖君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

これをもって討論を終わります。

これより議案第19号 令和3年度美浜町一般会計予算を採決します。

本案に対する各担当常任委員長の報告は可決であります。本案は、各担当常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手多数であります。よって、本案は各担当常任委員長の報告のとおり可決されました。

ここで、1時間以上になりますので、換気のための休憩を取ります。再開を10時20分といたします。

〔午前10時05分 休憩〕

〔午前10時20分 再開〕

○議長（大岩 靖君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7 議案第20号 令和3年度美浜町国民健康保険特別会計予算から

議案第22号 令和3年度美浜町介護保険特別会計予算まで3件一括

○議長（大岩 靖君）

日程第7、議案第20号 令和3年度美浜町国民健康保険特別会計予算から議案第22号 令和3年度美浜町介護保険特別会計予算まで、以上3件を一括議題とします。

以上3件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告願います。

〔文教厚生常任委員長 荒井勝彦君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（荒井勝彦君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第20号 令和3年度美浜町国民健康保険特別会計予算から議案第22号 令和3年度美浜町介護保険特別会計予算まで以上3議案については、審査、採決の結果、全員賛成により可決をいたしました。

なお、審査の過程で次のような質疑がありましたので、御報告いたします。

議案第20号 令和3年度美浜町国民健康保険特別会計予算において、傷病手当支給事業で、コロナへ感染された方への傷病手当と聞きましたが、1人当たり幾らで何人くらいを予想しているかとの質疑があり、見込みは12件分。1件当たりは、1日6,000円の3分の2掛ける11日分で計算しているとの答弁がありました。

議案第21号、議案第22号については、質疑はありませんでした。

また、3議案とも討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（大岩 靖君）

文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの文教厚生常任委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、議案第20号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第20号 令和3年度美浜町国民健康保険特別会計予算を採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第21号 令和3年度美浜町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第22号 令和3年度美浜町介護保険特別会計予算を採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第23号 令和3年度美浜町土地取得特別会計予算から

議案第25号 令和3年度美浜町水道事業会計予算まで3件一括

○議長（大岩 靖君）

日程第8、議案第23号 令和3年度美浜町土地取得特別会計予算から議案第25号 令和3年度美浜町水道事業会計予算まで、以上3件を一括議題とします。

以上3件について、総務産業常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告願います。

〔総務産業常任委員長 横田全博君 登壇〕

○総務産業常任委員長（横田全博君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第23号 令和3年度美浜町土地取得特別会計予算から議案第25号 令和3年度美浜町水道事業会計予算まで3議案については、審査、採決の結果、全員賛成により可決しました。

なお、審査の過程で次のような質疑がありましたので、御報告します。

議案第24号 令和3年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計予算において、一般会計繰入金が2,261万1,000円あるが、一般会計で支え続けるのか、今後の考えはとの質疑があり、当初の建設負担金を30年償還しており、令和3年は、1,300万円ほどで、あと残り3年で終わることになる。施設使用料については、消費税の値上げ以外に行っていないため、今後の検討課題の一つであるとの答弁がありました。

なお、議案第23号と議案第25号については、質疑はありませんでした。

また、3議案とも討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降 壇〕

○議長（大岩 靖君）

総務産業常任委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの総務産業常任委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、議案第23号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第23号 令和3年度美浜町土地取得特別会計予算を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第24号 令和3年度美浜町農業集落家庭排水処理施設特別会計予算を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第25号 令和3年度美浜町水道事業会計予算を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第９ 議会閉会中の継続調査事件について

○議長（大岩 靖君）

日程第９、議会閉会中の継続調査事件についてを議題とします。

議長宛てに各委員会委員長より、議会閉会中の継続調査事件の申出がありましたので、一覧表としてお手元に配付しました。

お諮りします。各委員会委員長より申出のとおり、議会閉会中の継続調査事件とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、議会閉会中の継続調査事件とすることに決定しました。

以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

閉会に当たり、町長より御挨拶願います。

〔町長 齋藤宏一君 登壇〕

○町長（齋藤宏一君）

令和３年第１回美浜町議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会に御提案いたしました報告第３号 専決処分事項の報告についてをはじめとして全議案いずれにつきましても、慎重審議の上、御承認いただきましたことに対し、まずもって厚くお礼を申し上げます。ありがとうございました。

なお、各会派の皆さんから貴重な御意見また励ましの言葉をいただいて、これから大変な今、コロナの時期でございますけれども、何とか乗り切りながら、また来るべき新年度に向かって頑張っていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

さて、暦も間もなく春分を迎えます。春の訪れを肌で感じ、気持ちも一段と晴れやかになる季節となります。間もなく始まる新年度においても、よりよいまちをつくりたい、美浜町をもっと暮らしやすいまちにしたいという思いを遂げられるよう、新たな気持ちでこれからも日々精励してまいりたいと考えております。

議員の皆様方には、それぞれの場面において、御理解、御協力願うことも多々あるかと思いますが、御高配くださいますようお願い申し上げ、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

〔降 壇〕

○議長（大岩 靖君）

ありがとうございました。

これにて令和３年第１回美浜町議会定例会を閉会します。御協力ありがとうございました。

〔午前10時35分 閉会〕

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和3年3月16日

美浜町議会

議長 大 岩 靖

議員 杉 浦 剛

議員 荒 井 勝 彦

令和3年6月22日

各位

美浜町議会議長 横田 貴次

会議録の訂正について（配布）

令和3年第1回美浜町議会定例会会議録について、令和3年6月11日付けで、荒井勝彦議員より会議録訂正申出書が提出されました。

そのため、申出部分を当時の議長並びに会議録署名議員2名に確認し、同意が得られましたので、下記正誤表のとおり訂正いたします。

記

正誤表

正誤箇所	誤	正
令和3年第1回美浜町議会定例会会議録 第1回美浜町議会定例会(第2号) 42ページ 上から13行目	建築士	建築主事